

## 平成17年12月5日(月曜日)

### 出席議員(39名)

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	32番	小坂博康	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員
21番	山森功	議員			

### 欠席議員(2名)

19番	伊賀昭治	議員	31番	石端勇夫	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士 雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
参事兼監理課長	久 保 與 夫	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第1号）

平成17年12月5日 午後2時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案一括上程 議案第34号～議案第43号、請願第7号～請願第10号  
（提案理由説明）

午後2時00分 開会

開会・開議

議長（作間七郎君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は39人であります。

平成17年第7回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙により配付いたしましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（作間七郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番 大森良策君、14番 藤本一義君を指名いたします。

会期の決定

議長（作間七郎君） 日程第2 会期の決定の件

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

議案一括上程

議長（作間七郎君） 日程第3 議案一括上程

議案第34号 中能登町企業誘致条例の制定について

議案第35号 中能登町手数料条例の一部を

改正する条例について

議案第36号 中能登町立小学校児童の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例について

議案第37号 石川県町村議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約について

議案第38号 石川縣市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約について

議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第40号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第41号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第42号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第43号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算

請願第7号 高金利引き下げに関する請願

請願第8号 道路整備促進に関する意見書を求める請願

請願第9号 非核平和中能登町宣言採択の請願

請願第10号 政府に対する非核三原則の法制化を求める意見書採択についての請願

以上、議案10件、請願4件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日ここに、平成17年第7回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年最後の開会に当たり、町政運営に係る諸問題について所信の一端を申し述べますとともに、提案をいたしました議案等の概要についてご説明いたします。

初めに、この9月に行われました衆議院議

員総選挙後において、小泉内閣は経済の活性化、雇用の確保はもとより三位一体改革など我が国が直面している多くの重要課題の解決に積極的に取り組まれ、懸案の郵政民営化法案の成立を初め、いよいよ地方分権の推進に一気に加速しているところであります。

これからどの自治体にも求められるものは、特性や個性を最大限に生かした競い合うまちづくりの競争時代が到来をいたします。

私は、本年4月に町長に就任して以来、町民の皆様方を初め議員各位のご支援、ご協力のもと大過なく職務に邁進することができましたことを心からお礼を申し上げます。

皆様方に認めていただいた平成17年度予算の執行状況であります。ほぼ順調に事業が進捗をいたしております。

就任当時、私は6つの視点を挙げさせていただきました。環境、産業、福祉、教育、情報、そして行革であります。

それらの実現を図るために、平成18年度予算編成に当たり方針を定め、職員に指示したところであります。今行政に求められている各事務事業の費用対効果を十分に精査し、創意と工夫をした精度の高い予算づくりを目指しております。

それでは、今回提案いたしました議案等につきまして順次その概要を説明申し上げます。

まず、議案第34号は中能登町企業誘致条例の制定についてであります。

この条例は、町内に企業の誘致を促進することにより産業の振興と雇用機会の拡大を図り、本町の発展に寄与することを目的とし、従来からある企業誘致条例の全部を改正するものであります。

主な改正点としては、助成金限度額の大幅引き上げにより大型投資を促すとともに、新規地元雇用者の増を図るため、雇用人数条件の引き下げ等の所要の改正を行うものであり

ます。

次に、議案第35号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地籍調査成果品の交付について1筆につき600円を徴収する項目を追加するものであります。

次に、議案第36号 中能登町立小学校児童の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、第2条の補助対象として通学費の一部を補助することとしておりましたが、通学費の全額を補助することとしておりますので、今回所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について、及び議案第38号 石川県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてであります。

本組合を組織する市町のうち門前町が平成18年2月1日に輪島市と合併することに伴い、組合を脱退するため、組合理約の変更を行うものであります。

次に、議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ8,294万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億7,765万1,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、一般会計から繰出金として第3款民生費第1項社会福祉費において介護保険特別会計繰出金、第4款衛生費第1項保健衛生費について国民健康保険特別会計繰出金、第6款農林水産業費第1項農業費と第8款土木費第1項土木管理費において下水道事業特別会計繰出金を計上いたしました。

また、七尾鹿島広域圏事務組合分担金として第4款衛生費第1項保健衛生費において病院事業分を、同款2項清掃費においてごみ及びし尿処理分を計上いたしました。

第2款総務費第1項総務管理費においては、統合電算システム等構築業務委託料と地域イントラネット基盤整備工事費を減額計上いたしました。

第6款農林水産業費第1項農業費において、米の品質管理に伴う米色彩選別機購入のための集団営農用機械整備事業補助金を、第8款土木費第2項道路橋梁費では、町道改良工事に伴う水道管移設費を計上いたしました。

第9款消防費第1項消防費においては、石油貯蔵施設立地対策費補助金の用途を変更することになり、減額をいたしました。

第10款教育費第1項教育総務費では、小中学校校舎等のアスベスト環境調査費を、同款第2項小学校費及び第3項中学校費では、アスベスト対応工事に係る設計委託料と工事請負費を計上いたしました。

なお、歳入の主なものにつきましては、第1款町税において町民税等の収入見込み増による適正額を、第12款使用料及び手数料において墓地公苑使用料を、第15款財政収入では分譲宅地売り払い代金等を計上いたしました。

また、事業に係る特定財源を適正額計上し、第17款繰入金において財政調整基金の繰入額で調整をいたしました。

議案第40号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに13億4,972万2,000円とするものであります。

主なものとして、歳出では介護保険法改正に伴う電算システム改修負担金と前年度事業費の確定に伴う返還金を計上し、歳入につきましては一般会計繰入金等を計上いたしました。

議案第41号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,342万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに16億2,057万6,000円とするもので、主なものとして、歳出につきましては療養給付費、高額療養費の見込み額と前年度の療養給付費等の負担金の確定に伴う返還金を、歳入では国庫負担金及び繰入金をそれぞれ適正額計上いたしました。

議案第42号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,593万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,175万4,000円とするものです。

主なものとして、歳出では、公共下水道施設管理費において公課費として確定申告納付額により算定した消費税を計上いたしました。歳入につきましては、下水道使用料及び一般会計繰入金を適正額計上いたしました。

議案第43号 平成17年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、資本的支出に2,427万円を計上し、総額を4億5,315万3,000円とするものです。

主なものとして、他会計工事に伴う水道管移設工事費を計上し、収入においてその負担金を計上いたしました。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適正なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時18分 散会

## 平成17年12月6日(火曜日)

### 出席議員(38名)

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	32番	小坂博康	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員(3名)

19番	伊賀昭治	議員	31番	石端勇夫	議員
22番	宮本空伸	議員			



説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士 雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
参事兼監理課長	久 保 與 夫	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第2号）

平成17年12月6日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会付託  
議案第34号～議案第43号、請願第7号～請願第10号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は38人であり、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議案の質疑

議長（作間七郎君） 日程第1 議案質疑  
これより、議案第34号から第43号までについて一括して議案の質疑を行います。

通告順に発言を許します。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） おはようございます。

それでは、12月議会に当たりまして質疑を行いたいと思います。

きのうから、きょうから、私に余り長くするなよとプレッシャーがかかりまして、けさも顔を見るなりそういうことをわざわざ言にくる議員さんもおられます。そういうわけでございますが、議会の議員の務めは質疑に対していろんな意見を聞くということが私は先輩の議員からよく言われているのです。知らないことをそのときに聞くのは当たり前の話で、知らないことをそのまま見過ごしていくと末代の恥になるということをよく先輩の議員から聞かされておりましたので、そういう意味で私、知らないところはひとつ担当課長さん方に教えていただいて勉強したいという、そういう意味から質疑を行いたいと思います。

まず初めに、中能登町の企業誘致条例案が出ております。次の点について、4点ばかりにわたりまして見解を伺いたいと思います。

まず初めに第1として、第2条の定義でございます。誘致条例の定義はどういうことに

なっているのかということでございます。

平和堂に新たに七尾市より大型電気店のジョーシンが開店いたしております。また、以前からありましたホームセンターロッキーが別の場所で開店をしております。どれも平和堂の用地内であり、テナントということで考えていくのかどうか。これらについて第2条の(2)(3)の定義には該当しないと考えるのは妥当なのか。そのことについて答弁を求めたいと思います。

2番目に、第5条の助成措置でございます。(2)にある道路、用排水路等の立地基盤の整備とは町が行うことになるが、誘致企業はそれらの環境整備、全部行政が行った後に立地するというのでいえば大変有利なことになるわけでございますが、用地のあっせんは、これは行政が行ってもいいと思いますが、道路、用排水路等の立地基盤の整備というところまで踏み込んでおられるが、これでいいのかどうか。果たして中能登町財政の中で許されることかということ。これが第5条の助成措置でございます。

3番目に、第7条、助成金の交付、(2)に助成金を規則で定めるところにより交付することになっているが、交付を受けた助成金は第8条の(3)に該当しても、そのときは返還する必要はないのかどうか。期間としたらどれくらいを考えて助成金の交付を行う考えなのか、その点の答弁を求めたいと思います。

第8条の中で指定の取り消しというのがあります。(1)から(4)まであるわけですが、第2項として、規定はその交付の決定の全部または一部を取り消すことができるとなっております。指定を受けてより取り消すには、それなりの期間を設けることが具体的になるかと思いますが、これらについても先ほどと重複するかもしれませんが答弁を願いたいと思います。

議長、全部やっていくのですか。

議長（作間七郎君） 全部やってくださ

い。

38番（杉本平治君） 議長が全部やれという事で全部やりますが、私にとっては1件1件済ませた方がメモをとりやすい。全部やりますと、どの答弁をメモすればいいか最後にはわからなくなってしまうのですけれども、議長、これは何かならないですか。だめですか。

これはこの次一度協議しなければならないですね。こういうことでは答弁を受けるのが大変でございます。

それでは、23ページ開いていただきたいと思います。

第2款総務費1目の一般管理費、細目としては6でございます情報管理事業で、14節の1、使用料、光ケーブル電柱管理使用料といたしまして78万8,000円を支出いたしております。

私、条例集をいただいておりますので開いてみました。中能登町道路占用規則があります。道路を占有する場合は同規則に基づいて申請を行うこととなっておりますが、それには町長の許可が必要であると考えております。だから、中能登町には道路占用条例はあっても、使用規則が制定されていないために北電並びにNTTなどから占用料を徴収して現在のところおりません。それなのに今回の予算では鹿西町に対して光ケーブル電柱使用料を北電が求めてきていることは、私は請求の理由にならないと考えております。支払う必要はないのではないかと考えます。

次の資料によると、これは私の資料でございますが、資料によりますと、建設省は平成7年10月18日に官報で道路使用料を8年ぶりに改定する、そういうことで全国の県の方へ通知を出しております。アップ率は13%でございます。これに基づきまして、石川県、七尾市、羽咋市なども使用料をアップいたしまして現在徴収しているわけでありまして、

中能登町も新町になった機会でありまして、

新たな規則を設けることを私は強く要望いたします。その要望が整理されるまで、今回の予算化した金額の支出凍結を私は強く求めたいのであります。

ちなみに私、七尾市、羽咋市にもありますけれども、七尾市の使用徴収条例を議会事務局へ電話をかけた上でファクスで送っていただきました。というのは、七尾市は合併いたしまして旧の鹿北3町が七尾市と合併したわけでありまして、鹿南3町も私さっき言いましたように使用料の徴収というのは鹿島町、鳥屋町もやっていないんです。鹿西町もやっていない。私、何回も谷町長、宮川町長に対してもその点を要求しているんですが、やっていない。これは鳥屋も鹿島も一緒だと思うんです。

鹿北3町も一緒なんです。徴収していません。それが七尾市になった場合、当然、旧の鹿北も徴収を免れないのではないかと私はそう考えたのです。七尾市の道路占用条例は合併後どうなっているかということで私、七尾市の事務局よりファクスで送っていただきました。

七尾市は平成16年10月1日、条例第235号で使用料の徴収条例をつくっております。ただ鹿北3町、今まで取っていなかった鹿北3町は条例ではどううたっているかということ。こういうふうなうたっているわけでございます。

この条例の施行の際、合併前の田鶴浜町、中島町及び能登島町の道路占用については平成18年3月31日まで適用しないということでございます。だから4月1日から鹿北3町は使用料を徴収するけれども、3月31日まではこの条例は適用しない。そういうただし書きが入っているわけでございます。

私はこの点について、中能登町も的確に電柱を立ててある町道に関しましては使用料をきちんと取るべきであります。石川県も取っております。羽咋市も取っている。七尾市も

取っている。なぜにこの郡部の町村だけが遠慮して取らないのか。どこにそのわけがあるのか。いろんなことを私、鹿西町のときに質問いたしましたら、答弁をいただきました。電柱使用料を取ると移転のときに莫大な金がかかる、そういう答弁があったんです。

だがこの問題点につきましても、私、県の土木の方から一覧表をいただきました。北陸電力の道路の占用物件等の移転に関する費用の分担というきちんとしたものがあるわけでございます。例えば中能登町の町道を拡幅した場合、町道内に広げた場合、また中能登町の町道を電柱が使用した場合は、乙の北陸電力が全額を負担する。町道にあった電柱をそのときに町道外に移設した場合、これの負担割合というのがあるわけでありまして。パーセンテージが全部出ているわけでございます。全額負担ということはないわけでございます。

だから私はこれらにつきまして、きちんと精査して、もらうものはもらう、そのことが私は大切ではないかと思うのです。

ここに阪神の1町が道路占用料改定2年間見送りという中で、こういう厳しい記事が載っております。市民に厳しく、大企業に甘く。5億6,000万円をふいにしている。そういう記事が載っているわけでありまして、私はこの点につきまして、きちんとももらうものはもらう、そういう筋道をぜひとも今回の議会の中できちんとしていただきたいということを変更して強く要望いたしたいと思っております。

次に、21ページであります。

第15款財産収入、土地売払金として5,068万3,000円が収入になっております。説明によりますと、あおば台、桜新町の今まで残っていた造成地を購入してもらったということでありまして。私お聞きしたいのは、現在このあおば台、桜新町にどれだけのものが残っているのか。まだ売れなくて残っている。その箇所づけをきちんと報告していただきたいと思

うのと、また現在まで土地を購入された方々の内訳でございます。町外別にぜひとも分布を報告願いたいと思うんです。

これも以前、鹿西町が若草住宅、桜新町を分譲したときに、入ってこられる方、核家族の分散ということで、とうちゃんとあんちゃん同居していたのが、お嫁さんをもらったためにあんちゃんが新しい住宅へ行って家を建てた。よく以前の谷町長は言っていたんですが、世帯数はふえるけれども人口は何もふえない。そういうことがやはり現実にあったわけでございます。

私はそういう中で、あおば台と桜新町は中能登町の町外から来られる方がおられるのかどうか。パーセンテージをひとつ報告願いたいと思うんです。

これは私、七尾市の市議会の選挙のときに回っていたときに、余談でございますが、七尾市のあるおばあさんがこういうことを私に言っておられました。

中能登町は大変住みやすい。いろんな福祉が充実している。ぜひとも中能登町に住みたい。勤める先は七尾市。そういうことを言っておられたんです。

現実にそういうことに地域の方が言っておられますが、あおば台、桜新町はそういうことになっているのかどうか。ただ中能登町内の中で移動しているのでは人口の増にならないわけでありまして、そこら辺、把握されておりましてらひとつお願いをいたしたいと思っております。

次に28ページ、第10款の教育費でございます。細目2の学校教育事務費として1節アスベスト環境調査費といたしまして288万8,000円を予算化いたしております。同じく小学校管理費、15節アスベスト対応といたしまして6,141万7,000円、同じく中学校の対策費といたしまして管理費15節にアスベスト対応3,268万円を予算計上しておりますが、この件については私、11月22日の第6回臨時会で

アスベスト含有率測定の各施設ごとの数値を  
発表いたしました。今回は合計すると  
9,409万7,000円という大変大きな額でありま  
す。より具体的にアスベストの箇所づけを議  
会に発表していただきたいと思うのです。

前回11月22日の臨時会に教育課長が発表い  
たしましたのは、小中学校施設17件、社会教  
育として文化財施設1件、社会教育施設2件  
のうち体育施設4件、そういうことを発表さ  
れましたが、具体的に学校といたしましては  
どの学校が今この中に含まれてくるのか。1  
億円の金をどう学校に振り分けて使用される  
のか。その点について伺いたいと思います。

次に、29ページでございます。

第11款災害復旧費、細目、農業用施設災害  
復旧事業費240万円でございます。説明によ  
ると、5号、7号、春日川の排水路の沈澱土  
砂の処理による工事請負費とのことでありま  
す。

私は地域の中におりますから、5号、7  
号、春日川というのはわかります。この件に  
ついて前回、私が質疑の中で取り上げ、土砂  
の処理を要望いたしておりました。その後す  
ぐに土砂の排除を行っていただきました。こ  
のことに對しましては、本当に迅速に行っ  
ていただきましたことを厚く御礼を申し上げ  
たいと思います。

と同時に、今後とも導水路は若草住宅を抱  
えており、大水の場合は災害も出るかもしれ  
ない排水路であります。旧鹿島町より直に水  
を受ける水路であります。大水の場合はその  
点を考えられまして、これからも早期の沈澱  
土砂の問題について対応していただくこと  
を、これは要望しておきたいと思ひます。よ  
ろしくお願ひをいたします。

次に、26ページ、第6款農林水産事業費で  
ございます。細目1、生産調整費1,972万円  
でございますが、理由はJAの米の識別機の  
購入費の負担であるということでありま  
す。県の補助、町の負担は予算に計上されて

おりますが、これらの総事業費はどれくらい  
になるのか。県と町で1,972万円負担するわ  
けであります。JAの負担はどれくらいに  
なるのか。この金額を承知しておられました  
ら報告を願ひたいと思ひます。

以上で私の質疑を終わる次第であります。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長  
〔商工業担当課長（岡野 昇君）登壇〕  
商工業担当課長（岡野 昇君） ただいま  
の杉本議員の質問にお答えいたします。

まず定義の第2条関係であります。企業  
誘致を推進していくに当たり、企業誘致の対  
象をどのような基準ですればよいか企業誘致  
委員会でいろいろ協議をしてきましたが、県  
の指導を仰ぎながら連携をとった対応をと  
っていく必要もあり、県産業立地課では誘致対  
象を製造業の企業としているため、町と県と  
一体となった取り組みをしていくに当たり、  
基本的には製造業と定めるものであります。

したがって、ロッキー、ジョーシンは製造  
業ではありませんので対象とはなりません。

次に、第5条であります。この5条第2  
号の道路、排水路等の立地基盤の整備につ  
いてであります。これは町の条例、規則に照  
らし合わせ対応していきたいと考えておりま  
す。また、これらのかかった経費につきまし  
ては事業者負担で対応と考えております。

次に、7条と8条、関連がありますのであ  
わせて説明させていただきます。

7条の助成金の交付に当たっては、これは  
リスクの分散という考え方も取り入れまして  
1年から3年というふうになっております  
が、毎年交付申請を出していただき、その内  
容を審査して、それをもってリスクの分散を  
図るという意味で対応していきたいと考えて  
おります。

また8条につきましては、企業誘致に当た  
っては慎重に対応することとして、企業の視  
察を行い、申請時点で提出される書類、事業  
内容及び生産、販売の計画書や間近の営業報

告書等、そのほか財産及び損益の状況を示す書類を確認いたしましたして、その業界の状況と今後の動向を調査した上で、誘致するに値するかどうかを十分検討いたしましたして廃止、休止等を防ぐようにいたしたいものであります。

そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 杉本議員の光ケーブル電柱、管路使用料についてのご質問にお答えいたします。

私の方は、今回補正した件について答えさせていただきますと思います。

これは北陸電力に光ケーブルを共架するに当たりまして占用申請を行っております。その条件として年間1本当たり945円の使用料を支払うことが条件でありますので、今回2,000本分で11月から3月までの5カ月分を計上いたしております。

これは支払い義務があるということで理解しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

議長（作間七郎君） 久保参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（久保與夫君）登壇〕

参事兼監理課長（久保與夫君） 議案書21ページの歳入、第15款財産収入の土地売り払いについてお答えをさせていただきます。

補正額につきましては5,068万3,000円でございます。内訳は、二宮あおば台分譲地、能登部下の分譲地のほか、普通財産の売り払いの用地分でございます。

質疑にありました分譲地の残り区画でございますが、能登部下の分譲地につきましては第4期の分譲地20区画ございましたが、すべて完売いたしました。それから二宮あおば台の分譲地は、現在手続中のものが1件ございますが、全区画で91区画のうち87区画が販売

されるということでございます。1件含めまして87区画販売されます。残り4区画が残っているという状況でございます。

もう一つ、購入者の内訳でございますが、本年につきましては今手続中のもの1件を含めまして9区画の話がございました。その中で町外者が5名、町内が4名の9名の方が分譲の申し込みをされて、8名の方が手続が済んでいるということでございます。

それから、今までのものにつきましては、ちょっと今手元資料ございませんので、また調べまして後ほどご報告をさせていただきたいというふうに思ひます。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） 先ほどの電柱の使用料の件でございますが、今議会中の対応ということでございましたが、さきに委員の方からおっしゃいました理由といたしましては、道路の拡幅等に多大な移設料がかかるということで現在は来ていたんですが、こういうことも含めまして再度調査をして、どちらが有利になるのか、そういうことも含めてその対応をとらせていただきたい。このように思ひますので、いましばらく時間をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

アスベスト対応工事費でございますが、11月の臨時議会で分析調査委託料をお認めいただきまして、その後専門機関で分析を進めていますが、もうしばらくで結果が出てまいります。もしその結果が国の示している基準を上回っていて常時子供たちが使用する場所については、早急に対応工事をしなければなりません。

小学校費では、鳥屋、御祖、久江、滝尾小

学校の体育館の一部、倉庫、広場等での工事費を、中学校費では、鳥屋、鹿島中学校の特別教室、体育館、機械室等の対応工事を行うための必要金額を計上いたしました。

なお、工事に際して、まず環境調査として空中浮遊調査を行わなければなりませんので288万円を環境調査費として計上いたしました。それと、委託料につきましては工事費の1.5%を計上いたしました。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 杉本議員の質疑にお答えをいたします。

J A能登わかばが事業主体となって米色彩選別機を導入するわけですけれども、総事業費につきましては4,725万円でございます。そのうちJ A能登わかば農協が2,753万円の負担をすることになります。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） それでは再質問をさせていただきます。

まず初めに、中能登町誘致企業条例の第8条の指定の取り消し、答弁ではリスクの分散ということで1年と3年の間に行う中で問題点が出てきたら取り消しをするということになるわけですが、それではお聞きいたしますが、4年目になって不都合が起きた場合、それは誘致企業がそのまま補助金は懐の中へ入って終わりですか。そこら辺を1点ばかり伺いたいと思います。

幸いにいたしまして中能登町で誘致企業が大きくあるわけでございます。特に鹿島町は誘致企業は成功をおさめておりますが、残念なことに旧の鹿西町では誘致企業が根づいておりません。何が原因なのか、これはわかりませんが、働く人はいるわけでございます。だからその原因とはどこにあるのか。

いろんなことを言われる方がおられます

が、せっかく誘致して現在も土地の所有は破産した会社のものになっている。周りが草が生えてきている。そういう中で町の助成金を使って誘致したにもかかわらず何ら現在に至っても処理をされていない。そういうことがありますので、この点についても誘致する企業については自治体としてきちんと選別をして誘致を考えていただきたい。そのことを強く要望しておきます。

次に、北陸電力の情報管理費、光ケーブルの電柱管理使用料。有効だということで判断をいたしまして支出を行っていく、そういう答弁でございます。条例がない限り、それは当たり前の私は答弁だと思うんです。

続きまして小山参事は、条例の制定についてはこれからいろんな面をプラスマイナスを考えて処理をしていきたい、考えていきたいという答弁をされましたが、私はプラスマイナスというそういう考え方でなしに、他の自治体が使用料条例を持っているのに、なぜに郡部の小さな町がそれを取らないのか。それが私疑問なんです。

石川県の県道に電柱は中能登町だけでも2,000本ということですから、石川県の県道になりますと何十万本になるかわかりません。きちんと使用料条例を設けて取っているわけでありまして。七尾市も取っている。羽咋市も取っている。それなのに1本当たり二千何百円から1,000円ほどの電柱敷地料を1年間取っているわけです。

使用料の決め方も中能登町が独自に条例に基づいて決められるわけでありまして。一々電力とN T Tに相談してこれくらいがよかろうということ、そういう必要はないんです。

私はそこら辺がどうも納得いかないんです。石川県と市が取っていて、そして今七尾市が中島町、能登島町、田鶴浜町も来年の4月から取るということを言っているんです。条例で。そういう条例をつくったんですよ。

小山参事は、これから協議をしていきたく



い、考えていきたい。そんな協議だとか考える必要はないと思うのです。即刻来年の4月に、3月議会に新しい使用条例を提出していただきたい。私はそう思うのです。

金額的に1本当たりの金額は石川県の平均が出ております。私ここに持っていますが、そういうものを勘案されまして適切な金額で私はぜひとも取るべきだと思うんです。

皆さん、北陸電力の電柱に北陸電力を敵にしているわけではないのですよ。北陸電力の電柱に、あえの風、銀水閣、いろんな広告出しております。あれ1枚幾らか取っている。1万円近い金を取っているんです、広告使用料として。私はそういうことを考えたら、電柱の使用料、公の町道に立てた電柱使用料については適切に取るべきだと、そうあえて強く要望しておきたいと思います。

中能登町は大変裕福な町、そういうことをだれも思っておりません。大変厳しい町。1万9,000の人口でございます。七尾市から見れば小さな町です。そういう小さな町に石川県内におきましても誇るべきいろんな施策を行ってきているのです。乳幼児の医療費は中学校卒業まで。石川県に4つの自治体です、そこまでやっているのは。だから七尾市の方々、若いお姉さん方は、住むのなら中能登町、勤めるのなら七尾市。そういうことを言うのです。

川北町にもそういうことが出ているそうでございます。

私は、そういうものをこれからも継続していく上におきましても、中能登町の財政の中で収入を図るべきだということを強く要望しておきたいと思います。

以上で再質問を終わる次第であります。答弁は要りませんが、ひとつよろしく前向きでなしに。前向きという言葉は大変まやかしの言葉でございます。実施するということで、ひとつ私受けとめておきたいので、小山参事、町長もよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

議長（作間七郎君） 杉本議員、8条の件で4年目になったらどうするのかと発言されていましたが、今答弁は要らないというのはどういうことですか。

38番（杉本平治君） わかりました。

一つ一つすればこのような失敗は起こさないんです。全部やれというから、メモもとられないでしょう。議長。

議長がやはりいい議長でございます。大変私抜けておりました。これについての再答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長 商工業担当課長（岡野 昇君） 今ほどの杉本議員の再質問についてお答えしたいと思います。

もし運悪く4年目にだめになったというときには、いろんなパターンありますが、その対応としましては、例えばそこに投下資本が投入されております。それに固定資産税というものがついております。それで第1点目は対応していきたいと考えております。

2点目の、表現がちょっと悪いかもかもしれませんが、もし倒産とかそういう場合になったときには、法的手続で差し押さえという事務手続をとって対応していきたいと考えております。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいま答弁をいただきました。大体それで帰するかと思うんです。ただ心配されるのは、撤退する企業というのは、えてして町の税金を滞納しているのです。中能登町でもそうございました。税金が不納になるのです。どうにもならないことがあった。不納欠損額で落としてもらった。そういう企業が出てくると思うのですよ、これから。

だからそこら辺もひとつきちんと財政の方で把握されまして、起こらないようにきちんと

と税金を納めていただく。そういう中での一つの処理の方法もやはり考えていただきたいなど、そう私から要望して終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） 次に、2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） 提出議案書26ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、集団営農用機械整備事業補助金、中身は米色彩選別機の購入ということについて質問したいと思います。

米本来の色のほかにどんな色が米につくかということですが、主なものとして茶色、それから黒い色、緑色の米といったようなものを光を当てることによって選別する機械がこの機械であるわけです。

それでは、どのようにしてそんな色がつくのかということですが、発生要因には気象災害、それから私は人災と言ってもいいと思うのですが防除あるいは適正な水管理を手抜きしたときに発生してくることが主なのです。

わけても近年、就農者の高齢化と生産者米価の値下がりに伴って生産意欲が非常に減退してきております。このことが大変発生に起因してきているところであるわけです。

この機械を使いますと等級比率は幾分向上してくるわけですが、米の食味を上げてくるといったようなところではこの機械は期待できないところであるわけですが、これらのことを踏まえまして次にお尋ねします。

最初に、農家に対する営農指導について。2つ目は、農協に対する管理指導についてお答え願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 諏訪議員の質疑にお答えいたします。

色彩選別機整備後の農家に対する営農技術指導でございますが、米色彩選別機の利用目

的は主にカメムシ等による斑点米を除去する機械でありますけれども、近年カメムシ対策として除草や2回防除の徹底を呼びかけているものでありますけれども、対策は十分に実施されていないというのが現状と聞いております。それで県やJA能登わかば農協等と連携しながら農家への指導を徹底したいと思います。

また、農協に対する管理指導についてでありますけれども、除草管理もきちんとい、仕上げ防除も2回実施するよう農家に徹底指導した上で、米色彩選別機を有効利用し、米の品質向上に取り組むよう県と連携しながらJA能登わかば農協に指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 恐らく知っておいでることと思いますが、これまでも県あるいは県の経済連でこの機械を整備して使ったこともあるわけですが、そのときには着色粒の混入の多い米、個人的になるんですが、これをピックアップして機械で処理したわけですが、今度のこの機械はラインの中で組み込まれてくるといことだそうですね。そうしますと、管理のいい米、悪い米ということは、着色粒が多く混入している米も混入していない人の米もこの機械に処理されてくるわけです。

そうしますと、これがまた利用料として恐らく米の価格にも反映してくることは間違いないと思うのですが、このあたりの指導をどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

農林課長（澤 賢造君） 農協の方では管理が十分に行き届いている、例えば無人ヘリ等で2回きちとやっている、そういうところについて優先的にやりたい。そういう特に管理状況を見て、悪いようなところについては利用料を取ってやっていくような、そ

う優先順位をつけるような考えでいるということを知っています。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 今度のこの機械の整備は、ライスセンターでライン化されてくるわけです。このことはご承知だろうと思います。そうすると、もみすり機を通して玄米になった機械がこの機械を通して次のタンクに入っていく、こんなことです。でありますから、これまでのように悪い米のみを選別機というものが別にある、そして処理するという形のものではないということです。

この点、どのようにお考えでしょうか。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

農林課長（澤 賢造君） これは町の方では運営しないものですから、能登わかば農協の意向を聞きながらまた対応したいというふうに思います。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） きょう現在の1等比率が77.1%、これは中能登町の米の等級ですが、やはり2等以下の米には食害粒によるものが多いそうです。ですから、ことしも鹿島ライスセンターから田鶴浜の機械に処理されている米もあると聞いております。

そんなことから、米の等級が悪いと町に割り当てられてくる生産目標数量が下がってくるわけです。ことしも恐らく石川県自体が下がっておりますので、こちらもそのようなことにあるのではなからうかと思うんですが、やはり機械が整備されたことを過信することなく農水省が進めている売れる米づくりを強力に町主導で進めてほしい。このようなことをお願いしまして、質疑を終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） 次に、15番 古玉栄治君

〔15番（古玉栄治君）登壇〕

15番（古玉栄治君） 私は1点だけ、先日

全協のときにも少し聞いたのですけれども、議案第34号 中能登町企業誘致条例の制定についてという中で、第3条の1、2について、新設が3,000万円から8,000万円、増設、同じく3,000万円から4,000万円以上に改正するとあるが、増額の理由をお聞かせください。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長〔商工業担当課長（岡野 昇君）登壇〕  
商工業担当課長（岡野 昇君） ただいまの質問にお答えいたします。

企業誘致というものは、基本的には町外から来ていただきまして、長い目でとらえ、町の産業として根づいていただきます。それで町の産業の振興と雇用の拡大をもって町に税収をもたらす、町の発展に寄与していただくという考え方から、ある程度の投資がないと企業として中能登町に根づいていただかないという考え方があります。それで現状の3,000万円を8,000万円にしたものであります。

また、増設においても同様の考え方で、第1条の目的を念頭に置きまして基準を下げ、新設の半額にしたものであります。この額は町企業誘致委員会で諮り検討いただきましたもので、この額でのご理解をお願いするものであります。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今ほどの答弁で、確かに設備投資たくさんかかると思います。ただ、今この時代、物の再利用ということが言われている時代です。例えばどこかの企業、空き企業ですね。そういうところを再利用するということは、やはり経費節減ということがかなりできると思うのです。

そういう中で、例えば設備の利用で5,000万円ですとできるという企業があった場合に、その企業はだめかという判断にはならないと思うのです。再利用、物を再利用してやる。やはりこれはこれからの自然の流れで、そ

う中で、そういう企業が来ることは果たして企業全体が弱小なのかどうなのか。新しく8,000万円以上のものを使ったから強い、再利用して5,000万円が弱いというとり方。私はそういうふうなとり方をするのですけれども、この辺について答弁お願いいたします。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長  
商工業担当課長（岡野 昇君） ただいまの質問ですが、基本的には大型投資をとらえてと考えておりますので、町の再利用とかそういうものにつきましては、また商工会と連携をとりながら取り組んでいきたいと考えております。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君  
15番（古玉栄治君） それでしたら、先ほど杉本議員の方から言われた、例えば今まで企業誘致で来ていただいた空き企業がある。そこを安く買って入ってくる方は企業誘致には当たらないということなののでしょうか。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長  
商工業担当課長（岡野 昇君） 今ほどの質問ですが、基本的には今の条例の基準に該当するものを対象としていきたいと考えております。

基準の対象になれば対象になりますけれども、その基準でもって書類を審査して対応していきたいと考えます。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君  
15番（古玉栄治君） 今、基準と言われましてけれども、その基準を決めるのが今のこの新しい条例なのですね。そこで、例えば基準ということを用いるならば、あの企業に7,500万円投資します。その方は企業の誘致条例にならないけれども、8,000万円だと通るといふ形なるのですか。そういう基準があるならば、逆に今までのままでいいのではないですかという思いなのですかけれども。

いかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 岡野商工業担当課長  
商工業担当課長（岡野 昇君） 先ほどの

8,000万円という基準であります。この8,000万円の中には土地、家屋、償却資産、これが該当すればそれに対象となります。その基準を満たさなければ対象とならないという形になりますので。そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君  
15番（古玉栄治君） どうも私と課長のとらえている点が少し違うかなと。私の言っているのが間違っているのか課長が間違っているのか、ちょっとわからないですけれども。

私が言いたいのは、今までならば7,500万円の投資に関しては企業誘致として認めました。8,000万円という枠をつくったからには7,500万円は認めませんというのであるならば、今までの3,000万円でもいいのではないのですかという私は思いで聞いたつもりだったのですけれども、どうも理解していただけないようですが、この辺。

余り言い合いしても仕方ないので、一言答弁だけお願いいたします。私の質疑はこれで終わります。

議長（作間七郎君） 杉本町長  
〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕  
町長（杉本栄蔵君） 3,000万円から8,000万円に上げたということは、今まで3,000万円の時には小売業とかいろんな職業が入っていたわけです。現在の中能登町としたら製造業ということで上げさせていただきまして。来ていただくときには、それなりの投資もしていただき、例えば今、古玉議員から言われたように、空き施設で1,000万円の機械を3台持ってきたから、前ならそれで通ったわけでありませう。

今、杉本平治議員から出ていたように、4年後に引き揚げたときはどうなるのか。やはり少なければそれだけの責任もないのではないかと。ある程度8,000万以上、1億、2億投資をしていただくことによって、補助金を私らの町として出す、そして来ていただく方に

も責任を持って根づいていただく。そういう意味で上げさせていただきました。

そういうことで、7,500万円ではやはりなされないということでもあります。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時23分 再開

議長（作間七郎君） それでは再開をいたします。

久保参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（久保與夫君）登壇〕

参事兼監理課長（久保與夫君） 先ほどの杉本議員のこれまでに分譲いたしました分譲宅地の町内外の内訳でございます。御報告をさせていただきます。

二宮あおば台につきましては町内が26.5%、町外が73.5%、能登部下の内訳でございますが町内が70%、町外が30%。両方合わせますと、内訳でございますが町内が34.5%、町外が65.5%となります。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 先ほど私も注意すればよかったのですが、古玉議員についてはルールを破られて、答弁と質問とが余りかみ合わないということで何回か回数を多くされました。やはりルールを守ってこれからやっていただきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いたします。

そういうことで、皆さんまたそれを気をつけまして質問をしていただきたいと思ます。

それでは次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告に基づきまして6点にわたって質問したいと思います。

まず第1に20ページ、21ページ、衛生費国庫負担金、衛生費県負担金について、この内

容について説明をお願いしたいと思います。

次は23ページ、総務費の一般管理費、情報管理事業地域イントラネット基盤施設整備について説明を求めたいと思います。

この問題につきましては、当初の予算が4億3,600万円になるわけですが、9月の議会において1,020万6,000円の減額、そしてまた今議会に上程されているところの補正予算においても減額の1億1,176万7,000円、このようになっているわけであります。減額の合計は1億2,197万3,000円となっております。したがって、これに至るところの経過についてご報告願いたいと思います。

なお、入札対象となった内容についても報告していただきたい、このように思うわけです。

3点目は、26ページ保健衛生総務費、分担金の単価改正についてであります。これについても内容について説明をお願いしたい。

なお次、28ページの教育費のアスベスト工事請負費についてでありますけれども、先ほどの杉本議員に対するところの当局の答弁がありましたので、今のところこの問題につきましては一応質問をしないというふうにしたいと思ます。

次、40ページの国保会計になるわけですが、療養費の増額について、この内容。

以上についてご説明を願いたいと思ます。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

〔保健環境課長（金岩 進君）登壇〕

保健環境課長（金岩 進君） 五十嵐議員の質疑にご説明いたします。

議案書20ページです。第13款国庫支出金、国民健康保険基盤安定負担金、減額の1,569万4,000円。21ページ、第14款県支出金、国民健康保険基盤安定負担金2,255万4,000円の増額でございますが、国民健康保険基盤安定負担金の国負担分の総額につきましては、保険税の軽減が当初見込み額よりふえたことに

よるものでございます。また、国庫負担分の減額及び県負担分の増額については、それぞれの負担割合の変更によるもので、総額については変更はありません。

従前は保険料軽減分と保険者支援分の総額の2分の1が国庫負担、4分の1が県負担、残りの4分の1が町負担でありましたが、本年度から保険料軽減分の4分の3が県負担、4分の1が町負担、また保険者支援分の2分の1が国庫負担、4分の1が県負担で、4分の1が町負担となりました。最終的には町負担は4分の1で、変更はありません。

次に26ページですが、第4款衛生費、第1目保健衛生費負担金で、七鹿広域圏事務組合分担金、病院事業60万9,000円でございますが、現在、能登総合病院で1病床当たり50万7,000円が町へ交付税算入されております。今回、国の病床単価改定によりまして1病床当たり51万9,000円となり、1万2,000円の増額になりました。一般病床330床、精神病床100床、計430床で516万円となり、これを七尾市と中能登町の分担金割合で算出したものが60万9,000円であります。事務組合への分担金でございます。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費で、負担金で七鹿広域圏事務組合分担金、ごみ処理376万9,000円、し尿処理15万6,000円の増額でございますが、ごみ処理分担金につきましては、なかなかリサイクルセンターの乾燥機ですが、灯油価格の高騰により燃料費の増額をお願いするものでございます。当初予算の灯油価格は1リットル41円でしたが、11月には56円になり、年度末までに1,950万円の不足が見込まれるものであります。これを七尾市と中能登町の分担金割合で算出しております。

次に、し尿処理分担金ですが、クリーンセンターの脱臭炉及び焼却炉のA重油価格高騰によるものでございます。当初予算のA重油価格は1リットル39円でしたが、11月には54

円になり、年度末までに170万円の不足を生じるものであり、同じく七尾市と中能登町との分担金割合で算出しております。

次に40ページです。国民健康保険特別会計でございます。

第2款保険給付費、第1目一般被保険者療養給付費の増額でございますが、療養費につきましては近年増加傾向にありましたが、当初予算時では過去3年の平均をもとに算出いたしました。しかしながら、本年度の療養費の推移を見ますと月平均5,500万円となり、当初予算より約380万円の増加となりました。年度末までに4,653万2,000円の不足が見込まれるものです。

次に、第2目退職被保険者等療養給付費の増額ですが、同じく本年度の療養費の推移を見ますと月平均2,500万円となり、当初予算より約230万円の増加となりました。年度末までに2,716万8,000円の不足が見込まれるものでございます。

次に、第2項高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費の増額です。本年度の療養費の推移を見ますと月平均300万円となり、当初より約140万円の増加となりまして、年度末までに1,728万円の不足が見込まれるものでございます。

医療費の高度化に伴いまして月に数件著しく、循環器系、がんなどの高額な医療が発生したことによるものであります。

今後は、病気の早期発見、早期治療のため検診率のアップに努め、また病気にかからないための予防も重要になってくるものと思われれます。その予防のために健康教育、健康相談、健康指導等に力を注いでいかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 五十嵐議員の地域インターネット基盤整備施設事業の工

事費の減額の推移についてということで、ご説明いたします。

当初予算の編成の段階では、他自治体の例を参考に中能登町の管内図等をもとに積算をして、業者から概算見積もりでイントラネット整備分として45の公共施設、約3億7,000万円、それと単独として上下水道施設への布設ということで単費分として3,000万円、合わせて4億円を計上いたしておりました。

事業実施に際しまして、伝送路及び施設の現地調査等を行い、詳細設計をした結果、光ファイバーの伝送路工事で7,880万5,000円の減額。当初工事費に含めていた情報入力用及び学校の生徒用のパソコンを買い取り購入からリース購入への切りかえ、及び各施設の機器配置の精査をした結果、これは既存機の利用等も含まれますが、そういうことにより4,316万8,000円の減額となりました。合わせて合計1億2,197万3,000円の減額であります。

このたび事業内容がほぼ確定しましたので、不要となった工事費を減額補正するものであります。

9月に1,020万6,000円減額いたしておりますので、残りの1億1,176万7,000円を今回減額するものであります。

それと、入札になった対象はどれかということではありますが、総事業費で現在ソフト開発も含めまして2億7,802万7,000円契約しておりますが、そのうち入札の対象になったのは伝送路工事、町内の光ファイバーの敷設工事でございますが、そのうちの2億3,625万円が入札の対象となっております。

以上です。

議長（作間七郎君） ただいま五十嵐議員から対面の質問席より質問させてくれという申し出がありますので、これを許したいと思いますので、皆さん了承方よろしくお願いたします。

五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ありがとうございますました。

先ほど杉本議員が言われていたように一問一答方式だとやりやすいのですけれども、こういうふうになりますと、なかなか資料を探すだけでも結構時間がかかって少しご迷惑をかけるかもしれませんけれども、ご了承、ご理解を願いたいと思います。

まず第1件目の担当課長の説明を聞いて、保険料の軽減分4分の1、保険者支援分の4分の1、町の負担が。ところが従来と改正をされた中身を比較してみますと、従前は保険料軽減分と保険者支援分の総額の2分の1が国庫負担、4分の1が県負担、残りの4分の1が町負担、こういうふうになっていたわけですね。ところが今年度からは保険料軽減分の4分の3が県負担となり、4分の1が町負担となり、また保険者支援分の2分の1が国庫負担、4分の1が県負担で4分の1が町負担。こういうふうになっているわけですね。

しかし、負担の額については従来の4分の1の町負担と同額になるという点での意味が少し理解しにくいんです。この点について、さらに説明を加えていただきたいと思えます。

次はイントラネットについてでありますけれども、入札の対象となった内容についてはイントラネットのその2というのが2億3,625万円だと。これが入札対象になったというふうな今説明であったわけですが、この入札結果の報告書を見ますと設計価格が2億5,137万円、そして予定価格が2億3,800万円というふうな数字になっているわけです。

そこで今、広瀬課長が説明をされた入札対象はイントラその2の2億3,625万円だというふうに言われたわけですが、なぜ設計価格が2億5,137万円、落札価格が2億2,500万円になるのか。数字的に若干不合理な点があるように感じるわけです。

この点について、さらに説明を加えていた  
いたい。

なお、トータル的には4億3,600万円から  
減額の1億2,197万3,000円、そうしますと3  
億1,402万7,000円ということになるわけ  
ですけれども、言うなれば減額の総額1億2,197  
万3,000円ということになるわけですけれど  
も、これだけの減額がなされて今後支障を来  
さないのかどうか。こういう点を若干危惧す  
るわけです。したがって、それらをも含め  
て説明をお願いしたいと思います。

続いて、26ページの清掃費の点についてで  
ありますけれども、このような消耗品、石  
油、灯油ですか。これらの消費量は年間大体  
どれだけくらいになるのか。この点もあわせ  
て報告をしていただきたいと思えます。

なお、国保の負担割合についても改めて説  
明を加えていただきたいと思えます。

まず以上の点について補足していただき  
たいということをお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長  
保健環境課長（金岩 進君） 国民健康保  
険基盤安定負担金の負担割合でございます  
が、今までは保険料軽減分と保険者支援分、  
これが一緒になっておりまして、その総額の  
2分の1が国庫でありました。そして4分の  
1が県費、4分の1が町となっております。

それが次、17年度から保険料軽減分と保険  
者支援分と2つに分かれました。分かれて軽  
減分でございますが、これが県費が4分の  
3、国がゼロとなっております。そして町が  
4分の1。支援者分ですが、これにつきましては  
国庫が2分の1、県費が4分の1、町4  
分の1となります。

出す方の少なくなった方は、これは国で  
ございます。国が少なくなって県の方へ多くな  
っております。その県と国の中で割合が変更  
したことにより、町は変わっておりません。

次にリサイクルセンターの灯油の消費量で

すけれども、リサイクルセンターの乾燥機で  
ございますが、生ごみ等を約300度の温度で  
乾燥しております。それに使う灯油の量で  
ございますが、年間140万リットル使っており  
ます。大体ドラム缶に換算すれば7,000本に  
なります。灯油料金といたしまして年間で約  
8,000万円かかっているところが現在の状況  
です。

クリーンセンターは25万リットルの使用量  
でございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長  
情報担当課長（広瀬康雄君） 五十嵐議員  
の再質問にお答えをいたします。

地域イントラネットのその2の工事費の設  
計予定価格、入札の推移ということでお聞き  
でございますが、これは町内に現在93キロの  
光ファイバーを敷設工事をしております。そ  
れにかかわる分でありまして、設計価格が2  
億5,137万円でありまして、それに対する予定  
価格が2億3,800万円、落札価格が2億2,500  
万円という経緯であります。

これだけ減額して支障はないかというこ  
とでございますが、支障はございません。私ど  
ももこれだけ下がるのかなということで検討  
いたしました。当初の業者等の見積もりが  
異常に高かったのかなというふうに理解して  
おります。

以上であります。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長  
保健環境課長（金岩 進君） 国保の負担  
割合でございますが、療養給付費につきまし  
ては4割相当が負担割合となっております。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君  
41番（五十嵐三朗君） まず今の答弁につ  
いてでありますけれども、要するに同じ4分  
の1であっても保険料の軽減分と保険者支援  
分の総額の4分の1、それから新しく改正さ  
れた中身は、保険者支援の4分の1。したが



って、こちら辺が今の課長の答弁からするならば数字が違ってこなければならぬのではないかと思うのですけれども、町の負担は同額だというふうな答弁であったので、疑問を感じて質問をしたわけです。

なお、イントラネットの問題につきましては、先ほど広瀬課長が入札対象となったのは2億3,625万円だというふうに言われたのではなかったかなと思うんです。今回の場合には2億5,375万円ですか、こういう数字になったようで、数字が先ほどの報告された数字と若干違った報告がなされたように感じるので、この点について改めて質問いたします。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長 保健環境課長（金岩 進君） 五十嵐議員の質問ですけれども、この4分の1につきまして、もう少し詳細につきましては後ほど調べて御報告させていただきます。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長 情報担当課長（広瀬康雄君） 先ほど入札の結果報告書をもとにご説明いたしましたので、消費税部分は除いてご説明いたしましたので、申しわけございません。先ほど申し上げましたのは落札価格が2億2,500万円、これに消費税を掛けたものが2億3,625万円ということになります。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君 41番（五十嵐三朗君） どうもありがとうございました。

以上で、療養給付の増の問題につきましてはいろいろと説明がありましたけれども、あとの部分については、あとの部分というのは療養給付の国保の問題につきましては一般質問で取り上げたいと思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は、29ページ、第10款教育費第4項社会教育費、この中で、ここに書いてあることは間違っておりません。先月の全協のときの課長の説明によりますと、ふるさと創修館等の経費で8万9,000円、該当するのは鳥屋公民館だという説明がありました。もし鳥屋公民館とするならば、公民館費に計上すべきである。

私は、9月の一般質問のときに公民館について質問をしております。公民館に関しまして、鳥屋の公民館は独立した公民館であります。公民館規定によりますと、鹿西の公民館はカルチャーセンター、このようになっております。鹿島の方はラピア鹿島です。鳥屋の公民館だけが独立した公民館であります。その鳥屋の公民館の建物、定期調査とするならば、これは当然公民館費の方に計上すべきであるということです。

ご答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長〔生涯学習課長（服部顕了君）登壇〕 生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

委託料、建築物定期調査の8万9,000円の中身でございますが、鳥屋公民館ということで全協の席で説明をさせていただきました。これは当初予算ともかかわってくるわけですが、私ども社会教育施設の維持管理につきましては4目社会教育施設管理運営費という中で計上させていただいております。あと学級講座等の開設費用は公民館費で計上させていただいております。

そういう中で今回計上させていただいたのは、ふるさと創修館等費の中で補正を組ませていただきました。創修館等費の中では、鳥屋公民館、まなびや館、ふるさと交流センターの施設の維持管理費を計上させていただいておりますので、そういうことでご理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

午後0時07分 休憩

16番（武田純一君） 中能登町財務規則第8条に、歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度の歳入歳出予算及び当該予算の事項別明細書の定めによるというふうになっております。公民館の方にも修繕費が計上されております。

午後0時09分 再開

議長（作間七郎君） 再開いたします。

常任委員会付託

議長（作間七郎君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

当然、鳥屋公民館は先ほど申し上げましたように独立した建物でございます。ほかの方、旧の鹿島の方は独立した建物ではございません。鹿西の方も規定上は鹿西の方の、先ほど申し上げましたように公民館はカルチャーセンター飛翔の方になっております。決して規定上は創修館の横にあるのではございません。そうしましたら、ほかのところは言いません。鳥屋に関しては、あくまでも独立した建物である。とするならば当然、公民館費の方に計上すべきであるということを指摘したしたいと思います。

ただいま議題となっております議案第34号より議案第43号の議案10件及び請願第7号より請願第10号の請願4件については、お手元に配付した議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案、請願付託表のとおり付託することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長

生涯学習課長（服部顕了君） ご指摘の点につきましては、来年度予算で検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

休会決定の件

議長（作間七郎君） 日程第3 休会決定の件

休会の件についてを議題といたします。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 9月のときにも条例の方が何か実態と合っていないのではないかと申し上げたと思います。新町になりましてまだ日も浅く、その条例全体もすべて検討されたわけではないだろうと思います。来年に向けられまして、せっかく款項目節、これが決められております。それに沿った予算を計上していただきたい。これは要望でございます。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、12月7日より12日までの合わせて6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、12月7日より12日まで休会することに決定いたしました。

以上で私の質疑は終わります。ありがとうございました。

なお、8日、9日は各常任委員会での審査をお願いいたします。

今回は、12月13日午前10時より会議を開きます。

議長（作間七郎君） 以上で質疑を終結いたします。

散 会

ここで、資料配付のため暫時休憩いたします。

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後0時11分 散会

## 平成17年12月13日（火曜日）

### 出席議員（40名）

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（1名）

19番	伊賀昭治	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	加 賀 忠 夫
---------	---------	-----	---------

議事日程（第3号）

平成17年12月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は38人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の回数、発言時間については、議会運営の申し合わせを守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれても的確な答弁を願います。

それでは、通告順により発言を許します。

29番 坂井幸雄君

〔29番（坂井幸雄君）登壇〕

29番（坂井幸雄君） トップバッターということで大変緊張しております。また、たくさんの女性協議会の方々が傍聴していただきましたので、町長初め各課長、執行部の方がいい返事が出ることをご期待を申し上げまして、させていただきます。

まず最初に、A E D、自動体外式除細動器についてでございます。

この言葉は少し聞きなれないわけですが、町長並びに執行部の方々はよくご存じだと思っております。この機械は、救急救命のときに心臓のけいれんが起きているときに、この電気ショックを与えますと正常に戻すということでございます。これがA E Dの自動体外式除細動器でございます。

平成16年度より講習を受けた方々が使用可能になりました。応急手当で救命効果があると思われま。大切な命を救うためには必要な行動が迅速に途切れることなく行われることが救命の連鎖ということでございまして、

救急車が来るまでの応急処置の一環でございます。

心臓が停止したり呼吸がとまって数分間のうちの手当てで相当な命が救われる。また後遺症が少なくなるということでございます。

ちなみに心臓がとまってからは大体3分並びに10分がそのときに処置すれば効果があるということでございますので、まずもって救命のマニュアルなどはどのようなかといいますと、とにかくそういう場面に遭遇した場合には、まず119番を通報していただきまして、呼吸があるかないかを確認されまして、なかった場合には応急処置、心臓マッサージやら人工呼吸をして、それでもなくなった場合にはA E D、電気ショックをかけるということで、救急車が来るまでの間の数分間で保っていただければよいということでございます。

まず、たくさんの大勢のいる場所とか、また夏場の大会などには高齢者がたくさんおられます。そういう場面に遭遇するわけですが、先般の愛知万博では100台のA E Dを設置したそうでございます。それで数十人の方々がその使用を作動させて、何人かの方が後遺症もなくその効果があらわれたわけでございます。

ちなみに救急救命の出動回数では全国では483万2,900件でございますし、それは16年度でございます。七尾鹿島広域圏では2,390件、平成16年4月から17年3月まででございます。そういうたくさんの回数がございますし、それから現場までの救急車の到着が全国的に平均6分30秒でございます。七尾鹿島は道もよく5分20秒で到達しているわけでございます。

それで、まだ心臓停止から3分で処置しなければ50%の確率で後遺症が残るようでございますし、呼吸停止では10分間でも50%、それから多量出血では30分以上たった場合にはいろいろと死に至るか後遺症が残るわけでご

ざいます。

心臓がとまったり呼吸が停止した場合には、救急車が来るまでには手招きをして見ては命が助からないわけでございます。A E Dを使うことによって万が一の場合には救命率が上がるということでございますので、ぜひとも配置をよろしく願いたいと思います。

続いて、我が中能登町も安全で安心のまちづくりを図っているわけでございますが、こういう講習会をより一層参加を推進してはどうかということでございます。合併されまして、大きなイベントもございますし、多数集まることもありますので、移動できますので配備をひとつよろしく願いますとともに、講習会の推進を押し進めてはどうかということでございます。

最近では、七尾高校の生徒さん、一部でございますが、能登町の女性協議会、また河北の女性防火クラブ、また旧の鳥屋町の末坂でも壮年団だか実年団かわかりませんが、そういう講習を受けているわけでございますので、ただ3時間の講習だけでいいわけでございますので、ぜひとも多数の人が講習されますよう推進をしていただきたいということでございます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをいたします。

最初に、A E D、自動体外式除細動器でありますけれども、この購入、配置についてありますが、A E Dは突然心停止した方を蘇生させる機械であり、その場にA E Dがあれば大変有意義なものであります。

A E Dを購入するとなりますと、1台当たり約35万円、レンタルですと保証金を含めて約11万円かかります。耐用年数は7年であり、計画的な配置が必要であろうと思っております。よって、当面は3庁舎に配置をし、イ

ベントやスポーツ大会などに常備しておきたいと考えております。

次に、A E Dの講習会の参加と推進についてであります。七鹿消防の調査によりますと、現在、A E Dの一般講習受講者数は町内で48人です。A E Dの講習時間は3時間で、申し込みをすればどなたでも受講することができます。

町職員においても1月に救急救命講習ができる普及員を養成する目的で各庁舎2名、計6名が受講する予定であります。今後も継続して応急手当講習の参加を呼びかけ、救急救命の高めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） ありがとうございます。さすが女性の協議会の方、わかっていただきたいと思います。町長もなかなかご理解ある方で、すぐ即答していただきまして、ありがとうございます。

その次でございますが、鹿西地域運動公園についてでございます。

鹿南野球場は、県の改修をしていただきまして町に移管されているわけでございます。払い下げされております。

それから鹿西地域運動公園の緑の広場の件でございますが、開始されましてから約二十数年の経過がたっているわけでございます。そのときには雨水対策を施しているかと思われませんが、現時点では地形も地形で、お盆型の地形になっている関係があるかと思えますが、大きな雨のときには中心部が雨水がたまり、なかなか抜けません。ちなみに今年度のイベントでも大雨の後のイベントだったと思いますが、職員の方々、また関係者が大変努力して排水したわけでございますが、ただイベントがあるかないかということではございませんので、生涯スポーツとしていろいろと利用させていただいております。芝の発育にも長期の水たまりでは根腐れが起こったり



しますので、ぜひとも中心部を中心として暗渠をしていただければいかかなということでございますので、よろしく願いいたします。

続いて、長曾川の平尻橋から野球場の正面に向かう農道がございます。約300メートルぐらいだと思うのですが、あの農道は確かに狭くて休耕田もあり、カヤが繁っているわけですが、その整備拡充をできないものかということでございます。

あの道は旧鳥屋町では良川地区住環境整備事業ということで対応しようということでございましたけれども、いろいろ事情がございまして現在のままになっておりますので、ぜひともあの道を広く整備していただければよかろうかなということでございます。

これもよろしく願いいたします。

もう1点ですが、野球場の左側の駐車場から正面に向かう出入り口がございます。あの角が少し見通しが悪うございます。鹿寿苑にお見舞いに行く方々、また他市町から来る方々、あの道路を通るわけでございますので、もう少し見通し、角すみを見通しのよい方にしていただければいいのではなからうかと思えます。

あそこはちょっと見通しが悪いもので、冷やりとするときがあるということで、そういうご意見がございまして、見通しのほどよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 鹿西運動公園についての件でありますけれども、これは昭和56年に野球場が完成をし、昭和58年に芝生広場が整備をされ、各種団体や地域の住民の方々に利用していただいております。

本年2月28日に鹿西地域運動公園組合が解散をいたしまして、新町誕生に伴い、施設の名称も中能登町運動公園となりました。ご存じのように、公式の野球場が1面、そして芝生広場が約7,730平米あるわけでありませ

れども、芝生広場と屋外トイレが2棟、遊戯施設などの環境整備を行ってまいりました。

広場の中心部に暗渠ができないかとの件でございますが、昭和58年の整備時点では芝生広場全体を網羅する暗渠設備を敷設し、現在に至っております。先般、担当者と芝管理業者と現地確認を行い、暗渠のパイプは長い年月の間に目詰まりを起こしているのではないかと推定をされ、そんな報告をいただいております。

それではどのような方法が一番いいのか、もう少し時間をいただき、最善の方法を検討し善処したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、野球正面に向かう道路はご存じのように幅員2.8メートルの農業用道路で、全面アスファルト舗装され、既に整備が完了していると聞いております。運動公園の取り付け道路としては社会福祉法人つばさの会への町道290号線が完備をされております。農道の拡充となりますと地権者との関係等いろいろ問題があるかと思われま。公園利用者には今後、町道の利用を促していきたいと思っております。

また、ご指摘の場所は運動公園東側駐車場から社会福祉法人鹿南福祉会鹿寿苑へ向かって走る公園内道路で、小さなクランク状態の曲がり角があります。その角には植栽が施してあり、若干見通しの悪いところも見受けられます。今のところ事故等については聞いていませんが、利用者の安全確保の観点からも角付近の植栽剪定と整理をしていきたいと思えます。

また、公園としての景観を崩さず、カーブミラー等の設置により利用者の利便を図りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） ありがとうございます。できるだけ配慮していただきたいと思

ます。

もう1点だけちょっとお願いしたいんですけども、野球場の使用の件でございますが、ちまたでは県から野球場ということで払い下げを受けたわけでございますが、野球場以外で使われた場合にはカットされるかどうかということでございます。たまたま今年も体育祭ではこちらのお世話させていただいておりますグラウンドゴルフが野球場の芝の方にさせていただきまして、能登半島ゲートボールもさせていただきました。ある人の話では、野球以外に使ってはいかがなものかなということで、そういうご意見もあるのですけれども、町長、所見としては、あいているときには使ってもいいかどうかということで、その意見をお聞かせ願いたいと思います。

今後いろいろと大きな大会で、緑の広場であふれた場合には使わざるを得ないのではなからうかと思っておりますので、その点、見解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 県から野球場として払い下げを受けたわけでありましてけれども、野球に支障のないときには野球場が荒らされない、そんなスポーツあるいはそんな催しについては使ってもいいのではないかと。私はそう思っております。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） ありがとうございます。では、次に進みます。

国民健康保険の高額療養費についてでございます。

皆さんご存じのように2006年度から医療制度改革ということで、大まかな決まりが見えてきているわけでございます。

今回の改革の焦点は、患者さんの医療費が窓口負担増になるわけでございますので、2006年10月、また2008年ということで2段階に分けて引き上げられるわけでございます。

高齢者の窓口負担が現行制度になって、2002年からたった4年間でまた負担がふえるわけでございます。それにあわせて、病院の長期入院の方々には食費、また居住費ということで保険対象から外れた自己負担がふえるわけでございます。

ちなみに今回の決算審査に出させていただきまして、各3町ではいろいろと温度差がございました国民健康保険財政調整基金では、大きいところでは1億133万円、悪いところではゼロということでございましたし、それから3町の高額療養費では、決算書の審査で見えますと一般被保険者では8,601万円、退職者被保険者では1,898万円、合わせて1億499万円、高額療養費として出ているわけでございます。この制度は、たくさん町が負担になっているわけでございますし、また、ある町の条例では、鹿島町の条例では国民健康保険高額療養費資金貸付基金ということで600万円計上されておりました。この制度の周知がわからないのか、いろいろと面倒くさいということでそういう利用者がいないのかわかりませんが、このような制度並びに高齢者高額療養費受領委任承認申請書の制度があるわけでもございますので、このような福祉関係の手厚い制度をもう少し周知していただければいいのではなからうかと思っております。

制度を使うか使わないかは別にして、周知をお願いしたいわけでございます。その点、どのような周知をすればいいか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 国民健康保険高額医療費についてでありますけれども、高額医療費資金貸付金及び高額療養費の特例について町民への周知でございますが、中能登町は現在、600万円の高額医療費資金貸付基金を保有しております。旧鹿島町の制度で、そのまま新町に引き継いだものであります。

この高額医療費資金貸付金でございますが、医療費の支払いが困難で、被保険者が受けた療養について高額療養費の支給を受ける見込みがあることでございます。高額療養費の支給を受けるまでの間、高額療養費の支給見込み額の8割を限度として資金をお貸しする制度でございます。なお、貸付金には利息は付しません。

また、高額療養費受領委任払い制度でございますが、支払いの特例に関する実施要項が定められており、自己負担限度額まで病院が立てかえをするものでございます。現在は療養機関の相談室、ケースワーカーを通じて個々の相談にのっております。

また、この制度の周知方法ですが、被保険者の療養を確保し、生活の安定を図るための制度でありますので、今後、町の広報誌での掲載、また保険証配布時にチラシを同封するなどPRしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 条例でも町条例120号でうたってあるわけでございますが、条例を見られる方々は調べればわかるわけでございますので、これをひとつさっきのご答弁でありましたように、ひとつ周知をお願いしたいと思っております。

それと、今後、介護保険並びに医療費の改革ということで大変、医療費面にはだんだんと増額するわけでございますので、これの予防としては、介護予防並びに健康長寿ということでもありますので、福祉の面にも、もう少し前向いた先行投資をしていただければ幸いかと思います。患者さんも料金並びにいろいろと健康状態では気分をそうしますので、福祉面にもひとつよろしく願いいたしたいと思っております。

終わります。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） これより行財政改革について、農業振興について、町民憲章、町歌などの制定について、以上3点につきまして質問したいと思います。

最初に行財政改革についてであります。鹿島、鹿西、鳥屋、旧3町の合併に伴う中能登町の誕生は、これが目的ではなく、いわば行財政改革を断行するための手段にすぎないのではないかと考えているものです。新しい町政の執行体制のもとで策定される行財政改革大綱並びに平成18年度の予算編成は、新町の方向性を定める最も重要な予算編成ではなからうかと拝察します。

これらのことを踏まえまして、行財政改革大綱について、今後、合併の効果をどのように発揮されていかれようとしているかについてお尋ねします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

行政改革につきましては、ことしの3月に国において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定をされました。この指針を参考にして、より一層積極的な行政改革の推進を求められているものであります。

中能登町におきましては、合併直後のことでもありまして、また新たな行政改革の策定をすることになります。現在は職員内でワーキンググループを編成し、大綱の素案づくりをしている段階であります。年明けの3月には皆様方に公表できるよう鋭意努力しているところでございます。

今現在はそういう段階でございますので、ひとつご理解をいただきたい、このように思います。

また、合併の効果をどのように発揮されるのかというご質問でございますが、行政改革

における合併の効果としては、財政的な効果があらわれる項目としては数年先になるうかと思っております。定員管理、事務事業の見直しにいたしましても、しっかりとした集中改革プランを樹立して、その計画に従って実行していくことで、合併の効果が目に見えるような形になることで皆様方にお示しできるのではないかと考えておりますので、ご理解をひとつよろしく願いいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 当初の計画に比べて作業がおこなわれているようにも思われますが、この点はどのようにになっているのか。また、今後の詳細なスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） 今後のスケジュールにおきましては、先ほども申しましたが年度末には皆様方に公表できるように現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） この問題は、大変大きな問題であると思っております。そのようなことから、歳入の右下がり、歳出の右上がりの条件のもと、策定というのは大変困難を期するものと思われそうですが、とにかくタイミングを失さないように速やかに策定されることを要望して、次に移りたいと思っております。

次に、農業振興についてであります。今月の1日現在における当町の認定農家数は32名、農業生産法人は3組織が設立されております。さらに、大槻あるいは春木地区においても組織化の動きがあるように聞いております。

当町における農業振興を考えたとき、このように国や県の施策に準じた大規模農家を育

成することも大切だろうとは思いますが、反面、集落の中の高齢者や女性パワーの活用も大切ではなからうかと考えている次第であるわけです。

その一つの取り組みとして、眉丈が丘で平均年齢70歳の高齢者8人による2.8ヘクタールの源助大根の栽培事例があります。ことしが2作目であったわけです。本来ならば耕作者がいなくて荒れ放題になっている農地を活用し、立派な大根をつくっており、県内でも各市町の模範事例として注目されているようです。

これらのことを踏まえまして、耕作放棄地、眉丈が丘を含んでの話ですが、解消策について、農業生産グループの育成について、新しい生産組織に対し、経営がほぼ安定するまでの三、四年間をめどに機械の借上料や生産資材費等に対する助成といったことについてお尋ねします。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

耕作放棄地の解消についてのお尋ねでございますけれども、昨年11月1日に施行されました改正農業委員会法では、農政の重要課題となっている遊休耕作放棄地の解消に向けた農業委員会の取り組み強化が求められております。

今年8月に遊休農地の活用を積極的に図る目的で、生産調整対象外の農振農用地を対象として中能登町遊休農地解消事業助成制度も新たに施行し、生産組合長、農業委員の方々に積極的な取り組みもお願いをしております。また、平成19年度から新たな国の施策として、地域ぐるみでの共同活動や営農活動を一体的に支援する集落営農組織を担い手とした農地や農村環境保全向上対策も実施される予定であります。

平成18年度は、これらの対策に対応できる

よう各集落に説明をし、その中で耕作放棄地の解消に向けた取り組みも実施していただくよう町としても指導していきたいと考えております。

また、眉丈が丘の牧草地跡地の使用については、遊休地の解消と農業振興も兼ね合わせ、意欲のある生産グループがおいでれば支援をしていきたいと考えております。

次に、機械の借上料や生産資材等に対する助成についてのお尋ねでございますけれども、昨年から花見月の眉丈が丘生産組合が県補助で3年間の新産地づくり事業の取り組みの中で新たに組織され、源助大根の生産を始めております。今年度は、機械の借り上げや生産資材費の一部を県と町で助成をしているわけですが、今後も農業振興を図る上から、町の推進している振興作物の生産に対し意欲のある農業生産グループには機械の借り上げや生産資材費の助成について検討していきたいと考えております。

次に、農業生産グループの育成についてのお尋ねであります。現在、県の指導を受けながら、圃場整備後に農産物の生産、加工を計画されている集落も聞いておりますし、意欲のある農業生産グループには町としても積極的に育成支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） ただいまの説明は大変中身のいい説明であったわけですが、ことしの11月に入りまして、セイタカアワダチソウ、これはご承知のように黄色い花が、上品な言葉でいいますと大変美しい花ですが、悪く表現しますと荒廃地の度合いを示す草、花でもあるわけですが、これの刈り取り指導を11月に入ってするようでは、今の説明とは大変食い違っているのではなからうかと思えます。この点をこれから以降どのようにお考えですか、お尋ねします。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

農林課長（澤 賢造君） ご指摘のとおり、ことし広報にもそういう時期、出させていただきますして、集落の方にもお願いしましたけれども、来年度は転作の現地確認等にも、またそういう保全管理の田んぼについてはそういったことも考慮していただきたいということも各生産組合にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） とにかく芽生えている新しい組織を大切にいただいて、やはり一本立ちできるくらいまでに行政が支援していただきたい。このことを特にお願いしたいわけです。

なぜ三、四年が一つのめどかといいますと、一つには、やはりものをつくって売るといことは大変なことなんです。ものをつくるまでの技術向上あるいは品質向上、それからもう一つには、ものを買ってくれる人の信頼度を高める。こんなことから、一人立ちできる前に組織がつぶれていく。これが新しい産地の一番の大きな問題であるわけです。そんなことから、支えてあげていただきたい。お願いたします。

それでは次に、町章、町民憲章、町歌、ひいては町の木、花、鳥などは、いわば町の顔ではなからうかと日ごろ考えているところであるわけです。その顔とも言われる町章が先ほど制定されてはいるものの、町民憲章や町歌、並びに町の花、木等の制定がいまだになされていませんが、このことは今後どのようにお考えかということで、制定の可否について。制定をされるとすれば、そのスケジュール等について説明していただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 町民憲章、町歌などの制定についてのご質問ですが、合併協定書

の中に、町民憲章や町歌など慣行の取り扱いについては中能登町において新たに定めるとしてあります。また、中能登町の一体感を図る上で非常に重要と考えております。制定に向け、検討し進めていきたいとも考えております。

また、慣行にはこのほか町の花や木、町の鳥などが考えられますが、県内の合併した市町でも対応はばらばらであり、町の花や木、町の鳥だけを定めているところが多いようです。これは町民憲章や町歌の作成には時間と費用、さらには専門的な技術が必要になるためでないかと考えられます。

そこで、慣行の中でどれを制定するか、また、どのような方法で定めるかを検討する選定委員会を立ち上げたいと考えております。この委員会の委員には、議会議員、各種団体の代表者のほか学識経験を有する方を選任したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、制定作業のスケジュールについてですが、どの項目を定めるかによってスケジュールが違ってくると考えられます。できるだけ早い時期に選定委員会を組織させていただき、その中で内容を検討したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） このことにつきましては、できるだけ速やかに町の顔をつくり上げていただきたい、このように思います。

お願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、34番 池田茂雄君

〔34番（池田茂雄君）登壇〕

34番（池田茂雄君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

町長に平成17年を振り返っての総括と新年

に向けての決意をお尋ねをしたんですが、5日の提案理由の説明の中に一部触れられていたので重複にもなるうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

杉本町長には、4月4日、中能登町初代町長として町民の大きな期待を背負われて発足をされたわけでございます。以来、中能登町づくり計画の大きな柱を基本として、常に町民の幸せと融和を図りながら、限られた財源の中で最大の効果を求めながらの行政の執行であったと推察しております。

また、職員の皆さんも三者三様の首長のもとで長年にわたり積み重ねてきた経験、また実績、大変大きいものがあつたかと思えます。これが今回、合併ということで一本になったわけでございますが、町長には以前の県議としての8年間の経験も十分ありますが、一国一城のあるじとしての行政の執行は、また違った意味でのご苦勞もあつたかと思っております。

就任以来まだ1年もたつてはおりませんけれども、ことしももう余すところ2週間となりました。年が明ければ予算編成、重点事業、また主要施策の作業になろうかと思われまますが、ここで、ことしを振り返っての思いと新しい年に向けての決意などがあれば聞かせていただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 池田議員の平成17年度を振り返っての総括と新しい年へ向けての決意について述べよとのことについて、所感を申し上げたいと思います。

平成17年は、私にとりましては正直申し上げますと、まさに青天の霹靂のごとくの年であつたと思っております。就任のあいさつにも申し上げましたが、町民の皆様方からの温かいご支援によりまして突然ではございましたが中能登町の初代町長の重責を担うことになり、戸惑いと暗中模索の中に今日を迎えてい

るというのが正直なところであります。

しかしながら、これもひとえに町民の皆様方を初め議員の皆様方の心温まるご支援、ご協力のもとに大過なく職責を全うできたものと、ここに厚く御礼を申し上げる次第であります。

来る平成18年度は、現在策定中であります新年度予算編成に向けて、限られた財源の中でいかに費用対効果を出せるのか、全職員に創意工夫を促しながら、私も一步一步前進し、新しいまちづくりのために一意専心努力していく所存であります。

また、中能登町長期総合計画は今後のまちづくりの根幹をなすものであり、町民の皆様方の参画と議員各位の識見とお知恵を拝借しながら、「ふるさと ふれあい 心を育む中能登町」の具現化に向けた計画を策定していきたい所存でございます。

何と申しましても就任以来1年にも満たないことから、焦らず、内容の把握、確実に誠実にをモットーに、粉骨砕身努力してまいりますので、町民の皆様方を初め議員の皆様方におきましてもご理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 池田茂雄君

34番（池田茂雄君） 町長、どうもありがとうございました。

石川県下では小さな町ではございますが、小さい町だからこそ、またできることも多々あるかと思えます。町民の目線に立っての行政の執行に今後とも頑張っていたきたいということをお願いをしておきます。

次に、国土交通省の地籍調査事業について担当課長にお伺いをいたします。

宅地や農地及び林地等で土地1筆ごとに面積や境界を測量する調査であります。昭和32年から全国で進められているそうでございます。調査費の4分の3、75%、国から補助がされるそうです。

新聞報道によりますと、平成4年末の調査

進捗率は県内で野々市町の100%、羽咋市53.7%、あと川北町、金沢市、志賀町、能美市とそれぞれ各市町は順調に進んでいるようにも思われます。

県の平均達成率は10.4%となっております。ちなみに中能登町は0.9%の進捗率となっております。旧鹿西町では最初、西馬場地区、後山地区から調査に入ることでした。現在の中能登町の調査内容はどのようになっているのか。

次に、本定例会に議案35号、手数料条例の一部改正で地籍調査成果品の交付を1筆600円となっておりますが、これはどういう形のものを出されるのか。

それから、この調査の一番のねらいは何なのかということもお聞きしておきます。

それから、市や町が実施する調査とは別に土地改良事業、土地区画整理事業、民間の宅地開発などで一定の基準を満たすものは地籍調査として指定をされるようであると聞いております。先日の質疑でしたか、中能登町の面積が701ヘクタールというような答弁があったかと思えますけれども、この土地改良にこの面積が該当するのでしょうか。

また、そのほかに土地区画、民間の宅地という面で中能登町に該当する土地があるのでしょうか。これもお聞きしておきます。

それから新聞報道によると、まだ着工していないところとか、やっていたけれども途中で少し休んでいるとか、そんな市町があるようですけれども、これはどんな理由でこういうことになっているのか。わかっているれば、また聞かせていただきたいと思えます。

それから山林の測量ですね。これはまたどのようにしていくのか。この辺を伺っておきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 長谷川地籍担当課長

〔地籍担当課長（長谷川良次君）登壇〕

地籍担当課長（長谷川良次君） 質問にお答えをいたします。

答弁の順番がちょっと違うかもわかりませんが、まず地籍調査の一番の目的はでございますが、地籍調査のメリットとしては、土地の境界が相互に確認できる。より現地に即した面積、地目になる。また、まさかの災害のときにでも現地を復元できる。調査後の土地取引が円滑になるなどの幾つかのメリットがございますが、一番の目的は、地権者あるいは関係者立ち会いの上で土地の境界を確定していただくことであります。

そのことにより、現実に沿った公図、地籍図や地籍簿が作成され、それが登記に反映するということとなります。その結果、完了地域では土地に関する問題等が生じにくくなります。

次に、中能登町の現況でございますが、町全体面積89.36平方キロメートルで、平成16年度末には0.76平方キロメートル終了しております。進捗率は0.9%になっております。

実施地区については、曾祢地内、後山地内、西馬場地内であります。なお、平成17年度については曾祢地内、小金森地内、後山地内で調査を実施しています。平成18年度については、旧鳥屋町も含めて事業着手できるように国、県に予算要望しているところでございます。

それから地籍調査の成果品の交付でございますが、1筆600円で交付したいということでございます。それについては、先ほども申しましたように現地で境界を立ち会いしました結果によりまして地籍測量図というものができます。それを1筆600円で交付したい。これにつきましては、利害関係者からの請求があったものについて交付するというところでございます。

それから未着手の市町や休止しているところの理由でございますが、これにつきましては未着手の市や町に確認しましたところ、事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会などが思うように進まず未着手に

なっているのが現状であります。また休止している理由については、ある地域で地籍調査を実施したが国土交通省の認証がもらえず登記ができなかったことがあり、その後その地区で調査がやむなく休止しているそうでございます。

それから圃場整備地域の対応についてでございますが、土地改良事業で701ヘクタールという面積が先ほど議員からおっしゃられましたが、私らの一応つかんでいるいわゆる県圃等の大型圃場整備が済んだ約650ヘクタールでございます。その区域内の土地については、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、地籍調査の成果と同等の測量精度を有する成果があるとみなされますので、これについては調査区域外の取り扱いとされます。このため、この区域については調査は不要になります。

それから山林の調査についてでございますが、山林の面積は約50.38平方キロメートル、町全体の56.4%であります。地籍調査を進めるに当たり、山林も含めて一緒に調査を進めていけばよいわけでございますが、何分にも時間がかかり過ぎますので、基本的には全町レベルで宅地や耕地等が終了した後に調査をしたいと考えております。

それから、地籍調査の推進につきましては町民の皆様、所有者等のご理解とご協力を得ながら推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 池田茂雄君

34番（池田茂雄君） 課長、どうもありがとうございました。

私、この際に、1枚の土地の中に何筆もあるというそういうことの合筆というものができないものだろうかと思えます。ちなみに私、400平米ほどでない土地に6筆も筆数が分かっている、そういう土地が1枚あります。その中に1筆が9平米というそういう筆が2筆あるんですが、町の方から耕作面積の



実態とか、また共済組合からもそういうようなものもろもろ来ますけれども、だんだん年がいくと同時に、それを見るのがうるさくなっているというのが現状ですけれども、こういうものは同一の人だったら、この際に合筆みたいものはできないものだろうかということも思いますが、この点、またひとつお願いします。

今ほど課長から答弁をいただきました。まだまだ先のことになろうかと思えますけれども、宅地や山林では難しい問題が多々出てくるかと思えます。山林も近年は経済的にも計算できない木材の価格になっております。高齢化で山の手入れをする人もだんだん少なくなってきた。自分の山があるにはあるけれどもどこにあるのかははっきり知らないという、そういう人たちもふえてきている。そういう話も聞くのでありますが、ましてやそういう中では境界もわかるはずはないとは思いますが、それでも。

また、宅地については境界をめぐるトラブル、この発生がついて回ってきます。一度問題が起きますと、なかなかこれがおさまらないものです。私も下区の区長を務めさせてもらったことがあります。土地に絡んだ問題点は、17年経過しましたけれども、順調に進んだことより、こういう土地のことで起きたトラブルのことは今までも覚えているようなものです。それだけやんちゃといいますが、難しい問題だなというふうに思っております。

また、地域の中でいろんな経験を積み重ねてこられた有識者といえますか、そういう方々も年々年をとっていかれるということですね。

私はまた、この調査は地味で目立たない、そして能率の上がない作業だとは思っております。これからも辛抱強く、粘り強く進めていってほしいなと、そういうことを要望しておきます。

課長、何か合筆のことでわかっていることがあったら、ひとつ聞かせてください。

議長（作間七郎君） 長谷川地籍担当課長 地籍担当課長（長谷川良次君） 合筆の件でございますが、今地籍調査をやっている地区では、同じ所有者が何筆も持っていてしても合筆は可能になります。それが所有者が違うということになれば合筆はできませんけれども、同一者が隣接して何筆持っていてしても、地籍調査でまとめて1筆にしたいということになれば、それは可能でございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 池田茂雄君

34番（池田茂雄君） どうもありがとうございます。

それでは次に、下水道についてです。

特定環境保全事業の鹿西地区中部浄化センターについて担当課長にお伺いをいたします。

当地は県営圃場整備事業で用地を創出をしております。平成2年に事業を開始し、平成8年に全面供用をしております。旧鹿西町の公共施設の大部分と能登部下を対象区として発足をしております。

平成9年ごろだったかと思いますが、町の執行部より要請がありまして、能登部下の議員と協議が開かれました。内容は、今、金丸処理場を建設すると5億円近いお金がかかる。その上、維持管理も当然かかってくるわけですが、何とか中部浄化センターへ入れさせてくれというお願いでありました。

双方の協議の中ではいろんな話題が出ました。ここに木村議員もおりますけれども、彼は、能登部下へ墓地やら下水道処理やら迷惑施設ばかり持ってくるのではないかと、そういうことも言っていたこともありますが、町の財政もあり、短期に加入者がふえるというわけではなからうかということで、町の対応を受け入れた経緯がございます。書類には、今は能登部・金丸処理区として掲載をされて

いるわけですが。

9月定例会の中で担当課長は、現在の加入率は特環で65.3%、農排で84.5%、全体で68.5%という答弁がありました。先般、当時の処理能力をどの程度に見込んでいたのかと聞きました。加入率85%ほどだったと聞きました。現在、この処理場はどのようになっておりますか。能力ですね。課長にお伺いいたします。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長

〔上下水道課長（藤井博昭君）登壇〕

上下水道課長（藤井博昭君） 池田議員のご質問にお答えいたします。

鹿西中部浄化センターの処理能力であります。

初めに、鹿西中部浄化センターの事業計画の経緯についてご説明申し上げます。

鹿西中部浄化センターは、平成2年に能登部下地内を対象として特定環境保全公共下水道事業として認可を受け、平成5年10月より一部供用を開始しております。能登部下処理区の当初計画は、処理区域面積49ヘクタール、計画汚水処理量、日最大710立米の処理能力で認可を受けておりましたが、その後、処理区域面積の拡大に伴い、平成10年には処理区域面積83.5ヘクタール、計画汚水処理量、日最大1,230立米に拡大いたしました。

また、事業費の軽減並びに供用開始後のランニングコストの軽減を図るために、金丸地内の汚水を供用済みの中部浄化センターで処理するため、能登部下、金丸両処理区を合併し、処理区域面積を130.5ヘクタール、計画汚水処理量、日最大2,040立米となる認可変更を行うとともに、金丸地内の汚水を中部浄化センターへ送水するためのポンプ場工事並びに送水管布設工事を行い、現在に至っております。

現在の中部浄化センターの処理能力についてであります。中部浄化センターは2系列が稼働しており、その処理能力は日最大

1,300立米の能力を有しております。また参考であります。これまでの日最大汚水流入量は970トンとなり、現在のところ施設としての能力は十分あると考えております。

議長（作間七郎君） 池田茂雄君

34番（池田茂雄君） 今ほどの課長の答弁では、処理能力がまだまだ余裕があるということでした。これからはどうしても加入率をふやさなければならないと思いますし、私、前段に申し上げたような経緯もございます。増設となりますと財政も伴いますし、申請しても、はいすぐというわけに事業もできるとも限りませんので、処理能力を超えないように、付近の住民に迷惑がかからないように管理運営をされるようお願いをしておきます。

次に、汚泥の乾燥車の臭気についてお尋ねをいたします。

月に一、二回、汚泥の乾燥車が来て作業をするようでございますが、一度来ますと2日、そのときによっては3日目の朝までなる。昼夜連続で乾燥しておいでするようですね。作業をされる方も交代で頑張っておられるということです。

そのときの風向きによっては、付近においがするというのを聞いております。何らかの方法で少しでも消すことができないのかということです。

ことし6月でしたか、広域圏の研修で福岡県の浮羽郡衛生施設組合、RDF化施設の耳納クリーンステーションに行ってきました。中へ入りましたが、全然においというものがしません。説明者の話の中で、ここに出るにおいを容器に詰めていって、この成分を消す何か方法はないか考えてくれということで、できたその液を噴霧しているそうでございます。そこでにおわないんだと、そういう説明もありました。

生ごみの処理と下水とは大分違いはあろうかと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長  
上下水道課長（藤井博昭君） 汚泥乾燥車  
のにおいが強いことについて、ご説明いたし  
ます。

下水処理施設から発生する汚泥の有効利用  
を図るために、旧の七尾市、旧の鹿島郡の1  
市6町が共同で平成9年度より実証試験等  
を行い、平成12年度より巡回して乾燥処理  
を行う車載式の汚泥乾燥車を導入いたしました。

導入に当たっては、乾燥排気ガスの中に  
含まれる臭気の測定を行っており、規制値を  
大幅に下回る分析結果が報告されてお  
ります。しかしながら、現実問題として不  
快な汚泥臭が発生していることも事実  
であります。

汚泥乾燥車には、乾燥排気ガスの臭気濃  
度を下げるとの対策も実施されてお  
りますが、この不快なおいは臭気成分が  
わずかでも残っていると人間には嫌な  
においと感じるためであります。

このにおいの問題を解決するために、平  
成16年度より脱臭車を導入してお  
ります。この脱臭車は、乾燥排気ガスに  
電子線を照射し、臭気成分を分解し、  
汚泥臭を取り除くシステムとなってお  
りますが、この汚泥臭を分解する  
ときにオゾンが副生されます。オゾ  
ンの臭気は汚泥臭と比べてそれほど不  
快ではありませんが、においの物質  
であることには違いありません。

現在のところ、このオゾン臭を取り除  
くことはできませんが、今後は運  
転管理の中で周辺の状況、また特に  
隣接している水田の営農状況に配  
慮しながら乾燥作業を行いたいと思  
っておりますので、ご理解をよろしく  
お願いいたします。

議長（作間七郎君） 池田茂雄君

34番（池田茂雄君） 汚泥の乾燥につ  
きましては、これから加入者がふえ  
ればふえるほど運転乾燥作業も過  
密になってくると思うわけございま  
す。これから、もとからくさいもの  
だと、そういうふうに決めてしまわ  
ずに

一工夫もしてみるという気持ちを持  
って臨んでほしいと思います。

私は、地域住民が快適な環境の中で  
生活ができるというのが行政の務め  
だと思っております。どうかその点  
も課長、また工夫も考えもまたし  
ていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。どう  
もありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分  
間休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時41分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引  
き続き会議を開きます。

次に、11番 甲部昭夫君

〔11番（甲部昭夫君）登壇〕

11番（甲部昭夫君） 私は今回この  
席に立たせていただいております  
けれども、いつもこの席に立つとき  
には緊張いたしているわけで、皆  
さんも大変緊張しておいでと思  
います。また執行部の皆さんも大  
変緊張しておいでと思いますので、  
そんな中で、一つだけ私は今回町  
長にお聞きをしたいと思  
います。

先月17日より延べ9日間で決算  
審査特別委員会というのが開かれ  
ました。私はその中の委員として  
出席をさせていただき、その委員  
となっております。その中からひと  
つ町長にお聞きをいたします。

決算委員会も以前とは違って、今  
回は旧鹿島町、旧鹿西町、そして  
旧鳥屋町、3つの決算を延べ9日  
間で行ったわけでございます。こ  
の委員会の内容については、五十  
嵐委員長が今度の議会においてす  
べてご報告を申し上げます。そ  
ういうことは内容については皆  
さんにお聞きいただくつもりは  
ございませんけれども、その中  
に視察をいたしました。その視  
察の中で、かなり私が感じたこ  
とを一つだけ代表して申し上げ  
たいと思  
います。

それは、鹿島町においては弓道場、天平の里、そして徳前の集会所、二宮の墓地、大宮坊、また旧鳥屋町においてはとりやハウス村、眉丈が丘、源助大根栽培農場、鳥屋古墳公園、またテニスコートの照明灯、そしてふるさと創修館、これを見てまいりました。鹿西町では、能登部の児童館、上布会館、健康ハウス憩、また金丸駅、王墓の館などいろいろと見てまいりましたけれども、幸いこの3日間を通して見たわけでございますけれども、非常に天気がよく、くまなくこの土地を見て、内容も勉強をしてまいりました。これに関しては、五十嵐委員長も天気に恵まれたと、我々委員も喜んでいたことを今思い出しております。

この視察を終えて考えてみますと、旧3町には絶対他町に負けないいい施設や文化のあることを改めて感じる次第でございます。と同時に、私も個人的にはまだまだ勉強不足であったなということを感じて、恥ずかしい思いもいたしております。

この施設や文化や伝統を守ってこられた旧町は、当時の町長初め議会の皆さんや関係者の皆さんが知恵を出し合いつくったものであり、絶対にほかに誇れるものだとは私は確信いたしているところであります。

その中で、特に私個人が思ったことは、鳥屋町の現在のふるさと創修館のことです。ふるさと創修館は、皆様ご存じのように基本的には入場無料ということになっております。しかし、展示資料館の入場料が100円要ることになっております。私も当然、観覧をしてまいりましたけれども、曳き山展示や民俗資料、埋蔵品の展示など大変整理して展示してありました。また、この施設の中には図書館はもちろん、茶室や貸し室なども利用できるようになっており、それはそれは立派な施設で、内容も本当に充実した施設で、この町の伝統や文化の価値がわかるようになっております。

この施設の利用状況を調べてみましたところ、16年度の1年間の平均でふるさと創修館には展示資料室には653名、うち子供さんが67人ということの実績が出ているということです。これを12分の1に割ってみますと大体1カ月に55人、そして1日で割ると1.8人。2人行っていないわけですから、こういう状態を聞いております。

私は、この施設をもっとPRして、町内外を問わず入場をしてもらうために、100円という入場料を取らずに無料開放ということを考えてはどうか。その一つの考えとして、地元の小学校や中学校生徒を学校単位でまず見せるというようなこともいいことではないか。それによって100円という単価と650人を掛けていただければ幾らか年間わかります。この数字を見ていただいて、数十万にも行かない数字になるとは思いますけれども、それを考えると100円を仮に無料にしても皆さんが得る、子供さんが得る知識や知恵が100円にかえられないのではないか。そういうふうに思うものであります。

そのことによって入場者が当然ふえることになると思うのですが、町長はこの点をどういうふうに考えておいでになるか、またお聞きしたいと思います。

この入場料も当時の旧鳥屋町の議会の皆さん、関係者の皆さんが本当に真剣に検討されて、そしてそういうふうになったものだと思いますので、私は決してそのものに否定をするつもりはございませんけれども、ほかの施設の整合性もあり、比較もしていただかなければならないこともあると思いますので、難しいとは思いますが、ただ自分の思いを提案として申し述べるだけでございます。

どうかこの点について町長のご返答をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長  
〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 町の施設の所感を詳細に述べていただきまして、ありがとうございました。

また、観覧料の徴収につきましては、ふるさと創修館のみならず石動山の資料館、雨の宮の古墳王墓の館があります。それぞれに発掘、収集された資料や郷土の生活文化資料を整理し、展示しているもので、学術研究資料として貴重なものであります。

また、議員ご指摘の観覧料の無料化については、条例にも規定をされていますが、町や教育委員会、学校教育活動で観覧された場合は減免制度もありますし、減免をいたしております。広く郷土学習に活用していただくためにも配慮もしております。

今議員の提案でありますけれども、それらも勘案をして一度もう少し考えさせていただき、時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 今ほどの町長の答弁、どうもありがとうございました。私たちもどういふふうになればよいかというようなことで、余りにも立派な施設でありながら、人数から見ると日割りにするとわずか2人というようなことになっていきますので、あの施設を本当に生かすときにはこれからPRもして、我々個人もPRをして見ていただきたいなど。そういうふうに思っております。

どうかまた前向きに検討していただいて、私たちがこうして言うことが一つでも実現できれば、私たちもうれしいですし、また、そういう町長であることを誇りに思ってこれからまた頑張っていきたいなど、そういうふうな思っております。

どうか町長、ひとつよろしく願います。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、32番 小坂博康君

〔32番（小坂博康君）登壇〕

32番（小坂博康君） 12月定例議会で3点について質問をさせていただきます。

まず1点目、費用対効果について町長もしくは担当課長にお伺いいたします。

これはすべての事業について言われることでありますが、今回は町内を循環しています運行バスについてお伺いをしていきたいと思っております。

現在、旧町単位で運行され、それぞれ鹿島地区は950万円で能登西部バスに委託し、鳥屋地区は850万円で七尾バス、鹿西地区は100万円で町が直接の運行で、総額1,900万円の予算で運行されておりますが、利用状況はどのようなになっているのでしょうか。

また、私が見聞きしている範囲内では利用率が大変低いように思います。これは現行ルートが利用しにくいのではないのでしょうか。また、利用しやすいルートに変更する考えはあるのかなのか。また、本来の目的での利用と離れた感があるのではと疑問に思っております。この事業に対する費用対効果をどのように把握されておられるのかをお伺いをいたします。

また、前鳥屋町長は、この事業を施行するに当たり、費用対効果が少ない場合は見直し及び運行の取りやめもあり得るとの発言もあつたやに聞いております。この判断をする指数があるのかもあわせてお伺いをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 小坂議員からのご質問がありました循環バスの費用対効果について、ご質問にお答えをいたします。

循環バスの導入につきましては、乗り合いバス路線の空白地区への対応を考慮しつつ、交通弱者向けの福祉目的として政策的な配慮を行って運行をしてきたところでございます。

今年度上半期の運行状況でございますが、

1日平均の乗客数は3地域の路線全体で198人で、月に直しますと6,000人余りとなっています。町民の割合、3割くらいの方が月に一度はバスをご利用になっていることとなります。

地域的に見ますと、鳥屋地域では1日平均で44人、鹿島地域で119人、鹿西地域で35人となっています。

次に経費的に見ますと、3台のバスで1日当たりの運行経費は7万2,000円かかっています。これに対して1日当たりの料金収入は無料扱いの方もおいでるために約5,500円余りとなっています。料金による経費回収率は約10%弱であります。無料扱いをないものとして仮定をいたしましても30%弱の回収率となっています。

これらのことから、収支面では厳しい状況となっております。特に鳥屋地域と鹿西地域では高齢者の方々が入浴施設へ健康増進を図るために利用されている傾向が強いという状況です。

本来の目的は、交通弱者の方々がバスの利用により買い物に出かけたり、各種の行事に参加したり、町の用を済ませたり、金融機関や医療機関へ出かけたりなどいろいろなところへ出かけるのに利用していただくことを主眼としているところです。しかし、現在のコース設定では旧町の中での利用に限定されているため、利用しづらく、乗客数が伸びない面もあるかと思われます。このため、乗客数の増加を図るとともに、経費の節減を図ることができないか、現在内部で検討しているところでもございます。

なお、コミュニティバスの費用対効果を検討する指標的なものは、ないのが現状です。全国各地でコミュニティバスの導入が実施されていますが、観光客など特殊事情がある地域を除いて、ほとんどが赤字運営となっているところでもあります。このため、現在は有料乗客数比率が約25%であることから、当面は

運行経費などを検討して有料乗客数比率を高めるとともに、運行経費の節減を図ることにより効率的な運行を図っていきたいと思っております。

現在、各事業に対する費用対効果を示すものはありませんが、決算書添付の主要施策成果表がそれに当たるものかと思えます。いま一つ十分なものとは言えません。行政改革における集中改革プランにも事務事業の見直しを掲げており、今後、事務事業の評価を行いながら事業の再編や整理統合を行っていかねばならないと考えていますので、ご理解をいただきますようによろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 小坂博康君

32番（小坂博康君） どうもありがとうございました。今後は全町を回るようなルートの変更も含めた運営に効率的な運用を要望して、次の質問に移ります。

次に、職員給与の格差是正について町長にお伺いをいたします。

私は6月の定例会に質問し、9月定例会には杉本議員が再度同じ質問をされました。二度とも格差があることは認められており、9月の答弁では、せめて来年の4月ぐらいまでには県の指導をいただきながらしなければならないと思っているので少しの猶予をいただきたいとのことでしたが、来年の4月となれば、3月に退職される職員で該当されると思われる方がおられるのかどうか。私が質問してから6カ月たちますが、どのような協議がなされたのか。

また、小山参事は過去、旧町において給与の正規な昇給、昇格時に問題があったと言われました。確かにそのとおりかと思えます。それを認めてきた旧鹿西町の議員にも責任の一端はあるかと思えますが、中能登町になった現在、給与に差があるということは何かにつけておもしろくないと言えば語弊があるかもしれませんが、職員の士気にかかわること

ですから早急に是正をすべきと考えます。来月からでも実行に移していただきたい。

また、何か弊害でもあるのか。あったらお聞かせを願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 職員給与の格差是正について、ことし6月、9月、そして今回と3回にわたって質問があったわけです。9月議会においては、来年の4月までには行いたいと答弁をいたしました。以後、いろいろ調査、協議を行い、やはり過去の旧町において昇給、昇格時に問題があったことは明白となりましたので、来年1月、4月にある程度の是正を行う予定で準備を進めております。

また、退職主事の予定はあるかということでもありますけれども、これはありません。

しかし、そこには自治法上問題もありますので一度にできませんことと、やはり勤務評定も考慮すべきと思っております。また先般、全員の勤務評定も行ったところであります。

ことしの人事院勧告では、来年4月から本格的に能率給が導入されることとなっております。当然、今後は給与に格差が出てくることとなりますので、職員のなお一層の喚起を促していきたいとそう思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 小坂博康君

32番（小坂博康君） 町長の英断を期待しておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に3点目の質問をさせていただきます。

健康ハウス憩の入浴料金について、担当課長にお伺いします。

高校生の入浴料金を子供料金並みの学割にならないかということでもあります。季節柄、高校のクラブ活動で屋外でのトレーニングが制約されている中、併設されているトレーニングルームを利用する機会が多くなっているとのことでもあります。帰りに入浴すると、大

変トレーニング効果がアップするのだそうでもあります。

そこで、毎日でも利用をしたいのですが、親のすねかじりの身であり、学割にならないかという声がありましたので、変更できないかということをお伺いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

健康ハウス憩におけます利用料金の中で、高校生の料金を子供料金にできないかというご質問でございますけれども、健康憩を含めまして、近隣市町におけます料金は高校生の場合、一般大人料金ということになっております。また、憩における現在の高校生の利用状況でありますけれども、大変申しわけございませんけれども、ほとんど利用されていないという状況でございます。

ただ、今ご指摘のとおりトレーニング効果、そういった面もございますけれども、まだそういった面につきましてもPR不足ということも町の方で問題がございますので、今後、広報等を通じまして町民の方々に利用を促したいというふうに考えております。

大変申しわけございませんけれども、現在の料金では近隣市町村では安い状況でございますので、今のところでございますけれども料金の改定はないということで、ご理解のほどをお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 小坂博康君

32番（小坂博康君） ほとんどないという答弁でしたが、利用された人が言っているのです、それは大人ほどの体をしていまして多分判断のつきにくいところもままあるのではないかと思います、今後とも検討したいということでございますので、よろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで昼食のため、1時半まで休憩をいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 宮下為幸君

〔5番（宮下為幸君）登壇〕

5番（宮下為幸君） 12月議会に向けまして2つの質問をいたしたいと思ひます。

来年度予算編成について町長にお伺ひしたいと思ひます。

県内を初め全国の市町村合併が一段落しました。これからは地方分権と言われるものの、日本の縮小経済とともに大幅な補助金や交付金のカットが待ち受けていると思ひます。限られたお金で町民にどれだけ質の高いサービスが提供できるか、行政手腕が問われると思ひます。

満遍よく税金を投入するといった時代から、行政が主体的な予算配分を考え、町民がそれを評価する時代となると思ひます。来年度に向けてどのような予算編成をされるのか、お伺ひしたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の質問にお答えしたいと思ひます。

来年度の予算編成方針についてであります。国の平成18年度予算では、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を踏まえ、平成17年度に続き従来の歳出改革路線を堅持し、強化し、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施することとしております。

地方公共団体に対しましては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指

針が示されるなど、一層積極的な行政改革の推進が求められるところであります。

本年3月に合併した本町も例外ではなく、大幅な町税の増収が見込めない状況であり、また三位一体改革に伴う国庫補助金負担金の見直し、それに伴う税源移譲及び地方交付税が不透明な状況であることから、行政のスリム化の推進と地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立が急務となっております。

このような厳しい行財政環境の中、行政に求められている各種事務事業の費用対効果を十分に精査をし、創意と工夫をした精度の高い予算づくりに取り組み、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、中能登町の将来像であります「ふるさと ふれあい心を育む中能登町」の着実な実現を目指す予算編成を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 日本の中で、どこに住めばどれだけの満足できるサービスが提供されるか、地域間の競争がこれから始まると思ひます。町長は6つの視点の中で、環境、産業、福祉、教育、情報、行革というような視点でとらえておいでますが、七尾市のような合併したことによってサービスが低下しないような予算づくりを目指していただきたいと思ひます。

そして先日、私、12月1日から4日までの間、国際ミッション派遣で台湾を訪問させていただきました。成功國中学、中正國中学、2校を訪問し、今後の交流の進め方について調査研究をしてきたわけですが、歴史、文化には多少の違いはありましたが、両校のすばらしい吹奏楽、舞踊を見せていただき、感動を覚えて帰ってきた次第であります。

中学生同士がホームステイによる交流を通じ、情報交換や文化、生活体験を体験できるということは、将来もこういうふうに住きた



いというビジョンが見えてくるような気がいたしました。ぜひ子供たちの将来のために来年度もしっかり予算づけをお願いしたいと思います。

続きまして、後山地区の懇談会が先日行われておりましたが、その中で質問したいと思います。

全国各地において定住構想に基づいた特産品の創出による地域の活性化が求められていますが、農地保全政策や交流人口増加施策の一環として後山で懇談会が行われたと聞きますが、どういう話が出て、どういう方向にこれから進んでいくのか、お聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 後山、花見月、瀬戸地区の活性化推進についてのお尋ねであります。先月の19日に後山地区でのこれからの農業を活性化するにはどうすればよいかということで、中能登農林総合事務所の前川所長、高農業振興部長、町から私と農林課長、そして農家の方々との懇談会の場を持ったわけであります。

農家の高齢化や米の価格の低下による生産意欲の低迷などで、今後の地域農業を守っていくにはどのような取り組みをしていくべきかという中で、うまいと言われている後山地区の米を個々の農家で対応することではなく、現在農作業の共同活動に取り組んでいる国事業の中山間地域直接支払いの既存組織をもとに担い手を中心とした集落営農組織を立ち上げ、組織として後山地域のおいしい米をアピールし、農業所得の向上を図っていくことが重要であるというような意見がありました。

また、今後ほころ柿、能登野菜などの地産地消を推進しながら、花見月、瀬戸地区なども含めた中山間地域農業の活性化に町としても積極的に支援をしていきたい、そう考えているところであります。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 今、地域の特性を生かした農産物の確保、加工品の販売をブランド化というようなお話だったと思います。これに取り組む農林関係の仕事で、バックアップ事業として国、県が予算化しているような事業というか、羽咋市ではバックアップ事業とかマーケティング事業といって国の予算が講じられていますが、そういう事業的なものを利用してやるとのことですか、どうですか。その辺についてお伺いします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 今いろんな事業はあるわけでありませけれども、それらも取り入れながら、また全体的にこれからどうしていけばよいか。今、後山地域、また花見月、瀬戸地域、個々に米をつくって売っておいでるわけでありませけれども、それらを中能登町の一つの中山間地域として一緒に米を植えながら、一緒に野菜をつくりながら、やはり地産地消といいましてもある程度量がなければならぬわけでありまして、そういうことを話し合ったわけでありませし、また来年度からいろんな事業もあります。また、大変田も荒れているということで、国といたしましてもそれらの整備も進めていく。そのような事業もあると聞いておりますし、これからいろんな事業を取り入れながら、地域の方々といろんな組合をつくりながら進めていきたい。そのようなお話をさせていただいたわけでありませ。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 一つ、私、先ほども眉丈が丘の牧草地のことで出ましたが、放牧場があったわけですが、なぜあれを、昔、私ら10年か15年前のときは牛がいて放牧されていたような感じがいたしました。ああいうものを生かしまして、もう一回牛を、そういう組合がもしできましたら放牧させていただいて、例えば中山間地域の組合をつくっていた

だいて、牛を置いて瀬戸牛とかそういうふうな名前で売り出していただいて、花見月米、そういうきれいな名前ですから、ぜひ中能登町としてのひとつブランド化に向けて進んでいっていただきたいなということを思います。

答弁は要りません。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（作間七郎君） 次に、26番 若狭明彦君

〔26番（若狭明彦君）登壇〕

26番（若狭明彦君） 私は、町長に質問させていただきます。

町長は4月に町長に就任されて8カ月になるかとしています。町長は6つの公約を表明され、町民の先頭に立ってかじ取りをされておられますが、その中に教育、地域の力を生かし生涯学習に注力をと掲げておられます。その生涯学習に注力ということの町長個人の意味といいますか、お考えを聞かせていただきたいとします。

最近、毎日のように幼児殺害という痛ましい事故が多発しております。母親がアパートより子供を突き落としたり、子供に何の恨みもないのに刺し殺したり、小学6年生と教師が口論となり殺したり、痛ましい事故が起きております。

石川県では、わいせつなど11月までに200件に上ると言われる中に、特に中学生以下では115件と近年にない増加していると発表されております。このような事件がいつ私たち中能登町に起きるかわからない状況でございます。

事故後の原因追及もしなければいけないが、その事故そのものを起こさない教育、加害者をつくらない教育。昔から三つ子の魂百までもと言われておりますが、このことから見ますと、幼児期教育の問題ではないかと思われま。地域のあり方などいろいろありますが、特に子供は子供同士で育っていくのが

いいのではないかと思います。少子化もその一つの原因ではなからうかと思ひます。

親の自己主義、放任、過保護、食事のとり方、朝食をとらない小学校の子供たち、保育所の子供たちが多くいると聞いております。もちろんではないかと思ひております。その点、親が食べないから子供に食べさせる時間がないとか、ゆとりがないとか言われております。学校のあり方、塾通い。先ほど言いました教師と子供との口論の場。大学生の22歳の先生が小学校の子供と口論。これはどういうことなんでしょうか。私は問いかけたいと思ひます。親と子とけんかしている。けんかじゃないんですよ。親が子供に教えているが、子供が一人前だと思ひて反論しているだけじゃないんですかというふうなことも言われております。

そういう中において、全国では塾通いが小学校6年で35.6%、中学校3年で65.5%という数字が発表されております。そういうことを考えますと、町の教育委員会のあり方、親の考え方、先生方の子供に対するしつけなどいろいろな問題が出てきているのではないかと思われます。今後ますます出てくると思ひますが、今後どのように思われて、どのような方向づけをされるつもりなのか。

それに伴って、小学校統合などは合併時にいろいろ協議もされましたが、そういうハードな面もあろうかと思ひますが、やはり子供たちの成長を考えますと、それはそれとして町長の子供に対する考え方をお聞かせ願ひたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 若狭議員の質問にお答えしたいと思ひます。

私が4月に出馬させていただくときに、環境、教育、産業、情報、福祉、行革、この6つの視点ということで皆さんにお約束をしな

から出馬をさせていただきました。そういう中での教育で、その中で特に生涯教育についてどのように考えているかというような質問であろうと思います。

従来は教育は青少年期の事業とみなされてきましたが、それでは変動する社会のさまざまな要請に応じられなくなってきたことが大きな原因であろうと思います。青少年期には学習に専念し、あとはその時期に取得した知識、技術で生涯を乗り切れましたが、近年の科学技術の進歩は産業構造の変化をもたらし、かつ情報化、国際化、高齢化や価値観の変化と多様化など、対応できなくなってきたため、生涯を通じ継続した学習が必要になってきていると思います。

そうした観点から、その学習を成立なさせるためには学習者の周りには教育的媒体ないし教育的環境が整備されていなければなりません。町といたしましても、町政運営の6つの柱の一つとして教育を掲げ、乳幼児期から高齢期に至る間、いつでもどこでもだれでも学びたいときに学べる環境を豊富に多彩に整備をし、充実する必要があると考えております。

また、いろんな事件が起きておりますけれども、やはり一番根本は倫理観の欠如が大きな原因であろうと思いますし、それらを直していくのはやっぱり教育であろうと。そういう意味におきましても、もう一度原点に立ち返りながら、みんなで今若狭議員の言われたようなことに関して考えていくべきでないか、そのように考えております。

それから、小中学校の統合についてどう考えているかという質問でありますけれども、小中学校の統合問題ですが、11月の臨時議会で検討委員の報酬を認めていただきまして、現在、検討委員会の立ち上げの準備を行っているところです。委員会の委員には町民各界各層から入っていただき、いろんな意見を出してもらい、よりよい中能登町の教育の場を

創出していきたいと考えています。

9月定例会にも答弁させていただきましたが、16年の中能登町の出生数を見ますと142名となっており、小学校、中学校とも統合は避けて通れない、そう思っております。検討委員会の答申をいただきまして、またそれらを吟味しながら、また皆さん方とご相談しながら鋭意進めていきたい。そう思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 若狭明彦君

26番（若狭明彦君） ただいま町長の答弁にもあったわけですが、学校統合については統合委員会をつくりまして検討した結果、それなりにまた進めていくというふうなことはそれでいいんですが、先ほど塾の件で町長の考えなんかは、中能登町も何力所かの塾があるわけなんです、やはりその人に言わずと義務教育が足りないから塾へ行くんだというふうな見方もされますし、いや、うちの子供は高等教育をさせたいんだということで塾に行かすというふうなことで、いろいろあるかと思えます。

そうかといいいながら、スポーツ少年団などに行かせて体力づくりとかということで、町内では42.何%ですか、そこへ行かれておいでると。やはりスポーツ少年団にすれば、反射神経とかいろんなことで体力をつくるということで、食事も余計、当然腹減るから食べますというふうなことでいいんじゃないかという方もおいでるのですが、中能登町の杉本町長としては、やはりそういうことを踏まえて、中能登町の子供たちは、町の子供は教育の町なんだと言えるのか、スポーツに行くのか。

そういうことも含めて、言いにくいかもわかりませんが、言いにくいことは結構でございます。しかしながら、もし差し支えなかったら町長の私見として言っただければいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長  
町長（杉本栄蔵君） 若狭議員の質問にお  
答えをしたいと思ひます。

中能登町の児童は教育か、またクラブ活動かというようなご意見でありますけれども、全国的に見ますと週休2日制になってからの塾通いというものは大変多くなったそうでありますけれども、中能登町にはやはりいろいろなバレーとか剣道とかサッカーとかたくさんあります。そういう中で、それらを目指しておいでる方もありますし、また塾へ通っておいでる方もあります。大体42%から半々ぐらいということであります。

私は、この町は教育の町であり、また文武両道の町である。それぞれの親御さんと子供さんが相談をされて、塾へ行って勉強されるもよし、またバレーや剣道やそれぞれのクラブ活動へ行ってされるもよし。私はそれはその親御さんの考えだと思ひますけれども、この町は大変両面、大変すばらしい町だ。文武両道の町、そんな町を目指して、また町政も行っていきたい、そう思っております。

議長（作間七郎君） 若狭明彦君  
26番（若狭明彦君） 町長は文武両道の町というふうなことで、親の自由でお任せするというふうなことでございますが、私はやはり力をつける子供たちをつくる時には、親の教育、親そのものも若い人たちの教育もしていかなければいけない。そういうときには道徳というものも大変大事かと思ひます。

特にいろんなテレビでも見たり聞いたりしますと、やはり女性は炊事、洗濯。炊事もできなく、洗濯もできなくて何をしているのかと。そういう人たちが幸せになれるかということも聞いています。根本的にそういうことも考えていかなければならないし、男の私たちも、もう少し力をつけていかなければならないのではないかと思っておりますので、私の提案ということだけで、また個々に教えていただければ幸いかと思っておりますので、

よろしくお願ひして、質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） 私、今12月議会に当たりまして、通告書には4点ばかり通告してあるわけではあります、具体的には3点に絞って質問をさせていただきます。

通告書の順番ではなくて、私の中で整理したのから始めていきたいと思ひます。

まず初めに、公立能登病院の緒問題について。

この点につきまして、私、1、2と書いてあるわけではあります。これにつきまして、再質問も踏まえまして質問をいたしたいと思ひます。

先日から大きく新聞に騒がれまして、私たちもこういう大きな赤字実態を初めて目にしたわけではあります。私、先般、能登病院の方へ訪問いたしまして、管理局長の平山さんともいろんなご意見を伺ってまいりました。そういう中で、現在の能登病院が直面している緒問題についても私なりに把握してきたつもりであります。それらも含めまして質問をさせていただきます。

公立能登病院は、昭和18年に医療利用組合連合会能登病院として発足したところでございます。病床が当初は97床、診療科目は7科であったと聞いております。このように歴史のある古い公立病院であります。昭和47年に七尾鹿島広域圏事務組合として統合して発足いたしております。平成11年に今の立派な現在地に移転して、現在は330床、診療科目は25科目となっております。

私は、今新聞等で騒がれている46億円余のこの赤字の経営責任、このことについてこのように判断しております。経営責任者が今日まで、特に七尾鹿島広域圏組合として発足し

た47年以降、不明確になっていたのではないかと思うんです。責任者は病院長なのか七鹿広域圏組合の理事長なのか。これらをチェックする機関である議会が具体的に稼働していたのかどうか。これらが今問われているのではないかと思うのです。

合併前は1市6町でありました。合併したことによりまして1市1町になったわけでありまして。中能登町の町長は、理事者の2人のうちの1人として今日の事態をどう考えておられるか。これは今後の病院経営におきましても大きな問題を抱えている中で、私は町長のこれに対する見解を求めたいのであります。

特に理事者としての責任というのはどう考えているのか。このことをお聞きいたしたいと思います。

2番目に、能登病院の経理状態を私、インターネットで調べさせていただきました。医業利益、能登病院の利益であります。平成12年度から医業収益が医業費用を下回っております。ということは、収益が費用を下回っている。15年度では100の医業収益を上げるために支出する医療にかかる費用は112.5%、こういうことにパーセンテージはなっているわけでありまして。

ということは、72億9,000万円の収益を上げるために81億6,000万円の費用を能登病院はかけているということになるわけでありまして。これでは赤字が増大するのは当たり前でございます。

医業利益が1億5,600万円あったのであります。平成11年度では、それが平成16年度になりますと赤字の9億5,100万円と転化しているわけでありまして。医業収支比率は平成11年度102.3%、それが平成16年度では88.3%になっており、だが全国平均の公立病院の医業収支比率は平均で94.4%でありますから、その全国平均を下回っているのは事実であります。

純利益が平成11年度では黒字9,000万円出ておりましたが、平成16年度では10億4,900万円の赤字に転落しているわけでありまして。

今は全国的に公立病院はすべて赤字経営を強いられているということがよく言われます。私、平山局長と話をしまして、どこにどのような赤字転落の原因があるのかをお聞きしました。石川県では、県立病院であります中央病院も赤字100億円以上を抱えているそうではありますが、単年度ではことしから黒字に転化したというようなことを議会の中で谷本知事が発表しておりました。

私は、こういう中で能登病院の金額がこれからますます大きく赤字がなっていくのではないかと、そのように考えております。

マスコミの報道では、赤字の原因を人件費が高いということで報道されております。特に中日、北國、朝日等でございますが、朝日は12月3日に「高い人件費（民間なら倒産）」という大見出しで報道いたしております。私は、この人件費というものが医業収益の中でどのような位置を占めて数値を示していけばよいのかということでございます。

医業収益に対する職員給与比率は、能登病院で平成16年度では57.2%を占めております。これも全国平均でございますが52.2%ということになっているそうでございます。そういったしますと、能登病院の57.2%と全国平均の52.2%、特段の差がないのであります。

能登病院の1職員の平均給与は平成16年度で年間809万円であります。全国平均では804万円であります。こういう中で、給与におきましてはマスコミが報道している能登病院の赤字の直接の原因は人件費だというそういう報道は私、当たらないのではないかと思うのです。

ただ、平山局長も言っておられましたが、勤続平均年齢が能登病院では51歳である。高齢化しているということなのです。これは大きな問題かもしれないという、そういう発言

をしておられました。

私は持論といたしまして、公立病院は僻地医療など不採算な医療や高度医療等のコストの高い供給が公的病院に期待されていると考えております。だから総務省からは、地方自治体の一般会計から繰り入れ措置が認められているのであります。民間に任せておけば、少子化の影響などで社会状況の変化によってその供給が縮小し、住民にとって重大な医療過疎状態が生じてくると私は思うのです。

例えば、懇談したときに珠洲病院、宇出津病院、大きな赤字を抱えているそうでございます。あの病院がなくなった場合、奥能登の医療というのは大きく後退するのではないかと。私はそれらの公立病院の位置づけというものを明確にしておく必要があるのではないかと思うのです。医療サービスの供給を地方自治体の支援によって地域として保障することが住民の生活と安全と安心の確保する行政としての責任だと私は考えております。

以上、今度の公立能登病院の赤字問題について私の意見を述べて、町長の見解を求めるものであります。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

公立能登総合病院でございますが、救急医療や高度医療などの医療需要の増大に対応するため、平成12年に独立した検診センターを設け、がん治療の高度治療機器など最新設備を整えた新しい総合病院として開院をいたしました。以後も圏域住民が安心できる地域医療を確保するとともに、圏域内に不足する医療や一般医療機関では対応が困難な政策的医療、高度専門医療などを適正に提供することを基本的な役割として運営をしてまいりました。

一方、少子・高齢化の本格的な進展や生活環境の変化などに伴って、住民の医療ニーズ

の多様化が進んでいます。また、医療報酬の引き下げ、院外処方等の医療制度改革の流れの中で、病院経営を取り巻く経営環境は大きく変化をいたしました。

このような状況の中で新築移転後から赤字経営に陥り、16年度末現在で累積欠損金は46億6,000万円となり、極めて厳しい経営状態であります。

ここまでの赤字になった責任はどこにあるのかということですが、公営企業法では開設者であります。開設者は病院の目指す医療、病院経営に当たっての理念などを明確にし、その方針に従って病院側として運営するあり方が大切でございます。開設者と病院長とは、役割分担のもとでお互いが責任と自覚を持つとともに、病院経営の理念、方針について絶えずコミュニケーションを持つことが不可欠であります。また、開設者、病院長、議会との間の連携強化が病院経営に大変重要であると思っております。

このような厳しい状況の中で安定した経営のもと、地域の方々に温かい医療、安心できる医療、その提供をいかにしたら行えるかを検討していく部門として、本年4月から経営企画室を設置いたしました。17年度、18年度の2年間で外部機関による経営診断を受けながら、現在抱えている経営を中心とした緒問題を分析し、その解決策を模索していくこととなっております。

この外部機関でございますが、組合長の諮問機関として、公立能登総合病院が今後担っていくべき役割や他の医療機関との連携、経営上の課題とその対策及び経営形態などについて行政の住民医療への責任とサービス提供のあり方について検討するものでございます。7人の委員で本年10月に設置をしております。

新聞紙上にも掲載されておりましたが、第2回の委員会では人件費の大幅削減や民営化というご意見がありました。

公立制度の維持ということですが、現在、病院は救急救命センター、精神センター、小児科等の事業も行ってあります。採算が合わない部門を民間が撤退する中、地域の医療を守るため、また高度医療を保つために不採算部門も行ってあります。不採算部門を放棄すれば赤字解消には効果がありますが、利用者のことや中核病院としていかなものかと思われる。

なお、公立制度の維持は地域住民の理解も必要と思われる。また、経営改革委員会が来年2月に提出する答申を待って、どうすれば自立できるか、また経営ができるか、組合や議会とも相談をしながら自治体病院としてのあり方を考えていきたいとそう思っておりますし、今までの2回の答申を受けて、この15日に組合長、そして関係者と話し合いもすることになっております。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいまの町長の答弁、開設者という言葉が出てまいりました。開設者というのは当然、1市1町の市長であり町長であると私は判断するのでございますが、そういう中でこれらの開設者の責任というものを今後どう能登病院の健全化の中で役割を担っていかれるのか。それが私は一番の問題であると考えております。

町長も公立病院の意義ということで、現在の救急救命センター、精神センター、小児科等の事業を言われました。採算が合わない部門を、民間企業が撤退する部門を公立病院が担っていく。そのためには必要である。こういう見解を言われました。私もそのとおりだと思っております。

そういう中で、この能登病院というものをぜひとも、今新聞等では民間にするとか、またいろんな方策等が言われておりますが、責任ある中での運営を持っていかれるように考えていただきたいと思っております。

私は私なりに能登病院の今後の改革の道とどうか、こういうことが必要ではないかと考えております。

ご承知のように90年代後半から構造改革路線の社会保障制度のテンポが速められました。平成9年度は健保2割負担、介護保険制度の創設、平成14年度は高齢者1割負担の徹底等が言われ、平成15年度は健保が3割負担というそういう中で、能登病院の外来患者が少しずつ減ってきているのです。

外来患者の収益は平成12年度では前年度比101.6%であり、平成13年度は113.4%と少しずつ右上がりに来ておりますが、平成14年度は111.0%、平成15年度以降になりますと医療分業等がありまして15年度には103.0%、16年度には101.4%と外来患者が減ってきているんです。これらをどうしていくのか。これが大きな私、これからの公立病院の収益の基準になってくると思うのです。

町長も恵寿病院等へ行ってみられればわかると思うのです。診療所が幾つかあります。和光苑、青山彩光苑、いろんな施設がありまして、それらと密着して外来患者をふやしているのです。もう一つ、中能登町、七尾市にある民間のお医者さん。その方々とも連絡をとって外来患者をふやしているのです。そういう外交政策を恵寿病院はやっているのです。

能登病院は、そういう点については現在進めていないのではないかと。だから民間にかえるのではなくて、民間がやっている手法を公立病院が取り入れて進めていく。それがなくては私は赤字の解消にはならないと思うのです。

患者さんが町のお医者さんから紹介されて行くところは、パーセンテージ調べていただきたいと思うんです。恵寿病院が断トツに多いのですよ。私は、そこら辺の努力をやはりしなければいけないと思うのです。

もう一つ、2つ目です。町長は、経営者、

開設者に責任があると言われました。それでは私、先般行ってきまして平山管理局長に、あなたは能登病院へ来て何年たつのですかと聞いたのです。1年だというのですよ。1年。私は、大事な管理をする局長が、その先の方はどなたがやっておられて何年おられたか知りませんが、管理局長が1年で交代する、2年で交代するということでは、これでは経営の安定化につながらないと思うのですよ。理事者として中能登町長、私はそう思うのです。

しかも、病院事業というのは具体的にわからない方が管理局長になっておられると思うのです。平山さん、広域圏の前の事務局長であったそうです。組合の。私は、こういう中でこの人事というものをもう少し理事会で真剣に考えてやっていただきたい。このことが、人事政策が大きな私は今問題性を感じているところであります。それらを積極的にかえることなく漫然と赤字の事態を流れるに任せていたのが現在までの広域圏理事会でなかったかなと、そう私は思うのです。極端にいいますと無責任行政と指摘しても私いたし方ないのではないかと、そう思うのです。

もう一つ、病院改革の中心になる現場の専門職集団。今町長は改革の路線を7人の方々にお願いして検討していると言われました。経営改革委員会7人、外部を含めて7人。

私はこういう方々、外部から来て能登病院を、資料からいろんなものをもらって診断すると思うのですよ。それよりも、自前に現場の中で事務職を含め、介護士も含め、いろんな方を含めて専門集団をつくっていく。そういうことを私は提案したいと思うのです。そういう方々が見識と判断をもってこれからの人材の配置を行うこと。これから始めなくてはいけないと思うのです。

私、先般も言いましたように、新潟県の津南町へ行ってまいりまして、そういうことをつくづく感じたのです。だから、能登病院に

おきましてもそういうことが私は必要ではないかと思うわけでありませぬ。

能登病院は窓口へ行きますと「陽だまり」という会報を出しております。この中に、これは一番新しいのですよ。本年の4月1日より経営企画室が設置されました。健全な経営なくして温かい医療、安心してできる医療の提供はできないと考えております。今後は職員一人一人が経営参画意識を共有し、地域の方々に役立つ病院になるように経営企画室としてさまざまな観点から活動していきたいと考えております。こういうものが能登病院で皆さんに、行かれたときにあたるわけです。

私は、こういう意気込みの中でぜひとも職員の方々との接点を強く持っていただきまして、公立病院の位置づけとして能登病院を維持していただきたい、そのように思う次第であります。

それから、町長に最後に1点お願いをしておきたいと思うのです。

石川県に金沢に県立中央病院があります。私、鹿西町の議員をしているときによく町長に言ったのです。谷町長、宮川町長にも。能登に県がなぜに県立の病院を設置しないのか。公立能登病院という公立病院がありながら、これをなぜに、能登病院を県として認定して運営していく、そういうことをしないのか。ぜひとも要求すべきではないか。こういうことを発言していたのです。

中能登町の町長として、ぜひとも来年の選挙戦に向けて谷元知事が公約の一つに入れられるように、今からぜひとも要求をしておいていただきたい。このことを最後に要望しておきます。

次に、これは後から小山参事、書面でもようございます。ひとつよろしく願いいたします。

能登病院の経営状態の中にこういうことがあるのですよ。一般会計繰入金の医業費分、また医業の外の分、合わせて平成11年度から



16年度までに累計いたしまして18億9,500万円の金額が資本剰余金として積み立てられているのです。私行ったときに平山管理局長は16億円と言われておりましたが、私の数字では18億9,500万円。これが自己資本への強化を目的として資本利用の積み立てであるとしたならば、小山参事、累積赤字は大きいですが自己資本比率はそれほど低下していないのではないか。私はそう思うのです。だからこの18億9,500万円の位置づけというのはどのように考えておられるのか、能登病院では。平山局長は、現ナマあると言っておられます。20億円近い金があるとしたら、赤字、今46億円ですか。だから資本比率ではそう低下していないのではないか。努力すればまだまだ能登病院はこれから健全化される運営ができるのではないか。私はそう思うのです。

もう一つ、平成12年度から13年度、12億5,100万円の特別損失というのを計上しているのです。小山参事。この原因は何なのか。12億5,100万円の特別損失を計上しているのです。経費の中で。私は考えたんですが、ちょうど古しい能登病院の廃棄処分のお金なのかどうか。あれはだれが持ったのか。そういうことを考えた。

これらについて、あと書面でようございます。報告をいただきたいと思えます。

時間がありませんので、次、今若狭議員も言われました学校施設検討委員会についての役割について。

私、一般通告書では小中学校施設の耐震問題とアスベスト、学校検討委員会との役割を明確にせよ。これを2つ合体いたしまして質問をいたしたいと思えます。

まず初めに町長、第6回臨時会において教育費として中能登町小中学校統合検討委員会の予算が可決いたしました。32万4,000円でございます。18人分だということです。

それを受けまして、9月定例議会に私が小中学校の耐震問題と学校統合ということをど

う考えているかと質問をいたしました。そして旧鹿島町の小中学校の学校耐震の問題、調査をされたそうでございます。結果をきちんと議会に報告をしていただきたい、こういう要求も出しましたが、現在まで、今アスベストが数値が出ましたが、耐震問題についての数値は私もっておりません。どうなっているのか。これらについても報告をいただきたいと思えます。

2番目といたしまして、9月議会でございます。水谷内教育長にお尋ねしますが、旧鹿島町の4校については調査結果の中で、耐震調査ですよ。順次改造する予定である、こういう答弁であります。現在の4校の耐震調査を踏まえての判断であろうかと思うんです。

町長は、同じ質問をした中で次のように答えているのです。合併協議会から一番先に4校を統合する、そのような引き継ぎを受けたと町長は答弁しているのです。

これらの違い、どうなるのか。町長は引き継ぎを受けたというが、だれから引き継ぎを受けたのか。いつの時点で引き継ぎを受けたのか。この点について答弁を求めたいのであります。

と申しますのは、町長は合併協議会にそのときは出ておりませんからわからないと思うのですが、合併協議会の中での答申というのは各町の小学校については検討委員会の中では触れていかない、各町に任せたと、そういう答申なのです。答申内容は、中学校の統合について合併協議会の検討委員会では答申をしましたが、小学校については各町に自主的に判断していただく、そういう中であつたのです。

だが、今若狭議員が言ったように、現在は状況が変わってまいったと私思うのです。水谷内教育長もその当時は鳥屋町の教育長でありました。現在は中能登町の教育長です。町長も中能登町の町長として現在答弁されているわけです。

だから、そのときに第1次、合併協議会に出たときの第1次の答申というのは、これはそのときの状況の中で出された答申だと私は思うのですよ。それは否定しませんが、だが合併協議会の中で第21回の平成14年2月8日で、このように報告文書として公式に載せてあるわけです。教育特別委員会の、これは第1次といえば第1次ですね。鹿南3町における小中学校再編についての答申を尊重し、新町において新たに委員会を設置して協議する旨を報告され、全会一致でそれを承認したのです。3回も4回も流会になって流れたのです。そういう中で全会一致で承認したのです。

だから、新たに今、水谷内教育長も中能登町の教育長として、町長も中能登町の初代の町長として、これからこの問題に取り組んでいくと思うのですが、私は、この合併協議会が出された報告の答申を尊重し、新町において委員会を設置するということになりますと、町長は今委員の任命はなされたかどうか知りませんよ。なされたとしたら当然、辞令簿、辞令証書が出されますね。そのあいさつの中にどのようにされるのか。小中学校を含めてめ統合という問題を具体的に考えていていただきたいということと言われるのかどうか。この点について、私これはひとつ町長から答弁を願いたいと思うのです。

合併協議会のときに長屋町長に私、あなたは教育特別委員会にどういう趣旨で辞令簿を渡されたのか。前の鳥屋の町長に聞いたのです。答弁は、原則的に既存の学校を利用して、その中で統合を考えていただきたい。そういう答弁をしたのですよ。

だから今の町長は、先ほど若狭議員が言った鹿島町の旧の小学校の統合についても、水谷内教育長が言ったように順次改造していく予定なのか、新たにそれを合併して1校にするのか。それらを含めてどういうことを目的にして第2次の学校統合検討委員会に付託さ

れるのか。これが私大事だと思うのです。まずもってきちんとしておかなくては、合併協議会の二の舞いになると思うのです。そこまで踏み込んで答申を出すべきでなかったかというそういう意見もあったのですよ。

そこら辺もぜひとも町長は、この新たな検討委員会にどう臨まれるのか。教育長とすり合わせをして、意見の違いのないようにしていただきたいと思います。

文部省はこのように言っているのです。今の耐震問題の中で、古いものを直すより新しく統合して建てた方がよければ、そういう方針で文部省も臨みたい。こういうことを言っているのですよ。私はそういう点を踏まえて、今度の検討委員会の中でどこら辺まで踏み込んだ検討をし、答申をされて、それを議会で報告していくのか、きちんとお願いをしたいと思うのです。

この1点だけ、答申に対する町長の気持ち、見解を聞きたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） いつ合併について聞いたか、だれに聞いたかという質問でありますけれども、教育委員会の方と話をしているときに、鹿島町の教育委員会では小学校4校の統合ということをやっている、それを合併協議会へつないでいく。そのように聞いたと私は思っております。

そういう中で、やはり私は今の小学校、中学校の現状を見ておりますと、久江小学校は既に20名を切りまして、ことしの卒業生は3名であります。来年入る子供は1人だと聞いております。そういう中で、やはり旧鹿島町4校は1校に統合すべきだと、私は個人的にはそう思っておりますし、中学校も500名少しであります。もう少したちますと500名切ります。そういう中で、中能登町の中学校は1校にすべきだと、私はそう思っております。

それについて今の検討委員会についても踏

み込んだ議論をしていただきたい、そう願いますつもりであります。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 今、町長の方からご返答がございましたけれども、私に対する質問もございましたので答えさせていただきます。

確かに事務引き継ぎのとき、新年度の課長間の事務引き継ぎには鹿島町からの事項の中には、鹿島町の4校は統合して現在の鹿島中学校を利用する、そういう引き継ぎをしている文書を私も見ております。

なぜ私が小学校4校を順次耐震診断をするかという前の議会にお答えしたのでございますけれども、これは統合しないという意味ではございませんので。たとえ統合しても、私は使える校舎は地域の文化のために使いたい、使った方が壊すよりも有効に利用されると思って順次診断していきたいと、そういうふうに答えたのでございます。

それから、新しく今立ち上げられます統合検討委員会の件でございますけれども、今のところまだ町長には、こういう方、こういう方というお話はしておりませんが、教育委員会の方でお話をしているのは、18名の内訳でございますけれども、議会議員の方々3名、それから区長会から3名、保護者、PTAから3名、それから学識経験者から3名、それから学校関係、各校の校長を含めた学校関係から3名、教育委員は5名いるわけですがけれども2名でいいんじゃないか。2名。そして総務課長1名の18名を一応予定しているところでございます。したがって、まだ任命書はいただいておりません。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） あと9分ばかりでございます。

ただいま町長の答弁はそれを了といたしま

して、そういう気持ちで町長が新しくつくられる検討委員会に臨まれる。そういうことを期待して検討委員会に討議をしてもらおう。そういうことで私受けとめてよろしいですか。

それから、水谷内教育長には、そういう気持ちで改修というのをなされたということは、これは地域の方々にとっては大変ありがたいことだと、そう思います。地域から学校というシンボルが消えるということは、やはり大きなイメージダウンになりますから、あとを何かの機関に利用するという。これはそれなりに私は大変よいことだと思っておりますので、統合の中でそういう問題も、またひとつ執行部の方に討議をしていただきたいと思っております。

最後に、平成18年度における中能登町の予算の中で、私は実質、投資的経費はどれくらい見込まれるのか。それとも合併特例債の利用を考えておられるのかどうかということを出してあります。

簡単に言います。これに答弁は要りません。小山参事の方から後日、文書をもって報告を求めたいと思っております。よろしく申し上げます。

平成18年度、杉本町政にとっては初めての予算編成が行われる年であります。国の三位一体の中で、地方財政は大変厳しいものがあるかと考えられております。他の議員さんも同じような発言をされております。私もそう思います。

それで数値をお尋ねしますが、中能登町の財政力指数、経常収支比率、起債制限比率、標準財政規模などの指数が合併したことによりまして今後どのような方向に向いていくのか。予算の中でそれらが変化するのか。合併前の数字が出ております。もらっておりますが、それと大分違って来るのかどうか。特に経常収支比率の今後の動向について、私は七尾市が100の収入で104という数字を出しまし

たね。羽咋市が九十幾つなのですよ。それで大騒ぎして、市長がかわりました。選挙によって、前の市長と。七尾市は100の収入でありながら、どうしても経常的に出ていく金が104。赤字団体ですね。

中能登町は旧の3町は優良企業であったのです。有料自治体。80から七十幾つなのですよ、経常収支比率は。それが今後の投資的経費、新たなもの、先ほどから言っております学校の問題、それらを踏まえてひとつどのように変化していくのか。それをお聞きすると同時に、合併特例債を合併によって我々が、一応国の方から示されておりますね。7割を補てんする。そう言いますが、私は借金は借金だと思っておりますよ。どれだけ7割補てんするといっても、交付税に。交付税全体の金額がマイナスなのです、毎年。昔、事業債という起債をしました。私そのとき質問したのです。後から交付税に5割戻ってくるとか7割戻ってくるとかという説明をよくしたのですよ、うちの町長は。戻ってくるといふことになれば、鹿西町の交付税が総体的に右上がりにならなければいけないのです。交付税は何も右上がりにならないのです。事業債の補てんはしていても一般交付税は減額しているのです、国は。交付税全体の国の予算というのは決まっておりますから。

だから、特例債を使っても借金は私は借金だと思っております。そこら辺もこれからどう考えていかれるのか。これはひとつ参事としての、私は数字に明るい参事として腕の見せどころだと思っております。ひとつよろしくそこら辺を後日文書でもって報告をいただきたいと思います。

ちょうど時間が来ましたので、終わらせていただきます。

議長（作間七郎君） ここで休憩をいたします。3時15分まで休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時14分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告に従いまして6件について質問いたします。

理解しやすいために通告順序を若干変更いたします。とを先に質問し、あと順序を追って質問したいと思います。よろしく願いをいたします。

8020運動の推進について。

保健事業のさらなる推進について、80歳で20本の歯を維持するための推進運動の展開について質問いたします。

10月1日、兵庫県中西部にある南光町、去る10月1日、佐用町、上月町、三日月町と合併をしたわけですがけれども、私、当地に行政視察を以前行いました。そこで地元農家のアイデアから始まったひまわりの郷づくりで有名であり、農地を守り農業の振興を図るためヒマワリの集団栽培に取り組み、四、五ヘクタール一面にヒマワリを栽培し、観光的なイベントを行い、食用油を採取しているわけがあります。

清流の千種川沿いには咲き誇った一面のヒマワリ畑は全く実に壮観であり、景観が美しいということで全国農村景観百選に選定されました。中能登町においても適地、旧放牧場、源助大根の栽培農場付近、ここで栽培をするということを検討したらいかがかというふうに考えるわけがあります。

当地では歯科保健センターが建設されております。その理由は、普通の歯科医に行きにくい障害を持つ町民に加え、老人や乳幼児の治療に積極的であり、特に乳幼児の歯の健康管理についてはとりわけ母親の理解と協力を求め、そのために妊婦の段階から生まれてくる赤ちゃんの歯の健康管理に気をつけ、母子手帳によりどなたが妊娠したのかが掌握で

き、そこで妊婦の健康教室を定期的に行い、保健婦による保健指導や栄養士による栄養指導とともに歯科衛生士による歯の衛生指導も行っております。

妊娠中は生まれてくる赤ちゃんのためによく食べるが、手入れが怠りがちになるそうでもありますので、妊婦の歯も悪くなりやすく、妊婦自身の歯の治療と健康管理を一体的に行う中で、生まれてくる赤ちゃんのために乳歯が生えてくる前から口腔衛生の大切さを理解してもらうことに努め、乳歯が生えてくるとともに乳幼児の歯磨きの仕方を母親に指導しております。

こうした取り組みを通じて子供の虫歯は大きく減少し、歯の健康状態は非常によくなったと報告されておりました。よい歯で何でもしっかりとかんでよく食べることによって、あごも成長し、歯並びもきれいになり、痴呆症にも大きく影響があるというふうに言われております。

成人の歯槽膿漏の予防にも取り組み、歯槽膿漏になりやすい歯の状態の町民には早い段階で歯石の除去や正しい歯磨きを指導し、歯茎のマッサージの仕方を教えて健康管理を促し、厚生省や日本歯科医師会も提唱するようになったわけであります。

平均寿命80歳に対応し、80歳になっても自分の歯を20本以上残して、何でも元気で食べたりしゃべったりするようにしようとするのが8020運動であります。医療費の25%程度が軽減されるというふうにも報告をされております。

町では8020賞を新設し、毎年行う町民健康まつりにおいて80歳以上で20本以上の自分の健康な歯を持っている町民を表彰し、8020運動を推進しているわけであります。

そこで、町の長期計画の中に、先ほど申し上げましたひまわりの郷とともに、ぜひ組み込んでいただきたいということを強く求めるわけであります。

私の試算によりますと、これによって約少なくとも年間2,000万円以上の医療費の削減になるというふうに考えておりますので、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

議員お尋ねの8020運動につきましては、歯を大切にすることが健康を維持していく上で大変重要なことであるという意味であると思います。

中能登町では、歯科疾病検診、乳幼児検診での歯科指導などに積極的に取り組んでおります。なお、6月には街頭歯科検診を、また先月に初めて取り組みとして歯周疾患検診を行っております。今後さらに充実させていきたいと考えております。

現在策定作業を進めております中能登町長期計画、また、18年度に予定しております健康増進法に基づく健康増進計画の策定の中でも住民の健康づくりに関する施策を盛り込みたいと考えております。

健康を実現することは、元来個人の健康観に基づき一人一人が主体的に取り組む課題であります。個人の健康の実現には、こうした個人の力とあわせて町としても個人の主体的な健康づくりを支援していくことは不可欠でございます。

健康日本21では、栄養、食生活、たばこ、歯の健康、糖尿病等についての目標値が設定されています。当町においても健康日本21を参考にしながら、歯の健康として8020運動についても取り組んでいく予定であります。

今後口腔衛生の向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 非常に積極的なご

答弁をいただきまして、ありがとうございました。

我が中能登町には歯科医が7人もおいでますので、ひとつ歯科医とともに協力し合っ  
て、ぜひ推進をするように長期計画の中で組  
み込んでいただきたいということを強く求め  
ておきたいと思います。

引き続き、保険事業のさらなる推進につ  
いてであります。

命を縮める医療の改悪。政府・与党は医療  
制度改革大綱を正式に決定いたしました。新  
たな高齢者医療制度、75歳以上対象を平成20  
年度から創設し、すべての高齢者から保険料  
を徴収し、患者負担については70歳未満はこ  
れまで同様に3割負担とし、70から74歳ま  
では現在の1割から2割に負担を引き上げ、75  
歳以上は原則1割にするという内容でありま  
す。

なお、これに先駆けて、現役世代並みの所  
得のある高齢者70歳以上については来年度か  
ら2割負担を3割に引き上げるというもので  
あります。また、療養病床に入院する高齢者  
の食費、居住費は全額自己負担とする。人工  
透析患者の負担限度額を引き上げるなど、ま  
さにやりたい放題の小泉内閣ではないかとい  
うふうに私は考えるわけであります。

これでは高齢者が病院に行けなくなるの  
ではないか。良心的な病院は、先ほど杉本議員  
の質問にもあったように経営できなくなり、  
このままでは日本の医療そのものが荒廃する  
危惧を持たざるを得ないというふうに私は考  
えております。

去る7日、能登病院に新聞ざたになってい  
る、特に12月3日付の朝日新聞の報道によ  
ると、公立能登総合病院46億円の赤字、自治  
体経営の道模索、経営改革委員会、民営化の  
声が大勢。そのほか、各紙報道による病院  
経営の実態について、平山管理局長、永島  
経営企画室課長と約90分にわたり意見交換  
を行ったわけであります。その中でもこの  
問題が強く

触れられたわけであります。

したがって、私の考えている今申し述べ  
ました医療改革改悪の政府方針への理解は  
間違っていないのかどうか。これをまずお  
聞きしたいと思います。

なお、老健施設に入所されている従来10  
月までは6万円前後であったものが11月  
になって10万円を超えるというような、そ  
ういう医療費が大幅に引き上げられてい  
るということについても、9月議会には担  
当課長の説明もあつたわけですが、全く  
現実の問題としては通常考えている域を  
大幅に上回っているというふうなことを  
も聞くわけであります。こういう点につ  
いても若干の説明をしていただければと  
思うわけであります。

次に、県内でも高い水準にある保健事業  
の推進のためについてであります。

現在、中能登町の国民健康保険税は県下  
2番目に低い水準になっております。2番  
目に低い水準というのは、最も保険料が  
安いという意味でございます。

平成16年度版の目で見る石川の国保では、  
その中でも旧3町の老人保健医療費の1人  
当たり給付額を見ますと、鹿島町は60万  
14円、鳥屋町が67万3,789円、鹿西町  
が70万345円となり、鹿島町と鹿西町  
との1年間の老人保健医療費が10万331  
円の格差が出ているわけであります。

そこで、老人医療保険加入者3,379人  
を見た場合には、年間に鹿西町と鹿島町  
を比較してみた場合には3億3,900万円  
の差が出てくるわけです。したがって、だ  
れが負担をしようと3億3,900万円の  
医療費の差が生まれてくる。支出しな  
ければならない。こういうことになる  
わけであります。

現役世代並みの所得のある高齢者70歳  
以上は、来年度から2割負担を3割に引  
き上げるということをも政府が言ってお  
ります。

なお、次に、そういう立場から国民健  
康保険税を見た場合に、鹿西と鹿島の老  
人保健医

療費が年額10万円以上も差があるにもかかわらず、国民健康保険税の税額はどうかといいますと鹿島町が一番低いわけです。ちなみに、これは鳥屋、鹿島、鹿西町を比較しますと所得割では鳥屋が100分の6.0、鹿島町が100分の5.5、鹿西町が100分の6.0になっております。また資産割は、鹿島町が100分の50、鹿西町が100分の55。均等割が鹿島町が1万8,000円、鹿西町が2万4,000円。平等割が鹿島町が2万1,000円、鹿西町が2万6,000円。このようになっているわけです。

これは4月1日から鹿島の例に倣って倣ってというのは不適當な言葉であるかもしれませんが鹿島の例を踏襲することにしたわけです。

そこで、それではその3町の国民健康保険税の基金現在高、これはどういうふうになっているかということで調べてみますと、鳥屋町はゼロであります。それから鹿西町は32万8,352円、鹿島町は1億133万8,973円ということで、保険料も安いし、それから基金も多く持っているというふうな結果が出てきているわけでありまして。単に町内だけでも、3町だけでもこれだけの格差が出てきている。こういう点について、担当課はぜひひとつ重視をしていただきたいということでありまして。

なお、こうした貴重な成果は一朝一夕にしてなるものではなく、担当課の意志統一と団結、そしてまた町民に奉仕をする気構えが非常に強かったというふうに私は考えるわけがあります。この点については、歴代の担当課の職員に対し深く敬意を表する次第であります。

こうして保険事業にかかわらず、すべての分野にさらなる推進が可能であるというふうに考えるわけでありまして。したがって、当町はすべての検診が無料になっている意義を町民に徹底して理解をしていただき、早期発見、早期治療の効果をさらに高めることを強く求めるものであります。

なお、去る11月27日、28日、共産党の議員団が行政視察をした新潟県津南町、自立に向けたまちづくりは、全職員が希望制により農業、医療、福祉、観光の11チームに所属し、まちづくり検討委員会、町民からは、これも町民から応募していただいた55名と職員の共同作業により政府の押しつけ合併を排除し、未来のために今私たちができること、家族のために、地域のためにと自立の道を選んだ町であったことをこの際、報告をしておきたいと思っております。

以上の点についてご答弁を願いたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員の言われる医療制度改革大綱でございますが、急速な少子・高齢化に伴い、現在約32兆円の国民医療費は2025年度には65兆円まで膨らむと予想されております。過大な医療費の伸びを抑制し、適正化を図ることが目的でございます。

医療保険制度では、保険者の再編、統合、高齢者医療制度の改革、医療機関に支払う診療報酬体系の見直しが柱となっております。これに加え、医療機関の連携を高める医療提供体制の構築、生活習慣病対策の徹底、在宅療養を中心とした医療と介護保険制度との連携など中長期的な方策も含めた政策を総合的に展開するものでございます。

なお、今回の改革大綱には関係者の合意形成を優先してあいまいさを残した部分もあり、具体的には課題が山積していると思っております。

以上、私の見解とさせていただきます。

なお、保健事業につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

〔保健環境課長（金岩 進君）登壇〕

保健環境課長（金岩 進君） 保健事業につきましてご説明いたします。

疾病の早期発見、早期治療の効果をさらに高めることですが、議員の言われるとおり町民の健康保持のため検診は無料で、多額の費用となっております。また、国民健康保険税率は県下で2番目の低い税率でございます。

町民の皆様もこのことをご理解いただき、疾病の早期発見のため今後より一層受診率の向上に努めたいと考えております。検診は、疾病の発見だけでなく、リスクの発見のツールであることも再認識し、今後ますますふえ続ける生活習慣病ですが、まだ至っていない予備軍を検診で早期に発見し、治療が必要となる状態に至る前に健康相談及び保健指導を徹底し、生活習慣の改善を促していくことを今まで以上に充実強化していくことが重要であると思っております。

町民の健康増進また医療費抑制のために、今後も保健事業の推進に努めていく考えてございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ただいまの質問の冒頭に、政府・与党が医療制度改革大綱というものを正式に決定したわけでありませけれども、これについての私の見解を先に述べたわけですね。この私の見解が間違いがあるのかなのか、この点について答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 金岩保健環境課長

保健環境課長（金岩 進君） 五十嵐議員の言われました数字的なことでございますが、これはそのとおり間違いありません。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） それでは、次に進みます。

平成18年度の予算編成について。

これまでも3人の方から同じような質問があったわけでございますけれども、三位一体の改革の中で財源の一部を地方に移すとの引きかえに、国の責任で行うべき福祉、教育の

ための国庫補助負担金を縮小、廃止し、地方交付税を削減することで住民サービスの大幅な切り下げが押しつけられようとしております。

平成の大合併の号令のもと、政府が強力に推進をしてきた市町村合併によって、全国の市町村数は平成11年3月末の3,232自治体から平成18年3月までに1,821と約4割が減ることになっております。政府が目標とした1,000の市町村には遠く及ばないわけでありませ。これが実態であります。

合併を拒否した自治体はもとより、合併を選択した自治体を含め、住民がまちづくりへの意識と自覚を高め、その不安、要求に真剣にこたえて対応しようとする自治体が今、広がってきております。

こうした情勢の中で開かれた中能登町決算審査特別委員会は、合併事業により旧3町の決算及び中能登町の1カ月決算を含め、これまでに見られない膨大な資料となり、9日間の日程が組まれ、終始時間いっぱい、慎重な審議が交わされたわけでありませ。

決算認定の最も重要な意義は、行政効果の客観的な判断と今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査結果は今後の予算編成や行政執行に生かされるように努力をすべきものであると考えませ。したがって、まず次の点についてお答えを願いたいと思ませ。

1つ、平成18年度予算編成に当たって16年度決算審査の結果がどのように生かされようとしているのか。2つ目には、基本施策。次は、予算規模と歳入見込み、地方交付税、普通、特別交付税の問題点などについて。次は、財源問題の実態について。次は、国、県の補助対象が打ち切りとなったものが18年度からあるのかなのか。もし打ち切りになった分野が18年度からあるということになれば、その問題についてはどう対応していくのかということでありませ。

まず、以上の点について答弁を願いたいと



思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 平成18年度予算編成に当たって16年度決算審査の結果がどのように生かされようとしているのかという質問でございますが、決算審査特別委員会で指摘された事項については、予算編成において各担当課で事務事業の費用対効果の考察による原点からの洗い直しにより事業費のスリム化、効率化を図り、創意と工夫を凝らし対応していきたいと思っております。

その他の質問につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 五十嵐議員の質問にお答えします。

2番目の基本施策についてであります、これは、さきに町長が宮下議員の質問に答弁されたとおりでありまして、国の平成18年度予算では基本方針2005を踏まえ、平成17年度に引き続き従来の歳出改革路線を堅持、強化する。このため、従来にも増して歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施することとしております。

また、地方公共団体に対しては地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示されるなど、一層積極的な行政改革の推進が求められているところであります。

本年3月に合併した本町も例外なく、大幅な町税の増収が見込めない状況であり、また三位一体改革に伴う国庫補助負担金の見直し、それに伴う税源移譲及び地方交付税が不透明な状況であることから、行政のスリム化の推進と地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立が急務となっております。

このような厳しい行財政状況の中、行政に

求められている各種事務事業の費用対効果を十分に精査し、創意と工夫を凝らした精度の高い予算づくりに取り組み、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、中能登町の将来像である「ふるさと ふれあい 心育む中能登町」の着実な実現を目指す予算編成にするものであります。

次に、3番目の予算規模と歳入見込みについてであります、現在、平成18年度当初予算の重点施策や予算は編成作業中ですので、現在の段階ではありません。

収入見込みでの交付税では、地財計画では2.7%減ということが報告されております。

次に4番の財源問題であります、当町においては大幅な税収の増収見込みがない状況であり、また国においても財源が厳しい状況にあることから、平成16年度から三位一体改革に伴う国庫補助金の削減や地方交付税の見直し等を国が実施しており、厳しい財政状況であります。これからは行政改革の積極的な推進と地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、財政調整基金等の取り崩しを極力抑制し、健全財政を維持しなければならないと思っております。

次に、5番目の国、県の補助対象が打ち切りとなった分野についての対応であります、三位一体の改革による国、県の補助金の削減や縮小事業がまだはっきりとわかっておりませんので、今後の制度改正や国、県の予算編成の動向を注意して検討していきたいと思っております。

現在、この補助金の削減の財源として、国から地方譲与税が約3,000万円交付されております。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 非常に厳しい財政内容でありますけれども、今、澤課長が答弁があったように地方交付税が2.7%削減だと。そして地方交付税の見直しも必要だとい

うふうに言われている。しかし、合併前には私たちがこういうことを指摘していたんです。ところが当時の執行部は、現在もっている地方交付税はそのまま10年間維持するんだというふうな答弁であったわけです。しかし、その答弁が第1年目に早くも崩されているということを我々は肝に銘じる必要があると思うんです。だから来年度からどういうふうになるやら、本当に安心ができないというふうなのが今の政府のやり方であります。

そこで、特に6月の議会で在宅福祉対策事業について、寝具の乾燥、消毒サービスとか、あるいは軽度生活援助機能、緊急通報体制整備事業、外出支援サービス事業、訪問理美容サービス事業、生きがい活動支援通所、これらが国、県の補助が打ち切りになったわけです。しかし当町は、にもかかわらずこれを昨年並みに17年度は予算化はしていただいたわけです。

18年度は、これらの分野についてはどういうふうになっているのか。この点について改めて質問いたします。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 今五十嵐議員からご指摘ございました緊急通報装置、あるいは軽度生活援助、従来やっております、現在福祉でやっておりますこういった業務につきましては、今、平成18年度の予算編成中でございますけれども、現在のところ町では従来どおりこのサービスはしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ぜひとも後退のしないようにしていただきたいと思っております。

そこで、経費削減のためには冗費の抜本的な削減、それから特に交際費とか、金額は少ないかもしれませんがそれでも交際費、並びに広告費、これも3町トータルしますとやがて

1,000万円になるわけです。この点につきましても3町を比較してみた場合には非常に大きな差額が出てきているわけです。言うならば鹿島町は圧倒的に少ないのです。交際費とか広告費。これも具体的な数字があるわけですけれども、時間の都合上これを割愛して、後でひとつ十分に執行部の方で検討していただきたいというふうをお願いしたいわけでありませう。

さらに、入札行為。談合の防止、これは決算議会でも私意見を出していたわけでありませうけれども、これも私、視察に行ってきたわけですが、福井の松岡町、この町長が元土建業者なんですよ。そこで自分が土建業者をやっているときに入札行為をやったときのことを思い出して、ああいうやり方では絶対に町民のためにはならない、この際ひとつ自分の罪滅ぼしのために談合を何としてでも防止しようということで立ち上がって、そして次々入札制度の改善をやったわけです。

ぜひひとつ当町も杉本町長は同じ立場にある方ありますので、ひとつそういう部分がこれまでにあったら、そういうものをなくすために努力をしていただきたい。

特に、中能登町では16年度の工事総額が33億5,700万円に達しております。これはまだ少ないと思うのです。18年、19年となっていくとさらに大きくなると思うのですけれども、仮に33億5,700万円であったとしても3%を何とか談合を防止することによって切り詰めるならば1億100万円の金が浮くという計算にもなりますので、ぜひひとつよろしくをお願いしたいと思います。

なお、先ほど私、国保の問題で質問をし、意見も述べましたけれども、検診率の向上のために、ひとつぜひ鋭意努力をしていただきたいということを強く求めておきたいと思っております。

簡単に答弁を願います。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 時間がありませんので。

それでは次、町の長期計画について質問したいと思います。

この点についても期間が1年とあるわけですが、いつからいつまでの期間を策定するのか。2つ目には、策定委員会の組織構成。3つ目には、計画の期間について。何カ年計画かということですね。4つ目には、基本構想。5つ目には、基本計画。以上について答弁を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） それでは五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

町の長期計画、総合計画の策定についてということで、1番目に、期間は1年とあるがいつからいつまでに策定する計画かということですが、町の総合計画の策定期間については、前回の9月定例議会において町長から策定期間は約1年間を見込んでいたという答弁をしていただきました。内情といたしましては、9月から策定準備に取りかかっております。また、10月3日には総合計画策定委員会を設置し、現在、役場職員による各課の事業量調査を行っているところでございます。また、今週15日には第1回中能登町総合計画審議会を開催する予定であります。

ご質問のいつからいつまでに作成する計画かということですが、来年の9月ごろをめどに進めているところでございます。

また、今回策定する総合計画の実施期間はというご質問もありましたので、平成18年度から平成27年度の10年間を考えております。

また、基本構想、基本計画はというご質問もございました。これについては、合併時に作成いたしました中能登町まちづくり計画の基本方針や将来像を基礎として検討し、策定をする考えであります。

また、策定委員会、先ほど言いましたけれ

ども策定委員会の組織構成というご質問もありました。策定委員会の組織構成については、教育長を初め関係各課長16名の計17名で構成をしております。現在、先ほどもお話ししましたとおり各課において事業量予備調査を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 農業振興を観光目的のため、農地を守り農業の振興を図るためヒマワリの集団栽培に取り組むという問題について、先ほど報告をし、質問したわけでありまして、中能登町においても眉丈が丘の元の牧草地、旧牧場跡ですか。この間、源助大根の栽培農場を視察したわけですが、ここででき得ればそういうものを検討していただいたらどうかというふうに思うわけです。

それからさらに8020の歯を維持するための推進運動、これについても町長はそのようにしてやっていきたいというふうに答弁をいただきました。

さらに、歴史、民俗資料の発掘と公開のために民俗資料館の統一と建設及び美術館の建設に将来、空き家と予想されるような建物の有効的な利用を図っていただきたい。

そして、さらに古い家並みと旧家の保存。高畠には三宅様の例があるわけですが、この建物については私、昭和41年3月議会から史跡文化財の保護と大幅助成について強く要望してきたわけでありまして、しかし今となつてはもう手のつけようがなくなっているわけでありまして、したがって、それと同じような内容のものがまだ現存しているのではないかと思うのです。速やかにこれを調査し、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお続いて、広報活動についてであります。

広報活動の目的。それから町内に提言箱を

設けるとあるが、現在の設置数、設置箇所、これまでの経過等について。3つ目は、提言箱の開閉期日と提言箱の設置箇所の予定等について。

なお、提言内容の報告について、鹿寿苑の鹿寿苑だよりですか、あれを見て、これはわかりやすいなと思って私あれを見ているわけですけれども、以上の点について、提言箱の設置の問題について答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

企画課長（吉田外喜夫君） 広報活動についてということで質問でございますが、その目的についてということですが、目的なかなか難しいものですから、担当課といたしまして目標としている、それから啓発しているようなことを述べさせていただきたいと思っております。

広報は、町の計画や事業の内容を初めとして催しの案内、生活関連の情報など身近な話題を取り上げて掲載することを目標としております。また、一般的にその町の広報を見ると町の様子や出来事がわかると言われております。それは地域の行事や人物の紹介、特集など身近な話題を取り上げ、その都度記事に必要な取材を行い、掲載しております。このように、毎月各家庭に届けられる広報誌には町民と町を結ぶパイプの役割もあると考えております。

また、町内には提言箱を設けてあるが、現在その設置数についてというご質問でございますけれども、合計、現在は20カ所設置しております。鳥屋、鹿島、鹿西の各庁舎や各公共施設及びJRの簡易委託駅、保育園などでございます。内訳は、鳥屋地区6カ所、鹿島地区6カ所、鹿西地区8カ所です。

また、設置の予定はあるかというご質問もございましたが、どこかまた町民が出入りする、あるいは利用されるような公共的な施設がございましたら、また言っていたければ

増設することも考えております。

また開閉の日程等について、また提言数の経緯についてということでございますけれども、提言箱の開閉については月2回を目標に企画課の職員が提言箱のかぎをあげ、回収いたします。また、回収した提言は町長に閲覧していただき、記名がなされ連絡がとれるものについては提言者に回答することとしております。

また、提言数の計でございますけれども、12月5日現在で29件でございます。ただ、そのほとんどが無記名で、せっかく提言していただいても回答を返すことができないということが現状でございます。中には貴重なご意見もございますので、先ほど鹿寿苑の広報の件も申されましたけれども、今後は中能登町の広報等にもその内容を掲載し、貴重な提言の回答をさせていただきたい。そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 私、広報活動について、町内に提言箱を設けるといふうにあったので、さらに現状を拡大して、そしてやられるのかというふうに考えていたわけです。ところがそうではなくして、必要な箇所があったらまたひとつ言ってくれというふうなことで、若干期待外れをしたような感じを持っているわけです。

しかし、どうであろうとやはりこれは非常にいいことだというふうに思うのです。やはり鹿寿苑並みに、どうであれ投函した人は、私の投函した中身がどのようにして町政に反映させていただいているかということで相当注視をしているだろうと思うのです。そういう立場から、できるだけ提言の中身がさらに数を多くし、そして内容が豊かになるような、そういう提言箱にしていただきたいということを強く求めるわけでありませう。

そこで私、あと3分23秒ありますので、先

ほど時間が足りないということであれでしたけれども、一つは広告料の問題ですね。私トータルをしてみたわけですが、広告料は鳥屋町で昨年は150万9,150円、鹿島町が99万3,675円、鹿西町が148万9,040円、中能登町が691万2,350円、合計で1,090万4,215円というふうになっているわけです。だから内容を見てみますと非常にアンバランスがあるわけです。こういうアンバランスがなぜ、どのようなために生まれたのか。そのために何をしなければならぬのかということをしゅちゅう念頭に置いていただきたい。

なお、交際費の問題でありますけれども、鳥屋町は316万8,424円、鹿島町は267万858円、鹿西町が283万9,516円、中能登町は35万6,774円、総計で903万5,572円になっているわけでありまして、やはりアンバランスがあるわけです。

したがって、そういう内容を深く検討する、こういう仕組みと物の見方、考え方、これは私非常に大事だというふうに思うのです。特にことしの4月1日付で中能登町が新町発足したわけですから、今後そういう基礎をつくっていくわけですから、その点をできるだけ住民の立場に立って、なぜ結果が出たのか、原因はどこになるのか、どうすればいいのかという点に力を入れて、ひとつさらに明るく平和で豊かな地域住民の住みやすい中能登町づくりのために全力を挙げていただくことを心からお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は終了いたしました。

次会は、あす14日午前10時より本議場で開会をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4 時 15 分 散会

## 平成17年12月14日（水曜日）

### 出席議員（38名）

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（3名）

18番	上見健一	議員	36番	田中治夫	議員
19番	伊賀昭治	議員			

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第4号）

平成17年12月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

## 開 議

議長（作間七郎君） ただいまの出席議員数は36人です。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

## 一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問、第2日目を行います。  
それでは、通告順により発言を許します。

39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） それでは、質問させていただきます。

まず、第1点目の町が地産地消の旗振り役で農業の活性化をと題して質問したいと思っております。

現在、日本の自給率は4割に低迷しております。6割を占める輸入農産物には農薬の残留や遺伝子組み換え食品のはんらんが問題視されてきました。さらに昨今では、鳥インフルエンザやBSEなど人への伝染により死者が出るという深刻な事態も生じております。

国民の食に対する不安が高まっております。また、日本型食生活の乱れによる習慣病の急増が指摘されているところであります。

こうした中で、政府の調査によりまして国民の8割以上が国内産を食べたいという結果も出ております。この国民消費者の声を反映して、全国各地に多様な直売所や産地直送のコーナーがふえ、学校給食等への地元産米を初めとする農産物、加工品の利用が広がっております。地域の農林水産物を地域内で流通させる、いわゆる地産地消の取り組みが全国的に広がっております。

その一方で、農村では担い手不足、高齢化等によって年々生産力を低下させております。地域経済に大きな影響も落としておりま

す。しかし、田んぼがあり、農業を続けることで多くの高齢者が農地を守り、集落を維持しているのも事実であります。

今ここで生活している農家の方々が元気に農業を続けていくことができる条件整備をしないで、担い手は育ちません。自分たちのつくった農産物が地域の子供たちが喜んで食べたり、近隣の消費者に販路が開けるならば、より元気に農業を続けることができるものではないでしょうか。

また、国は平成19年度を開始年度とした品目横断的経営安定対策、これは農水省が10月27日に決定し、その準備を進めておりますが、これは4ヘクタール以上の認定農業者または20ヘクタール以上の集落営農のみを対象とした制度であります。多数が対象外となってしまう。

対象外になれば、麦の場合は麦作経営安定資金が、そして大豆の場合には大豆交付金がもらえなくなるわけでありまして。大豆でいうと、全国平均の数字ですが60キロの生産費は1万9,000円のところ、販売価格は4,800円、大豆交付金8,500円で農家の手取りは現状では1万3,300円となっておりますが、今度の対策以降では販売価格の4,800円しかもらえなくなるわけでありまして。

規模が大きくなり高齢者が多い今の農家の現状では、この基準を一律にはめれば、ほとんどの農家は対象外となります。生産費の数分の1程度しか収入がない状況になるわけでありまして。

規模の大小にかかわらず、また高齢者がどうかにかかわらず農業を続ける意欲のある方すべてに農産物をつくっていただき、集落と農地を守ってもらうことがどうしても必要であります。そして、そのことが地域環境型の地域経済と産業の振興にもつながっていくと思っております。

地産地消は、国も、そして県も推進する立場であります。具体的にそれぞれの地域で

どのように実践するかは自治体や農業関係者などで大いに知恵を出し合う必要があります。

世界の人口増加や環境悪化から、食料問題は極めて重要だと言われております。食料は生きていくために欠かすことのできないものであります。これらの点を踏まえていただき、中能登町が地産地消の旗振り役を果たすことが重要だと考えます。

この点につきまして、町長並びに担当課長のご意見を伺いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

町が地産地消の旗振り役で農業の活性化を、地産地消事業の取り組みで明るい町農業の展望をとのお尋ねですが、現在、町では地域水田農業ビジョンの中で産地づくりの振興作物として白ネギ、小菊カボチャ、加工用カブラ、源助大根などを推進し、助成をしております。また、町の新産地づくり事業として、花見月の眉丈が丘生産組合では牧草地跡に今年度は源助大根約3ヘクタールの栽培に取り組み、大手コンビニエンスストアにも出荷をしております。

また、地域の農産物としての認識を持ってもらうために児童による源助大根の収穫体験も実施し、白ネギと源助大根については学校給食にも使用していただき、新鮮で安心、安全な地域の農産物としての提供も行っております。白ネギについては、今年度から地元のスーパーでも販売してもらえるようになり、消費拡大も期待されている状況であります。

ことし9月には、地域の農産物をブランド商品に育成する目的で能登野菜育成七尾鹿島協議会を設立しましたので、地域の消費者の意見も求める機会をつくり、消費者が求める地産地消の取り組みを一層推進しながら農業の活性化を図っていきたいと考えておりま

す。

よろしく願いをいたします。

39番（清水 昭君） ご答弁ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

発言するときは、きちんと発言を求めてからしてください。

39番（清水 昭君） 町長の積極的な取り組みで農家を支えていくというご答弁でございました。

それでは、次に進みたいと思います。

2点目は、ふるさと農道に防犯灯の設置をと題してご質問させていただきます。

先般、広島やそして栃木において下校途中の小学校1年生の女の子が誘拐、殺害されるという極めて痛ましい事件が続発いたしました。このことは決して他人事ではありません。どこにでも起こり得る可能性があるという認識を持つ必要があって、今以上に地域が一体となって子供たちの安全を確保する意識を高め、対策に取り組まなければならないと思います。

そこで、当地域でも地域の安全が心配される箇所がある中で、特にJR能登二宮駅から末坂、羽坂方面へ向かうふるさと農道については、鹿西平野を横断する町の中核的な道路であるとともに、広域的に利用する路線であるため多方向からの車の往来があり、利便性の高い道路でもあります。かつ、通勤や通学での利用や夜間に健康維持のために歩く人も多く見られる路線であります。日常生活に密着した道路でもあります。

その一方で、街灯がなく人家もないため周囲は真っ暗となり、防犯面を思うと非常に危険な路線であると感じられるのであります。この道路を利用する町民の皆さんからも心配する声がたくさん聞かれます。

このようなことから、公益性と町の中核的な道路であるという観点から、ぜひとも町負担において能登二宮駅付近の氷見田鶴浜線の

浦子池の交差点付近から鳥屋庁舎横の梅の里公園まで約1,200メートルについて、防犯灯の設置の必要があるのではないかとお考えですが、この点について町長のご答弁をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 清水議員の質問にお答えをいたします。

防犯灯につきましては、電灯の種類として蛍光灯、水銀灯、そしてナトリウム灯があります。水銀灯、ナトリウム灯は主に主要交差点などに町が設置しており、また蛍光灯も通学路などは町が設置をしているものですが、通常の場合は各地区でその対応をいただいております。防犯灯の設置についての要望があれば、町としては地区防犯灯設置補助制度により事業費の半額を補助しているのが実態であります。

また、清水議員が言われましたふるさと農道は、鳥屋庁舎横の梅の里公園から能登二宮駅方面へ県道水見田鶴浜線につながる道路であります。道路の両端は田んぼが続いておりますので、稲の発育に影響の出やすい水銀灯やナトリウム灯は適さないと考えられます。

なお、設置に当たってはその必要性及び防犯灯の種類や場所の選定など、地区の区長さんや田んぼの地権者、耕作者と協議をし、その対応に当たっていきたくと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 町長のご答弁の中でも大事なことだと言われるご答弁でございました。確かにナトリウム灯、あれは稲作に大きな影響を及ぼします。そこで、これについては普通の街灯についております蛍光灯ですね、あれで結構だと思いますので、できるだけ早い時期に何ともしも子供たち、そして通行者、通勤者を守るために、ぜひ町の責任において設置いただきますようお願いいたします。

のであります。

3点目の質問ですが、雇用促進住宅の譲渡そして廃止問題について質問させていただきます。

全国で約35万人が入居している雇用促進住宅。14万2,364戸あるわけです。2005年の9月末現在であります。政府の特殊法人改革で譲渡、廃止されるのに伴い、入居者の間に住宅から追い出されるのではないかと不安が広がっております。

日本共産党の小林みえこ参議院議員は、政府に住民の居住権を保障するよう求める質問主意書を提出いたしました。11月4日付で政府の答弁書が出されました。この中で、雇用促進住宅はもともと炭鉱離職者の就労支援を目的に1965年から国が設置したものであって、現在は独立行政法人の雇用・能力開発機構が運営いたしているわけであります。政府答弁書は、譲渡や廃止に当たって住民の要望については機関が適切に判断すべきである、こういうふうに言っているわけであります。

今、大阪府内の雇用促進住宅は既に522戸が廃止対象とされ、そのほかでも家賃値上げが計画されていることもわかりました。全国では1万戸近くの取り壊しが出てくると見られております。

そこで、担当の参事兼課長さんに2点にわたってご質問したいと思います。

1つは、入居者の居住権の問題。これが機構との関係でどういうふうになされているか。これが第1点です。

もう1点は、税の問題ですね。この点についても詳しく説明していただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 久保参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（久保與夫君）登壇〕

参事兼監理課長（久保與夫君） 雇用促進住宅のご質問についてお答えいたします。

サンコーポラス鹿島は、平成元年に雇用促進事業団、現在の雇用・能力開発機構が建設

をいたしまして、管理、運用は財団法人雇用振興協会が行っております。

入居の条件に住所要件、同居の制限はありませんけれども、入居者の約80%が住民登録をしております。公共職業安定所の紹介等で就職される方、転勤等で住居移転を余儀なくされる方で所得が家賃と共益費の3倍以上ある方が入居の条件となっております。住民税は生活の本拠地で課税をすることになります。

それから、雇用促進住宅の廃止対象は、施設の老朽化に伴う入居率の低い施設を対象としているというふうに聞いております。雇用能力・開発機構では、住宅の譲渡や廃止に当たっては入居者の意向を聞き、説明を行うとしております。

サンコーポラス鹿島につきましては、廃止という情報はありませんし、年間を通し満室状況にありますので、廃止という事態は当然考えられないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 丁寧なわかりやすい説明をいただき、ありがとうございました。

それでは、4番目のサッカーくじ問題について。これは教育長さんにお尋ねしたいと思います。

子どもの権利・教育・文化全国センター、通称、子ども全国センターが去る11月30日付で、サッカーくじ廃止などを求める要請文を小坂憲次文部大臣、国民スポーツ担当大臣あてに送りました。要請文は、サッカーくじが法施行後わずか7年で154億円の累積赤字があり、スポーツ振興に役立っておらず破綻が明らかだと指摘し、当初はやらないとしていたコンビニ販売やインターネット販売を解禁したことで子供をギャンブル依存に陥れる危険性があることを訴えております。その上で、サッカーくじの廃止と国のスポーツ予算の増額によって真のスポーツ振興を実現する

ことを強く求めているわけであります。

この団体、子ども全国センターは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に立って、子供の間らしい成長を阻む教育政策や頹廢的文化に反対し、教育、文化の発展させる共同の会、助成団体、教職員組合、労働組合などの緒団体で構成されているものであります。

そこで、教育長に二、三質問したいと思います。

サッカーというのは、今子供たちが無中になっているものの一つであると思います。それをかけの対象にしてはいけません。しかも、それを文部科学省がやっているということに教育長は腹立ちを覚えないかどうか。これが一つであります。

スポーツというのは、それを通して努力することを学び、勝つ喜び、負ける悔しさ、人間関係のあり方も教えてくれる本当に子供たちのためになるもの。それをギャンブルの対象にしてしまう。文部省は一体何を考えているのでしょうか。

私は、スポーツを振興するにはお金が必要だというのは十分わかります。でも、そうであるなら国がしっかり予算を出すべきでしょう。議員や文部省はそのためにもっと汗をかくべきだと考えます。

サッカーくじは、もう借金で首が回らないというまで来ている。でも、当たりやすいくじをつくったり、インターネット販売まで始めた。しかも携帯からでもくじが自由に買えるというではありませんか。

そこで教育長に、教育の現場、そして父兄さん、そして子供たちがギャンブルに巻き込まれないための方策をどのように取り組まれるのか、教育長のご答弁をいただきたいのであります。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 清水議員のサッ

カーくじ問題についてお答えさせていただきます。

サッカーくじ、通称TOTOと言っておりますが、これは我が国のスポーツ振興とスポーツ環境の充実を目的に実施されているものでございます。今までは石川県金沢の方にもまとめるところがあったのですが、現在はありません。東京の方へ問い合わせたところ、販売店は全国で170カ所あるそうでございます。内訳は、専門店が25店、コンビニが81店、ファミリーマートが64店の合計170店でございます。

1枚100円ということで子供たちも買える手ごろな値段なので、清水議員がご心配なされることはよくわかります。その点について私も聞いたところによりますと、販売店では19歳未満の者には売らないことになっている。ところがどう判断するんですかと質問したところ、大体大人はわかるけれども、年齢の疑わしいときには身分を証明するようなものの提示を求めて、これは19歳以上だなとわかったときに初めて販売するということでした。

ではインターネットでも買えるのではないですかとお聞きしたところ、インターネットで買うときにはクレジットカードの提示がないとインターネットでは買えないそうでございます。

今、清水議員の方から携帯というお話があったのですが、この点については私聞いておりませんので、後ほど確認してご返事させていただきます。

なお、町内の小中学校9校ございますが、今のこの件について問い合わせたところ、今のところ一切このサッカーくじについての問題はないという返事をもたらしております。

ただ、今、年末年始には子供たちがかなり多額のお年玉が手に入ることが予想されます。これはことしばかりではありません。例年のことでございますが、各学校において冬休みの心得の中に、むだ遣いは絶対しないと

いう項目が必ず入っております。そして、保護者にも徹底を図っておりますので、何とぞご理解のほどをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） 教育長から答弁をいただきました。現在のところ子供たちがそういうものを買うような行為は行われていないということでありました。しかし今後さらに、わずかな金額で購入もできるわけですし、サッカーくじを売っている売店にしましても一々証明書を見せるの何のということもなかなか言われぬのが実際の状況だと思います。

そこで、今後、教育の現場でも教育長を初め父兄の方々にもあわせて、このようなことに子供たちが陥らないよう十分に守っていただく。こういって努力していただけますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、21番 山森 功君

〔21番（山森 功君）登壇〕

21番（山森 功君） 私は、12月定例議会に当たり、次の3点について質問をさせていただきます。

質問の中には、大変単純なように思われますが、奥深く考えていただきますとそこには町民皆さんの暮らしの中での不安、願望、そしてやってほしいという願いが含まれていることをよく考えて答弁をいただきたいと思えます。

まず最初に、1点目として、北陸電力が志賀原発においてプルサーマル計画の実施を予定している点について、杉本町長は現時点、関係箇所からどの程度までの説明を受け、プルサーマルについての知識と理解を得られているのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、今後、関係箇所から申し入れがあった場合、杉本町長は中能登町として対応策を

どのように考えておられるのか、あわせて見解をお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 山森議員の質問にお答えをしたいと思います。

プルサーマル計画について、県、北電からどの程度の説明を受け、プルサーマルについての知識と理解があるのか、こういう質問でありますけれども、原子力発電所ではウラン燃料を使って発電を行います。その発電に使用した後の燃料には、燃え残ったウランや発電の過程で新しく生まれたプルトニウムといったまだ使えるエネルギー資源が含まれています。これらを回収して、再び燃料として原子力発電所で発電燃料として利用することをプルサーマルと理解をいたしております。

2点目のプルサーマル計画の申し入れがあった場合の対策はという質問でありますけれども、プルサーマル計画については北陸電力から2010年程度までに導入を検討していきたいとの意向を聞いておりますが、今のところ具体的にはいつどのようにといったことは聞いてはおりません。

また、プルサーマル計画の申し入れがあった場合の対応についてであります。志賀原子力発電所周辺的安全確保及び環境保全に関する協定書の締結は石川県、志賀町、北陸電力の三者で結ぶこととなっており、当町に対する協定は必要ありませんが、隣接町として中能登町も立会人となりますので、石川県または北陸電力からの申し入れがあった場合は議会にも報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 山森 功君

21番（山森 功君） 今ほど町長の答弁をいただいたわけですが、内容的にはまだしっかりした資料も届いていないし、も

しあった場合には我々議会ともよく相談をしてやっていきたいという答弁をいただいたわけですが、私が今日までにいただいております資料によりますと、町長もご存じのようにこの件につきましてはNHKのクローズアップ現代にも放映されましたし、1カ月ほど前に新聞にも一応掲載されておりました。

私は、ただ心配するのは、志賀原発はウラン燃料による運転しか想定していないということで、再燃料を使わないということが一つ気になること。

そしてまた、これは町長もご存じだと思いますけれども、MOX燃料といいますけれども、この燃料につきましては大変崩れやすく、そしてまた万一事故が起きた場合に被害が現在の燃料よりも倍になるということ。例えば、今のウラン燃料でやっておりますと原子炉から26キロ範囲が一応人類全滅ということになっているそうですけれども、再発燃料の場合は倍の52キロ、地域でいいますと石川県では加賀地区の一部、富山県の4分の3という範囲に住んでいる方が全部亡くなってしまふという大変恐ろしいという資料によりますと書いてありますので、この点が大変気になっております。

だから私は、問題点として、プルサーマルは資源の有効利用にはならず、放射性廃棄物が減らないということが、また経済性についてもMOX燃料の製造費がウラン燃料の3.25倍もかかる。その上、電力会社にしても正直なところ使いたくない。それからまた、経済産業省についても余り使いたくないというのが現状のように私は報告を受けておりますので、この点から考えまして、町長も先ほど言われました本当に議会の皆さんとよく相談をして決めるということで、大変ありがたい返事をいただいておりますので、私自身については、このようなプルサーマルの燃料は絶対使ってほしくないというのが私個人の意見で

すけれども、その点またひとつよく検討されまして、また適切な判断をされるよう強く要望して、次の質問に入りたいと思います。

2点目といたしまして、長曾川改修事業も残り五百数十メートル区間となっており、現在その5割近くの工事が進行している今日、七色橋の最後の橋、四ツ水口橋の本体も完成し、橋両端の取り付け部分の工事だけが残っているのが現状です。

また、近くの案内板には12月20日まで通行止め、また、この点につきまして本地区説明会では平成17年3月には完成し通れるとの説明でしたが、昨年の暮れ、予算がつかないので工事が1年延びるということを知られました。

間もなく旧鹿西町では国政報告で沓掛先生が来られましたので、私はその時点、橋の早期開通の重要性をお願いしましたところ、先生はポケットからメモ帳を出し、書き添えて帰られました。しばらくして工事が再開されましたので、私は沓掛先生の力の偉大さに今も心から感謝している次第です。

さて、現状を見ますと、道路の路肩も整備され、道路の固め作業と舗装工事のみとなっております。舗装の立て看板には12月22日までと掲げてあります。

一日も早く開通を望む理由として、きのう、きょうから数人の議員からも議題になっております犯罪等に関連しますけれども、現在これに関係します本地区の沖馬場の地域では現在3年生1名、6年生1名、そして鹿西中学校1年生、計3名の方が人けのない農道900メートル、現在仮道となっております。この仮道を通学しているわけでございますが、そういう点からも一日も早い開通を望むところでございます。

また、関連事業といたしまして西馬場第二踏切拡幅工事の早期着工を地元として強く望んでおります。一日も早く実現されることを願う次第でございます。

この点、あわせて町長の答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 2点目の質問にお答えをいたします。

これは6月定例会でも杉本議員から質問があったわけでございます。席上、担当課長から説明をさせたとおり、12月20日をめどに工事が進捗しているとお答えをさせていただきました。

しかしながら、その後工事を請け負った業者に不測の事態が起きまして、工事が一時中断をしたわけでありまして。その後は継続して工事を進めているのですが、なかなかおくれを取り戻せないというところであります。きょう現在では明確な返答ができないということでありました。しかし、手をこまねているわけではないので理解をしてほしいということでありまして。

また、町といたしましても協力できることは大いに協力いたしまして、一日も早い完成を実現したい、そう思っております。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（作間七郎君） 山森 功君

21番（山森 功君） ただいま積極的な本当に答弁をいただきまして、ありがとうございました。本当に地元といたしまして、一日も早い通れるということを望んでおります。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、雪害対策についてお尋ねをしたいと思います。

ことしも12月3日に初雪があり、天気予報によりますと12月11日から18日までが雪マークとなっております。現在ずっと降っておりますが、平成16年度中能登町歳入歳出決算書に除雪費として2,464万8,369円と大変多額な支払いが実施されております。ことしの積雪も適度の量で終わり、町民一人一人が無災害、無事故で新しい春を迎えられるよう願う

ております。

さて、除雪に関し、作業手順、優先順位、時間帯等、中能登町として従来どおりやっていただけると理解してよろしいですか。まずその点についてお聞きしたいと思います。

また、もし変更があれば、また説明を求めたいと思います。

次に、高齢化が進んでいる今日、周りを自分の家の除雪さえまならない家庭が目立つようになりました。そこで、中能登町の事業の一環として事業計画に消雪装置を取り入れていただきたいと願望するわけでございます。予算の許す限り、また1カ所でも多く着工していただきたいと強く要望するわけでございますが、担当課長の見解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長  
〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいま雪害対策と消雪工事にご質問があったわけでございますけれども、まず最初に道路除雪につきましてお答えいたします。

道路除雪につきましては、合併前の旧町の計画を尊重いたしまして計画を策定いたしました。変更になった点といたしましては、除雪にかかわる業者の一部が変更になった点、また、旧の町境の除雪を迅速化を念頭に置きまして業者間の弾力化を図った点が変更になった点だというふうに考えております。基本的には旧町の計画どおりということでございます。

変更という点ではないのですが、合併をいたしまして除雪は面積的に広がったわけでございます。それで地域間の除雪車の出勤に格差が出てくるのではないかと。そういうことも懸念されますので、その点ご理解をいただきたいというふうに考えております。

続きまして、消雪工事でございますけれども、今年度もたくさんの地区からの要望があったわけでございます。そのうち3地区を予

算化のとおり設計を起こしまして、2地区について工事を進めているところでございます。

今後、水源が問題になるかと思えますけれども、原則的には川水やため池の水を使う、そういうような消雪の方法を考えておりますので、水量的にもかなり井戸水と違いまして水が要るわけでございます。そういうことも勘案いたしまして、今後は地区からの要望につきましては計画的に整備を進めていきたい、そういうふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 山森 功君

21番（山森 功君） 今ほどは担当課長から大変鮮明なる回答をいただきまして、ありがとうございました。

そこで町長にお願いするわけですが、中能登町として、旧の3町でその町の特色がありまして、実はうちの鹿西町では、この消雪についてははっきり言って一番おけているということは私自身、また我々旧鹿西の議員の方は皆ご存じだと思いますが、やはり今までその町のやり方によって、この方面においてははずば抜けている、この方面にはおけている、そういうことはあると思いますが、今ほど本当に澤井担当課長の方から言われましたけれども、この消雪については、きのう五十嵐議員さんの方からも長期計画云々ということがありましたが、ひとつ盛り込んでいただいて、本当に町全体が、その事業によっておくれる面においては、ひとつそこはよく考えていただいて、ひとつ皆さん町民に喜ばれる中能登町にさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩



午前11時10分 再開  
議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は今回、駐輪場と放置自転車、プレミアム・パスポート、子育て支援の深度化について質問をいたします。

ちょっと口の方が入れ歯となじみがないようで、言葉が聞きづらい点があるかと思えますけれども、お許しを願いたいと思います。

私は先般、小竹、水白、尾崎老人会が輪番制で実施している国道159号線古宮交差点地下道の清掃奉仕に赴きました。清掃後、長期間放置されていると聞き及んでいる放置自転車を駐在所に搬入しました。この自転車は、駐在所も持ち主捜査をしたが車体番号識別もできず住所、氏名表示もなく、さらに経年による劣化で遺失物として取り扱うには価値もなく、処分に苦慮をしているとのことでした。何か町として、ごみとして処分できないか。こういう話でございました。

それで担当の課長と相談いたしました。ごみとして処理することになりました。これが今回質問する動機であります。

私はかつて国鉄、JRに勤務しており、高松、横山、宇ノ気、西金沢、各駅で駅駐輪場放置自転車を自治体、警察とタイアップして処理したことがあります。

ところで、旧鹿島町には放置自転車等に関する条例はありませんでした。改めて当町の例規集をひもとき、関係条例及び関係法律を私なりに調べました。当町の当該条例第1条には、公共の場所における自転車等の放置を廃止することにより公共の場所の良好な環境を確保し、かつ、その機能の低下を防止し、快適な景観保全に資することを目的とすると定めてあります。まことに高尚な条文である

と思います。

さて、当町の町営駐輪場は何カ所あるのでしょうか。法律87号5条3項には、官公庁、図書館、公民館、公会堂等、公益施設には、その施設もしくはその敷地内または周辺に駐輪場を設置するよう努めなければならないと定めてあります。

旧鹿島町では、ひいき目かもしれませんが、ほぼ設置されていると理解しているが、どうでしょうか。また、その他の地域ではどうでありましょか。適する場所がありながら自転車置き場の表示がないために乱雑にとめてあったり、少し手を加えることで駐輪場が確保できる箇所もあると思います。現状をお答え願いたいと思います。

また、同条同項でスーパーマーケット等にも設置するよう努めなければならないと定められております。当町のスーパーマーケット3店舗には、法の精神により設置をされております。

ところで、同条4項に、地方公共団体は条例でスーパーマーケット等に自転車等の駐輪場を設置しなければならない旨を定めることができるかとあります。町条例にはこの文言が欠落しているのではないのでしょうか。お答えを願いたいと思います。

当町には4つの駅があり、それぞれ駐輪場は能登二宮駅3カ所の駐輪場があり、使用に耐えない自転車のタイヤがないなどが3台、パンクが8台であります。良川駅は2カ所、パンクが8台。能登部駅2カ所、パンク13台、クズ葉が巻きついて長期間放置されたと思われるのが1台。金丸駅2カ所、パンク5台であろうかと思えます。これらの放置自転車の整理計画はどのようになっているのでしょうか。整理するには学年末が適であろうかと思えますが、いかがでしょうか。

今まで鹿島、鹿西には該当する条例はありませんでした。したがって、この条例になじみのない町民が多いのではないのでしょうか。

快適な景観保全の崇高な目的を達成するためには、町民の協力を得ることが大切ではないでしょうか。広報等の活用、区、町内会長の協力依頼をされてはいかがでしょうか。

また、金丸東駅には駐輪場がなく、自転車が道路等に転倒しているのが見受けられます。ぜひＪＲと協議されまして善処方をお願いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

放置自転車等についてでございますが、今現在、町の駐輪場といえますと駅を除く主な町の施設では15カ所あります。そのうち現在12カ所に駐輪場が設置をされております。

それから、改正自転車法にいう第5条第3項にうたわれており、駐車場が設置してないところについては、先ほど言いました15カ所のうち12カ所になるものですから3カ所が設置されていないというところでございます。

それから放置自転車の対応ですが、まず同法の第5条第4項については条文に欠落しているというご指摘でございましたが、それについては警察関係等とまた関係する機関との協議をさせていただき、条例に明文化すべきかどうか、そういう点も協議をさせていただいてその対応をとらせていただきたいと思います、このように思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、放置自転車についての対応ですが、確かに議員おっしゃるとおり駅にたくさんの自転車等が放置されております。これにつきまして今議員おっしゃいましたとおり学年末といいますが、そういうときにＪＲ、また警察の方とタイアップしながらその対応をとらせていただきたいと思います。このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

それからもう1点あったと思うんですが、

このPRの方法でございますが、これにつきまして町民の皆さんに周知徹底を図る上においては、区長さん方、それから町会長さん、そういう方のご協力も仰ぎながら、町の広報等に周知徹底を図っていきたい。このように思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

残りの金丸の駅等につきましては、担当課長から答弁をしていただきます。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） それでは、武田議員からご質問がありました駐輪場の現状と金丸駅東口駐輪場の今後の対策の2点につきましてご説明させていただきます。

まず駐輪場の現状でございますが、中能登町には4つ駅がございまして、いずれも町営の駐輪場が設置されております。収容可能台数は能登二宮駅で3カ所、4棟で約165台、良川駅で2カ所、6棟で約250台、能登部駅では2カ所、3棟で約180台、それから金丸駅では2カ所、3棟で約100台、合計で約700台の収容能力がございまして、現在の乗客数を考慮いたしますと、ほぼ充足していると考えております。

また、設置位置につきましては金丸駅以外は上りホーム、下りホーム側と両側に整備されている状況でございます。そして、ホームに直接出られることとなっております。片側のホーム側につきましては、

なお、私の方でも駅の駐輪場における放置自転車の状況を見てきたわけですが、全部で約50台程度ほこりをかぶっている使われていないような自転車がありました。

続きまして、金丸駅東口の駐輪場の今後の対策でございますが、現在、中能登町の4つの駅の駐輪場で片側のホーム側しか自転車駐輪場がないという駅は金丸駅のみとなっております。

ります。東口の上りホーム側には、そういうことで駐輪場がないということもありません。ホームそばの路上に数台の自転車がいつもとめられている状況でございます。しかしながら、その利用者のほとんどは町外の羽咋市余喜地区の上り列車の利用者と思われま。表口の駐車場までの時間は1分と変わらないと思いますが、電車の出発ぎりぎりになって駅に着くため、やむなく東口の路上に放置してとめてあるものと推察されます。

このため、現時点では町へは東口駐輪場の設置の要望は届いていない状況でございますが、今後の状況を見ながらJRとも相談しながら判断していきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 私は、駐輪場に関しましては言葉を選んで質問しているつもりです。なぜ言葉を選んで質問しているかといいますと、スーパーマーケットに法律で定めてある駐輪場が設けてございます。町の施設、これには、さき申し上げましたように適当な場所がありながら駐輪場という表示がございません。これはたくさんあるのをご存じだと思いますけれども。そうしたときに、スーパーマーケットの方に駐輪場を設けよということはこれは言えない。我が身の方に設置もなくて民間の方に設置せよという条例は、これはできないと思うんです。警察と協議するより先に、町の方の施設、そちらの方にすぐ自転車置き場という表示さえすればできるところもたくさんあります。私は全部見てきております。ある方にはその話もしてあるからご存じだと思います。ぜひ早急に、すぐできるところはすぐやっていただきたい。

それからもう一つ、今担当課長の方から金丸駅の話が出ましたけれども、私は旧の鹿島町でしたらこういう話は申し上げません。今3町が合併しております。金丸に関しまして

は上曾祢、御祖地区の方が利用されます。そのときに踏切を渡っていくよりも、渡らん先に道路もありますし、入っていくことができます。そちらの方にとめたいのは人情です。いつも自転車がひっくり返っております。これは金丸周辺の方はご存じだと思います。ぜひJRの方と協議されまして、そう大して金のかかることではないと思っておりますので、ぜひ善処方をお願いしたいと思います。

それでは、言うだけ言いましたので、次の方へ行きます。

次に、プレミアム・パスポートについてお尋ねをいたします。

石川県では、少子化対策の一環として来年からプレミアム・パスポート事業が開始されます。新聞報道によれば、石川県内で協賛企業666企業、1,091店舗、申請者は4,400世帯で該当世帯の3割とのことでありました。当町の該当世帯数は幾らぐらいでしょうか。また、プレミアム・パスポートを申請された世帯は何世帯でしょうか。また、町内の協賛企業は何社でしょうか。さらに、利用拡大及び協賛企業増への取り組み方もお聞かせ願いたいと思っております。

議長（作間七郎君） 谷保育担当課長

〔保育担当課長（谷 敏則君）登壇〕

保育担当課長（谷 敏則君） 武田議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、プレミアム・パスポート事業とはどういうものを簡潔に説明をさせていただきますと、未来の石川を担う子供たちを数多く養育するご家族に対して、社会全体で支えることを目的として、3人以上のお子さんをお持ちのご家族を対象に県内の協賛企業が支援する石川県独自の事業として平成18年1月から実施されるものであります。該当されるご家族は、協賛企業独自の設定による割引や特典、そういったものを受けることができることとなります。

そこで、武田議員のご質問であります、

当町の該当世帯は平成17年1月末現在で314世帯でありました。そのうち県へ申請された件数は12月7日現在で86件との報告を受けております。また、町内の協賛企業の件数については7月末現在で1金融機関3店舗及び2事業所となっているとのことであります。

なお、この事業に対する町の取り組み方、利用申請PR等のことですが、各庁舎窓口及び町内施設で親子の利用の多い各図書館、保健センター等でポスター、PR用冊子、申請書がついておりますが、そういったものを配備し、各施設の職員から声をかけて申請をお勧めしているところでございます。

また、町内保育園6施設ございますが、そういったところにも配布をしまして、保育園から該当する保護者の方へお渡しする等、PRに努めているところでございます。

さらに、町内企業、協賛企業でございますが、拡大につましても、商工業担当課を通じまして事業所等への協賛の働きかけをさせていただいているところでございます。そういったところでございますが、現在のところ余り芳しいとは言えないというのが現状でございます。

ともあれ全国に先駆けた制度でもございますので、県としても力を入れております。こういったこともありますので、当町としてもともに協力をしていきたいというふうに考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） プレミアム・パスポートにつきましては、今、年末を迎えております。先ほどどなたかの質問に中にありましたけれども、お年玉を子供がもらいます。そういうところへ行けば、預金すれば預金したところでも割り増しがつく、店の方でしたらより以上に買えるということもでございます。中能登町にもたくさん店はございますけれど

も、そのほかの方、店にはステッカーが張ってありますけれども、それは店へ行かなければわからないということもございますので、ぜひ近隣にありますのをおわかりになりましたら、先ほど言われた保育所でも結構です、そちらの方に掲示をされれば利用拡大にもつながると思います。これは私の提言でございます。

あとは、この次の質問にも関係しますので、その次の質問のときにお答えを願ひたいと思います。

それでは、子育て支援の深度化についてお尋ねをいたします。

先般、国民生活白書が発表されました。これによれば夫婦にとって理想の子供の数は2.5人で、ここ20年間大きな変化はないそうです。しかしながら、合計特殊出生率は昨年1.29人まで低下しております。最近の出生率の低下は、晩婚化、非婚化だけでなく、1夫婦当たりの子供の数が減っているそうです。きのう、どこかの議会の方で晩婚化のことを触れられておりますけれども、国民生活白書を見る限り、1夫婦当たりの子供の数が減っている。これが大きな原因の一つだというふうに言われております。

その理由として何があるかといいますと、1位が子育て、教育に金がかかる。これは特に若年層が多いそうです。2位が35歳以上の方は高齢で産むのが嫌だ。3位が育児に心理的、肉体的な苦痛があるなどと分析をされております。

さらに、1人の子供を育てる費用は22年間で1,302万円、2人目は1人目の8割で1,052万円、3人目は1人目の6割で769万円であると報告をされております。

親が子の経済的な面倒を見る期間も長くなっております。大学卒業、定職につくまでが平成4年度49.6%が平成17年は60.6%と大幅に高くなっております。まさに親離れ、子離れしない世帯がふえているのが現状でございます。

ます。

子供を育てている夫婦では、子育てに対する負担が重く感じ、さらにもう一人持とうという意欲が低下傾向で、先ほど申し上げたとおりです。

子供を産み育てるために母親の育児後の就職が大切だと思います。能力開発と収入の確保のために、公的機関の支援として体系的な教育訓練としては、パソコンの講習、ヘルパー養成講習等があるかと思います。育児サービスの提供には、時間外保育の深度化、一時保育の拡大、子育て支援制度の充実があると思います。特に子供のいない非婚者では、育児の方法がわからない。子育て支援サービス、これは保育時間ですけれども、が求められております。

今回の国勢調査が発表されております。石川県の人口マイナスは6,983人、戦後初の人口減であります。特に戦争ではなく、平常時における人口減少であります。扶養制度の根幹にもかかわる問題であります。人口減少により経済社会システムが不安定になり、国家の安定した持続的発展が困難になり、社会全体、ひいては個人の生活は豊かで安心した生活ができなくなってきました。出生率の回復が緊急の課題であります。

夫婦にとって理想の子供の数は、先ほど申し上げたとおり2.5人です。この望ましい2.5人を産んでもらうチャンス、それは第2次ベビーブーム、すなわち昭和46年から49年に生まれた方々への支援対策が重要であり、緊急であると提言をされております。

県下でも比類なき子育て支援がされているところではございますが、子育て支援のさらなる方策、施策、子育ての社会化を具現するお考えについてお答えを願いたいと思います。これは町長にお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 子育て支援の深度化

についてのお尋ねでありますけれども、武田議員ご指摘のとおり、1人の女性が一生に何人の子供を産むかという指標の合計特殊出生率が2003年には1.3人に、2004年には1.29人に低下しました。第1次ベビーブームと言われる1947年から1949年では4人、1960年代から1970年代半ばの時期ではおおむね2人です。まさに数値で追いますと歴然としており、少子化の進行が顕著であり、私といたしましても大変危惧をしております。

しかし、夫婦の理想とする子供の数は、幸いなことに武田議員も言われましたようにここ20年余り約2.5人と変化をしていないとのことありますから、この理想を現実にもらうためには、特に1971年から1974年に生まれた第2次ベビーブーム世代が30歳を迎えているこの数年間が正念場であると考えられます。

我々の中能登町は、議員各位の深いご理解のもと旧3町時代より義務教育の修了時までの医療の無料化、安価な公営住宅等の提供や宅地造成、分譲、保育事業の拡充、整理、出産祝い金の支給、このことにつきましては合併時にさかのぼり増額をお認めいただきましたが、社会基盤の整備を初め各種の経済的支援も行ってきており、子育て支援におきましては先進的な町であると考えております。

今回実施されました国勢調査速報によれば、戦後初めて県人口が6,983人の減少を示しました。市町別では金沢市、加賀市、そして宝達志水町以北の能登地域において減少となりましたが、我が中能登町では194人で1.01%の減にとどまったことは、これまでの施策が功を奏しているものと考えられます。

今後も若者が定住できる居住環境の整備、企業誘致など積極的に進めていくことはもとより、安全で安心して住むことができる、子供たちに優しく、若者たちに、親に優しい子育ては中能登町だと言われる、そんなまちづ

くりを住民の皆さん方とともに作り、支えていくことが重要と考えています。

今の子供が将来を支え、将来の子供が先の将来を支える安全で安心した心豊かなまちづくりにこれからも邁進していきたいと考えておりますので、どうかご理解のほどをよろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 谷保育担当課長

保育担当課長（谷 敏則君） 子育ての支援につきましては、まず武田議員のご指摘のとおり、第2次ベビーブーム世代の女性が出産適齢期を迎えるここ5年間が出生率を回復する絶好の機会だと考えられます。

現在、保育担当課の所管であります保育園におきましては、保護者の方々の要望も踏まえまして、朝は7時から午後はまた7時まで、土曜日については朝7時から午後6時までの開園をいたしております。この中では、子育て支援の受け皿としての基幹をなす乳児保育、障害児保育、一時保育を初め子育て支援センターの開設も行っており、出産前の女性にも対応する育児相談、各種講座の開催、子育てに関する情報の提供など子育て支援対策を図っているところでもございます。

核家族化の顕著な進行は当町においても例外ではなく、低所得、若年層においては経済的な不安から出産後も早期に就業を希望される方も多く、ゼロ歳児の入園数も11月1日現在で52人と4月から比べまして22人の増となっているという、そういうことがそのあらわれではないかと考えられます。

また、最近よく聞くニートと言われる若者がふえてきており、社会問題化されております。定職につかないのではなく、つけないと考えれば、就業支援としての各種講習会の開催も重要と考えられます。

ご指摘のパソコン教室、それからこういっ

た教室については、生涯学習課で講座として本年度も実施されたと聞いておりますが、またヘルパー育成講座、こういった講習も以前はありましたけれども、現在は個人で民間のそういった資格認定の方で受講されているといったことになっているそうですが、いずれにしても経済的支援という課題は緊急かつ迅速に、行政のみならず地域、企業、そういったものが含められた社会が総合的に社会全体で取り組むことが大切であります。

今後とも担当課としましては、皆様方のご要望もお伺いしながら子育てをしていきたい、それから子育てをしたいと思える社会の構築に向けて努力していきたいと考えております。どうぞよろしくおほしいたいと思えます。

それから、先ほどの武田議員のご質問の中に1点ございましたので、少しつけ加えさせていただきます。

先ほどのプレミアム・パスポートの件ですが、県の協賛企業につきましては、平成17年度末で県から発行されております。そういったものがありますが、その中では先ほど申し上げました、うちの中能登町では1金融機関の3事業所とそれから2店舗ですが、そういった件数が大変少のうございます。そういったものがふえているということはまだ確認はできておりませんが、最新のものもまた県の方から来ると思われますので、来た時点では、先ほどのPRをしております各施設、保育園も含めますが、そういったところで当然掲載をさせていただいて周知をする。そしてご利用を促していきたい。

せつかくのメリットがある制度でございますので、そういった対応はさせていただきたい、そういうふうに考えております。

以上です。よろしくおほいします。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 今、課長の方からニートという言葉も出てきております。統計的

に見ましても若い方々のアルバイト、これがふえております。そうしますと収入が少ないということと、もう一つは月に決まった収入がなかなかもらえないということもあります。

そういう観点と、もう一つ、子育てが終わった後、子育て中は若い方の場合でしたらその間休んでいる。休んだ後、再就職するには体系的な教育、訓練、これが必要でなかろうかなと思って、先ほどのパソコン等、それからヘルパー。ヘルパーに関しましては、今後ますます高齢化社会を迎えるという中で、今後ますますそこに就業する方の需要があると思われまます。

今、民間の方に講習があるからそちらの方へ行けという話でございましたけれども、今までほかの、旧の町の方はわかりませんが、鹿島の方ではヘルパーの講習が町の方で実施されておりました。たくさんの方がそれを受講されまして、当町の中、それから近隣の方へ就職をされておいでます。ぜひヘルパーの講習、これを民間にお任せするのではなく、やはり少しでも就職の機会を得る。特に町で実施するときには夜間もできます。民間の場合でしたら夜間の実施はほとんど不可能であるということもありますので、町の方で実施をしていただきたい。

それから、子育て支援の方。先ほど申し上げましたように結婚していながら子供を産まない理由の中に、子育てに不安がある。これは私の認識不足もあったのですけれども、今、私らの子供の場合でしたらまあまあ2人ぐらいしかいない。そうしますと親が両方にいるから、その人らが面倒見てくれるのではないかなというふうに思っていたのですけれども、統計からしたらそうではなしに、夫婦で子育てをするというのが圧倒的に多うございます。

出産を促すときには、やはり子育ての支援。今、中能登町の方では、ある保育所で担

当者がいらっしゃいます。けれども、それだけではやはり少ないのではなからうか。少なくとも旧の町に1人ずつぐらい置いて、すぐ支援できる、相談に応じられるということが必要でなからうかと思えます。

いずれにしても課長の言われたように、昭和46年から49年に生まれた方々、この方々の子育てに期待するより日本の再生の道はない。鹿島町も同じです。このことを肝に銘じられまして今後の町政をつかさどっていただきたい。これは要望でございます。よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで昼食のため、1時半まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

最初に、町防災計画についてお尋ねをいたします。

今年度当初議会より一貫して質問しているところでございます町防災計画の早期策定についてお伺いをいたします。

いつ起きるとも予想がつかない災害に対して、町として町民の安全、安心ある生活を守るためにも一日も早く防災計画を策定し、町民の負託にこたえるべきと考えるところでございます。

その方向性がまだはっきり見えてこないかと思えます。きょうまでどのようにして取り組まれてこられたか、お聞かせいただきたいと思えます。また、今後の方向性もあわせて町長の考えを明確に示していただくようお願い

いして、答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 谷口議員の質問にお答えをいたします。

町の地域防災計画につきましては、9月議会にもご説明を申し上げましたとおり、現在は暫定防災計画で運用をいたしております。これは旧の3町のものを一つに取りまとめたものであります。もし災害が発生した場合でも、この暫定計画で対応できるものになっております。

正式なものについては、町の防災会議に諮れる資料を県消防防災課と綿密な打ち合わせを行いながら現在作成中であります。今後は年内に防災会議の委員を選任し、年明けには防災会議を開催し、地域防災計画の内容について審議をしていただく思いであります。

住民の生命や財産を守る上での大事な計画であることから、細部にわたり順次審議をしていただき、防災会議でご承認いただいたものを県へ提出し、了承された後に正式に完成となる運びでありますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。よろしく願います。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 答弁ありがとうございます。できるだけ、また積極的に取り組んでいただけるものと思っております。

ところで、中能登町防災会議条例第2条の中で、1、中能登町地域防災計画を策定し、及び実施を推進する。2、町の地域に係る災害が発生した場合においては、当該災害に関する情報を収集すること。3もありますけれども、以上のように定められているところでございます。

そこで町長にお尋ねをいたします。来年度、町防災の日等を設けて防災訓練を実施するなどし、町民の防災意識を高めるご計画はあるかないか、ひとつ答弁のほどをお願いい

たします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 防災訓練につきましては、早急に全町一本の防災訓練を早くしたいと、そう思っております。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） ぜひとも実施していただきまして、防災意識の高揚に努めていただきたいと、私自身も含めお願いをするところでございます。

最後にもう1点だけ。

ところで、今議会の補正において消防費の補助金の用途変更によりまして防災車の購入が減額になっているわけでございます。聞くところによりますと広域圏の中能登消防署に機材の配備をするということで、機器がますます充実されることと思っております。

私の視点からいたしますと、今回減額になって防災車は購入ができなくなったわけですが、町独自の予算をもって、この防災計画の中でいろんな活動の展開をするために防災車を来年度装備する必要があるのではないかと考えておりますので、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 先ほど答弁いたしましたように、防災計画を今策定中でありまして、その中で本当に要るのか要らないのか、また先ほどの訓練もあわせて検討させていただきたい、そう思います。

よろしく願います。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） ありがとうございます。町防災計画については、一日も早く策定していただき、中能登町民が安全、安心して住める生活環境をつくり上げていくべきと思っております。町長におかれましては、格段のご配慮をいただきまして積極的に取り組みを進めていただくよう要望して、次の質問に入らせていただきます。



それでは次に、児童生徒の通学における安全についてお尋ねをいたします。

テレビ、新聞等で報道されているように、起きてはならない児童生徒に係る痛ましい事件、事故が発生しているところでございます。当町の小中学校の通学においては、学校、PTA、地域の方々の安全パトロールなど安全策がとられていることと思います。

今般、国、県の指導により通学路の安全性の再点検が進められているところと思います。子供にとって地域のどこが危険なのかを実態として把握することも必要です。大事です。子供、学校、PTA、行政、地域が協力し、学校単位で調べ、検討し、確認し合い、より一層の安全策を策定すべきと思います。

そこでお尋ねをいたします。通学の安全について、今どのような取り組みを進められておられるのか。教育長に答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 谷口議員が先ほどおっしゃったように、ここ最近、非常に痛ましい小学生の女児に対する事件が起こっており、私も心を痛めているところでございます。

当町においての取り組みということでございますので、その件につきましてお答えしたいと思います。

当町においては、児童生徒の登下校中の安全性はもとより、校内における安全性については、これは以前から十分に留意するように機会あるごとに注意を促しているところでございますが、先般の広島、栃木、そしてこの間の京都、相次いで起こった事件を受けて、早速町内の小中学校校長に通学路について、そこを通る子供たちを連れて、子供たちの目線に立って一緒に通学路の安全点検を再度するように指示したところでございます。

町内の学校では、既に私が指示する前から

学校だより等により保護者へ連絡し協力を呼びかけている学校や、PTAの役員と一緒に通学路を歩いて安全性を確認している学校、また現在、通学路の見直しを検討している学校、電話でお聞きしたところ、いろいろな取り組みがなされていて、私も心強く思っているところでございます。

また、学校の子供たちの帰る時間がその日によっていろいろと変わる場合がございますので、そういうときに保護者と綿密な連絡をとりながら行事等を行ってほしいということもお願いしてあります。

また、先週でございますけれども、七尾警察署の方から校下ごとに安全パトロール隊を組織してほしいという要望がございましたので、学校長にその旨を連絡し、できるだけ早く効果のあるパトロール隊を組織していただきたいということをお願いしたところでございます。

ともかく子供たちが安心して通える学校であるように、教職員、保護者、そして地域の方々のご協力をこれからもお願いしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） どうも答弁ありがとうございます。いろいろなその地域、学校によって違った取り組みが進められているわけですが、例えばきょうの新聞にも出ていたわけでございますが、金沢市の教育委員会においては子供の安全指導員を委嘱し、通学の安全を守る取り組みがなされていると出ていたわけでございますが、中能登町としても独自の取り組み方を進めるつもりがないか、教育長にお答えをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 先ほどお話しいたしましたように、今、学校長を通じてお願いしている安全パトロール隊、これが効果的なものになれば、私は特に中能登町としての

そういう指導員は必要ないと思いますが、なかなか都会と違いまして児童生徒が帰る時間に出て見てくださる方がその校下に何人いるか、これが私は問題だと思っていますので、安全パトロール隊の組織の様子を見て、また考えさせていただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 答弁ありがとうございます。また、この町独特の事情もございいますが、その点十二分に配慮されまして、教育長におかれましては今後とも通学の安全については地域、父兄の意見を十分取り入れ、お互いに連携をとりながら取り組んでいただくようお願いしておきます。

また、児童生徒に対しては、授業、集会等いろんな機会にしっかりと伝えていただき、国、県の指導はもとより今ほども申しましたとおり町の独自の取り組みをも積極的に進めていただき、児童生徒の安全確保に努めていただき、事件、事故の起こらない中能登町としてこれからも積極的に取り組んでいただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（作間七郎君） 次に、14番 藤本一義君

〔14番（藤本一義君）登壇〕

14番（藤本一義君） 私は今回、町の人口増加政策はいろいろとありますが、その中でも特に定住人口の確保、この1点に絞って質問させていただきます。

定住人口の確保については、当町でもウェルカム定住奨励金という制度を設け実施していることは十分理解しておりますが、現在どのような進捗状態でしょうか。また、たしか中途半端な数字なんですけれども21戸分というような数字であったと記憶はしておりますが、その根拠もあわせて教えていただきたいと思います。

なお、このウェルカム定住奨励金制度は、

予算内示会での説明では中能登町へ定住するため町外から転入し、かつ住宅を新築された方への交付金とありますが、住宅を新築された方の方に限定されるのでしょうか。この点もあわせてお尋ねをいたします。

議長（作間七郎君） 苗山参事兼住民課長

〔参事兼住民課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼住民課長（苗山雅幸君） 藤本議員のご質問に対しましてご説明をいたしたいと思います。

現在当町がとっている施策といたしましては、議員も言われましたとおりウェルカム定住条例があります。これは、他の市町村から町内に定住するため転入し、かつ1年以内に住宅を新築し入居したときに奨励金として1世帯当たり10万円を交付するとなっております。新町発足以来13軒の方が該当し、交付をいたしております。

次に、当初予算として21軒分を計上してあるが、その根拠は何かとのご質問でございますが、分譲宅地の町外からの購入状況、年間建設される新築住宅等、大まかに旧町ごとではございますが7軒ほどではないかということ推測して予算を計上したものでございます。

なお、建築確認申請により見込みより多くの住宅の建設が見込まれるため、今回3軒分30万円を補正させていただきました。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 藤本一義君

14番（藤本一義君） ただいま課長の説明で、内容は十分わかりました。

そこでお尋ねいたします。今ちまたではこういう声があることをご存じでしょうか。と申しますのは、なぜ転入者のみの新築のみなのだろうか。こういうような声を多く聞きます。

また、ご存じのように当町では多くの空き家があると思われれます。私の地域でも空き家の活用と言うべきか、空き家を購入され、転

入された方がおいでます。これもウェルカム、要するに歓迎すべきことだと思っております。

このことを見ても何か片手落ちな感じがいたしますが、町としてどのような認識をしておられますか。先ほども申し上げましたように、当町には多くの空き家が存在していると推察はしております。これらの解消にも一役買えるのではないのでしょうかと、私はそういう問いだしをさせていただきます。

こういうことを総合的に考えて、町長のこれからの町政の行き方の一環としての見解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 藤本議員には、中古住宅を購入し中能登町に定住された方も何らかの補助ができないかということでありませう。それが人口増につながるのではないかという提案であります。購入した住宅の建築年数や購入者の年齢等いろいろ問題があるように思われます。しかし、補助云々というほかに空き家対策等を考えますと、確かに今後重要な問題でないかと思えます。それらのことを十分に検討する機会をいただき、審議をしていかなければならない問題であろうと思えます。

もう少し時間をいただきまして前向きに考えてまいりたい、そう思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 藤本一義君

14番（藤本一義君） ただいま町長の考えの中で前向きに考えていきたい、そういうようなことでありますが、先ほど申しましたように定住人口の増加という点に絞っては、いろんな見方もあろうかと思えます。これからは18年度の予算編成等もありますし、そういうこともすべてを見ながら、そういう中で生かしていただければ結構かと思えます。

これで私の質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、15番 古玉栄治君

〔15番（古玉栄治君）登壇〕

15番（古玉栄治君） 私は今回、2点について質問いたします。

先ほど谷口議員と防災計画についてと一部重複するところがありますけれども、ご了解のほどよろしくをお願いいたします。

まず1点目、防災計画について。

中能登町かできて、はや9カ月が過ぎました。今までにも何人かの議員が、防災計画はいつごろ立てられるのかとの質問がありました。災害は、いつ起きるかわかりません。昨年の新潟中越の地震のように現在も日本各地で地震が起こっております。

我が町、中能登町にも石動山、眉丈山には活断層があると聞きます。いつ震災が起こるかわかりません。また、環境異変により豪雨による土砂災害、これもいつあるかわかりません。早くしっかりとした計画を立てるべきだと思いますが、いつごろ防災計画が発表されるのでしょうか。

また、防災計画が発表される前に、もし災害が起きたときの対応はどのようになっているのでしょうか。

まず1つ目として、防災用品は十分足りているのか。2つ目に、防災用品の管理はどこがしているのか。また、どこに保管してあるのか。3つ目、避難場所は住民が把握しているのか。また、地域別でどのくらいの避難場所があるのか。4つ目、防災無線の確認はどうなっているのか。防災無線の確認というのは受信機の方です。受信機が住民全世帯に行き届いているのか。以上について質問いたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

町の防災計画につきましては、先ほど町長

の方から答弁いただいたとおりでございます。年明け早々に防災会議を招集して、地震編、水害編、いろいろありますが、順次その審議を進めていきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、防災用品は十分かということですが、これにつきましても防災用品につきましては、今現在、旧の鹿島町の倉庫の方で3町のもの全部取りまとめてそちらの方で備えております。内容的に申しますと、非常食については1万240食、毛布については70枚、非常用トイレについては7組、医療セットについては7セット、それから浄水器については1台、発電機8台がその内容でございます。

そうした中において、防災用品として十分かというご意見でございますが、これは決して十分なものとは言えません。今後、予算範囲内決めて順次その備蓄といいますか、その対応に当たっていききたい、このように思っております。

それからまた、その中に非常食につきましても、これは賞味期限等もあるものですから、地域の防災訓練等で地域の方集まっていた折にそれも使用させていただいているのが実態でございます。

それから避難場所についてのご質問でございましたが、防災計画に避難場所、施設等が明示されております。これは今現在、60カ所あるかと思えます。ただ、旧町のものを引き継いでおりますので、旧町の単位でいきますと極端なばらつき等もございます。これが防災計画がはっきりした段階で再度見直しを図り、新たな計画を皆さん方に、町民の方に提示をしていきたい。このように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、防災無線の確認はどうかというふうなご質問であったかと思えます。これにつきましては、防災無線の子機のことをおっしゃっているのだらうと思えますが、これに

ついては各個別受信機を貸与、それから当町から出ていかれるといいますか転出されるときには返還をいただいております。そのときに住民票の届け出等があった時点で窓口の方で確認をし、転入、転出、転居、世帯主の変更、それから世帯分離、世帯の合併等、必要に応じて確認をさせていただいて貸与したり返していただいたりしているのが実態でございます。

ただ、合併時点においてその点、窓口等で多少その差があって徹底できなかった点も、こちらの方ちょっと調査した段階でわかっておりますので、その点は早急に対応をとっている最中でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今ほどの答弁ですけれども、まず防災用品が十分足りているかという質問に対して、課長の方では十分ではないと。防災計画が立てられなくても、やはりこういうものはすぐにでも十分だと思うほど備蓄するべきだと思います。計画が立てられるまで待つという話では、先ほども言いました、あす揺れるかもしれません。そういうことも含めて、ぜひ早目の対応をお願いいたします。

また、防災用品の管理についてですけれども、今ほど町の倉庫1カ所に集中してあるとのことだったと思います。場所としては鹿島中学横の倉庫でないかなと。以前からそこに置いてあります。鹿島中学校というのは、実は避難場所に指定されていないと私思っております。その避難場所に指定されていない中学校の横にある体育館というの、やはり場所的には余りよくないのではないかなと。もし何かあったときにどうするのかと。

それと、防災用品というのは1カ所にためておくのではなく、避難場所に少しずつでも備蓄すべきではないかなと思います。

また、避難場所については60カ所。これが

多いのか少ないのか、私わかりません。地域的なものもあると思います。一つの地域にたくさんの方が集まれば、管理も大変だと思います。また、正直言いまして、鹿島地区というのはかなり広範囲な割には避難場所が少ないのではないかなと私思っております。そういう中で、今までこの避難場所というのは町有施設がほとんどで、それ以外のものも数カ所、旧鹿西地区にはありますけれども、それ以外はほとんどが町有施設です。もし鹿島地区で町有施設でそういうものがないならば、地域にある集会所、地区の区長さん、そういう方々と相談して、そういうところを避難場所として指定できないのか。そういうところにも防災用品の備蓄ということができないのか、答弁をお願いいたします。

また、今ほどの4番目の防災無線子機についてであります。先ほど課長の方から住民票を持ってこられたときという言い方をされました。

実は私、鹿島町時代ですけれども、徳前で3軒の家が建ちました。そのときに班長さんの方から、あそこの家には防災無線がついていないから連絡しておいてくれよという言い方で私、連絡したことがあります。これはやはり先ほど課長の言われた住民票の件と少しずれるのではないかなと思います。また、今現在もほかからもたくさんの方がおいでしています。私、近くの家へ確認に行ったところ、町の方からそういう話がありました。無線機はどうされますかという質問をされたので、お願いしますと言ってついている家もあれば、また逆に私の近くで、他町から帰ってきて家を建てたけれども防災無線は現在ついていない、こういう家庭もあります。

そういうことを含めると、もう一度徹底的に防災無線がどこについているのか、ぜひ確認していただきたいと思います。

それから、防災無線の子機、各家庭へは1台ずつ行くことになっております。事業所及

び商店、こういうところについてはどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

避難場所に備蓄品を小分けして置けないかというご質問でございますが、これにつきましても今現在、先ほど申しましたとおりの現状でございます。それを今新たに各地区に、言いましたけれども60カ所近くの場所に小分けしてみても、利用するときになかなかその対応がとれないのではないかなという思いもございまして、今現在は1カ所にしてあるのが実態でございます。

十分なる備蓄品等がそろった段階では、議員のおっしゃるような対応もとらせていただければな、このように思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、避難場所についてのばらつきということで再度ご質問あったわけですが、これは先ほども申しましたとおり各地区からの寄せ集めた、さきの旧町時代に指定されておりますその地域でございますので、これについても新しく防災計画ができた段階で改めて見直しをかけて、その実態を町民の方にPRといいますか徹底を図っていきたい、このように思います。

それから、先ほどの子機の件でございますが、世帯ごとに貸与するのは1カ所が原則でございます。ただ、例えば織物工場とか、それから納屋とか作業小屋、自分の生活の母屋以外に1カ所つけたいというような場合は、有料でこれは対応をとらせていただいているのが実態でございます。それにつきましても個人からの申し出があればその対応を、応分の費用負担はいただきますが、その対応を図っているのが現実でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今ほどの答弁で、まず保管場所、あるいは避難場所の見直し、こういうことが防災計画で見直されるということですので、ぜひお願いいたします。

私は、この今ある60カ所すべてに防災用品を置いておくのがいいのか悪いのか。やはり1カ所では、もしものときがあったときにどう対応するのかなという意味で、少しばらつきというか、例えば鹿島地区、鳥屋地区、鹿西地区、こういう形で分けることも大事ではないかなと思います。また、そういうことも計画を立てる中で話し合いの中に出していただければ幸いと思います。

それから、防災無線子機についてですけれども、各家には1台、今課長言われました。それ以外のものは買っていただく。それは当然だと思います。その中で、各事業所、商店、こういうところについていないところというのは一体どのくらいあるものなのでしょうか。わからないでしょうか。教えてください。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今現在ついていないところの地域についての箇所数、それについては掌握しておりませんので。また、どういうふうな方法でそれは調査すればいいか検討させていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 事業所、商店、やはり常に人が集まる場所だと思います。ぜひそういうところに、もしないところがあるならば、お願いしてでもつけてもらうべきでないかなと思います。例えばどこかの商店に人がたくさん集まっている。そこで災害があった。その人たちはどうするのかなと。今言われました工場についてもそうです。工場の中にたくさんの人がいる。騒音で外の音が聞

こえにくい。そういうとき、災害があったときに、あの工場はついていなかったから悪いんだというのではおかしいと思います。もしその中で事故があって、その工場がつぶれたときに、その工場の方々に、ついていなかったから助けるのが遅くなるとか、そういう変なことになってもらっても困ります。全員が何かあったときにはすぐわかるような対応をお願いいたします。

続きまして……。

議長（作間七郎君） 古玉議員に伝えます。再々質問までということで、ルールを守ってください。

15番（古玉栄治君） はい、これはお願いです。お願いはいいでしょう。

続きまして、2問目、循環バスについての質問をいたします。

きのうの小坂議員の質問にもありましたが、もう一度お願いいたします。

循環バスは現在3つの地区、鳥屋地区、鹿西地区、鹿島地区で走っています。循環バスの目的は交通弱者対策です。交通弱者イコールほとんどがお年寄りだと思います。そのお年寄りが病院あるいは買い物、各種行事への参加、また老人福祉施設の利用、例えば天平の里、ゆうゆう、あるいは入浴施設憩の利用などではないでしょうか。

それらをだれもが利用しようにも、行く交通手段がないというのが現状です。各地区ばらばらに走っているこの循環バスを町内一周するような方法での運行ということはできないのでしょうか。お答えください。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 古玉議員からご質問がありました巡回バスを町内一周走らすことができないかという質問についてお答えをいたします。

循環バスにつきましては、合併前の協議の段階から町内の主要な施設を走らせることは

できないかということを検討していましたが、当面は旧町単位での運行状況を見ながら検討をしていくという経緯がございました。合併より9カ月が過ぎまして、運行経費面や乗客数など大体の傾向が見えてきましたので、今後は関係各位のご意見をお聞きし、より便利で効率的な運行を図ってまいりたいと考えているところであります。

特に古玉議員のご提案の町内を回る計画につきましては、当初からの構想もあったわけでございますので、具体的な運行方法とルートを検討して、できるだけ早い導入を目指したいと思っておりますので、どうかご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、利用料につきましては、現在の100円を基本として他の市町の事例などを参考にして検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 古玉栄治君

15番（古玉栄治君） 今ほどの答弁、ありがとうございます。できるだけ早く町内の方々がどこへでも行けるように、町内の融和、皆さんがどこのおふるでも、どこへでも行けるような体制をとっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（作間七郎君） 次に、1番 島田正利君

〔1番（島田正利君）登壇〕

1番（島田正利君） それでは、通告書に従いまして次の3点について質問させていただきたいと思っております。

1番、ホームページと広報について。2番、地域イントラネット事業の工事進捗状況について。3番、アスベスト対策についてであります。

まず、1番のホームページと広報についてお伺いをいたします。

その内容のホームページと広報についての

内容の差を具体的な例を挙げながら少し説明をしていただけないものかなと思います。

2番、当然、私もホームページというものは膨大な量をそこには掲載することができませんので、広報以上のものが載っていることは承知しておりますが、情報の平等のために何か対策というものはお考えになっているのか。

また、ホームページの更新について少し伺ってみたいと思っておりますので、説明を求めたいと思っております。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） ただいまの島田議員のご質問にお答えいたします。

ホームページと広報についてということで、その内容の具体的な違いは何かということではありますが、なかなか具体的に説明するということはできないかもしれませんが、担当課といたしまして広報の内容を説明し、ホームページの内容というものを説明させていただきたいと思っております。

広報は、写真やイラストなどを多用し、また平易な文章表現により、町民の皆様にとってわかりやすく親しまれる広報を目指して作成しております。また、町からの情報伝達を目的として、町民の皆さんとよりよい関係を築いていきたいと考えております。

そういった意味では、ホームページも同じ情報伝達の手段と考えております。

広報に比べますと、ホームページのよいところとして、アンケートなどを利用して読者から情報を受け取るというような双方向のコミュニケーションができるということ。また、思い立ったそのときにすぐ新しい情報を発信したり受信したりということが即座にできるということでございます。

また、広報になくてホームページ上に掲載されているものといたしまして、具体的な説明とさせていただきましても、ホームペ

ージには広報にありません町長の週間予定や町発注事業の入札結果などが掲載されております。これは即情報を発信するというメリットを生かしているものでございます。広報にはそういうことは載っておりません。

また、2番目の情報の平等のための対策はないかということですが、インターネットが爆発的に普及しているとはいえ、まだすべての方が利用できる状況とは今現在のところは言えません。周知を原則とする情報伝達の方法といたしましては、ホームページは補完的な役割になると考えております。今のところでございますけれども。

ただ、ホームページには各種行政手続の方法や申請書のダウンロードなどさまざまな行政情報が常に蓄積されているものであります。ご存じのとおりでございます。

このようにインターネット上での情報がだんだんから見られる環境の方と、紙面が限られている広報とでは、その情報量に差があります。町民の皆さんが必要だと思われる情報については、町のすべての世帯に届けている広報誌でしっかりと伝達をしていきたいと今後とも考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

さらには、広報並びにホームページについて互いの特性を生かしながら、また、そのほかの多様なメディアを組み合わせながら情報伝達することで周知度を高め、町民の皆さんが受け取る情報に格差が生じないように今後とも考え、努力していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしく願います。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 質問の中のホームページの更新の現状はどうなっているかという点についてお答えいたします。

現在、中能登町のホームページの更新につきましては、各課の入力担当者が情報を入力

しております。各課で掲載が必要と考えられる内容を精査した上で、随時インターネット上に公開しているのが現状であります。今後、より多くの方に見ていただけるよう内容の充実等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） ホームページは補完的な役割であって、町民の皆さんに不利益が生じないような形で広報等の活動をしておられるという説明でありましたが、ぜひしっかり守っていただいて、タイムリーに、時間的な差によって町民が不利益を被る人が出てこないような形をぜひお願いしたいと思います。

それと、更新については随時行っているということでしたが、具体的にいうと大抵現状では月にどれくらいの頻度で更新がされているのでしょうか。お聞かせください。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

情報担当課長（広瀬康雄君） 更新のサイクルですが、特に1週間に1回とか10日に1回というような決めはございません。各課でこれはすぐお知らせしなくてはいけないと判断したものに関しては、即時入力し公開する。思い立ったときに、すぐ決裁をもらい載せるというようなやり方で現在行っております。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） わかりました。それでは、私もホームページを随時見ながら、定期的に見ながら変わったことがないか確かめたいと思います。

それでは次の質問にまいります。

地域イントラネット事業の進捗について。

まず工事の進捗状況。それと今、公共施設を光通信で結ぶというイントラネット事業なのですが、この整備が終わった後、各家庭にまで光ケーブルを整備するつもりがあるの



か。また、それについての予算について説明を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長  
情報担当課長（広瀬康雄君） 島田議員の  
地域イントラネット事業の推進、進捗状況に  
ついての質問にまずお答えいたします。

まず工事の進捗状況はどうなっているかという点ですが、12月6日時点で伝送路工事が90%、各公共施設内の工事が60%、機器類、システム整備が60%となっており、全体で約70%の整備状況となっており、順調に進んでおります。なお、工事の完成期日は平成18年1月31日ということになっております。

2点目の各戸まで光ケーブルを整備するつもりがあるかという点ですが、各戸まで光ケーブルを整備するという事業につきましては、ケーブルテレビ事業が該当になるかというふうに思っております。幹線部分に光ケーブルと同軸ケーブルを使うHFC方式、これは同軸で家庭まで結ぶ方式であります。引き込む方法と、光ケーブルを家庭まで引き込むFTTH方式という方式がございます。

同軸で引き込む方式については、ケーブルテレビの整備で今現在主流となっております。技術的にも確立されており、総務省の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助の対象となり、補助金を活用することができます。

光を家庭まで引き込むFTTH方式は、最先端技術となります。国内では数例で、現在この方式の基準となる国の規則が改正される予定であります。

総務省の補助は情報の格差是正を目的とするということで、家庭まで光を引くというのは補助対象には現在のところならないということで、単独事業になります。

経費面においてですが、現時点での概算費用を見積もってみました。同軸で各家庭まで引くHFC方式ですが、約6,000世帯ということで見込みまして9億円程度。

光を各家庭までということでFTTH方式でやりますと、現在の試算では1.5倍から1.6倍かかるというふうに言われておりますが、14億円という試算が出ております。

この費用にはケーブルテレビを運営するための機器、伝送路等の費用であり、特別な行政としてのサービスを行うというようなものはまた別途費用がかかるというふうなことになります。

以上であります。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） 今、広瀬担当課長の方からおっしゃられたことを整理しますと、途中まで光ケーブルで、そこから先の同軸ケーブルのHFC方式が約9億円かかって補助対象である。この補助金が幾らあるかというのも、また次答えていただきたいのですが。

それと、FTTH方式、全部光でやると14億円程度かかる。他の自治体を見れば、HFCが大体主流だったというお答えだと思うのですけれども。

それでは、その自治体がHFC方式をずっと貫いているのか。それともFTTHにそこからまた移行するような動きがあるのか。ほかの自治体で。もう一つ、よりたくさんのお金がかかるFTTH方式のメリット。IP電話のことを絡めながら少しお話をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

情報担当課長（広瀬康雄君） まず光化の話ですが、同軸で引き込むHFC方式が補助金対象になるということで申し上げました。その補助率は基本的には事業費の3分の1ということになっておりますが、現在、国等も補助金削減というような話から、現実的には1億ちょっとぐらいしか支給されていないのが現状であります。

光の方は、先ほど言いましたように国が認めていないということなので、ゼロになりま

す。

各自治体、現在やっている光化への検討はされているのかどうかという話ですが、自治体で行っているところと民間ベースで行っているケーブルテレビ事業会社がありますが、光が何で有利という話ですが、これは通信の方向でインターネット、双方向のインターネットに関して光が速いということで光化にされているようです。テレビを見るのには光も同軸も影響ありません。ただ通信、インターネット等の通信事業に対して光が大容量で速く送れるというようなことからの取り組みがなされております。それでケーブルテレビ事業会社は、昔行った同軸を光化に向けて再整備といいますか、そういうような方向で動いているようでございます。

あと光のメリットですが、同軸ですと電柱、途中で光から同軸にかえましてノードという部品をつけますが、そこに電気を記憶しなくてははいけませんので、まず電気料がかかります。それと、途中でアンプもつけなくてははいけませんので、そういう費用がかかります。そういう費用が保守的にはかかる。同軸にはかかる、光には要らなくなるということがあります。

ただ、光の有利な点は速いということと、雷等に強い、災害に強いというふうなことが言われております。

IP電話ですが、IP電話も現在、民間のインターネット等でサービスされておりますが、ケーブルテレビを行った場合もケーブルテレビのインターネットという分野、通信分野が出てまいります。そのケーブルテレビインターネットに加入された方のサービスの一環ということで、IP電話が利用できる。ケーブルテレビに入った方は無料通話できるとか、提携されている全国的なプロバイダのところとは無料でできるというようなことは聞いております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） この問題については広瀬担当課長が一番詳しいお立場におられると思います。今ほど、光ケーブルにすれば将来、町内がプロバイダーが同じであればIP電話も無料でできる。そういうふうなランニングコストの面でも安くなるというようなことも話も伺いました。災害にも強いというのもそうです。将来展望を見据えましたシステムの構築、インフラ整備をぜひお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

アスベスト対策について。

私は教育常任委員会の方に所属しているわけですが、公共施設のアスベスト、9月議会でもたくさんの議会の議員の方々がアスベストについて質問されていまして、公共施設について、アスベストの対策については私も十分理解したつもりでおりますが、アスベストは何も公共施設だけではなく、民間施設にも使われているのが実態でございます。民間企業、事業所、各家庭のアスベストの使用状況について町は把握をされているのか。また、把握をしている、していない。その次の段階なんですけれども、指導的役割を果たせるのか。これについてちょっと伺いをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） アスベスト対策についてのご質問でございますけれども、一般企業、家庭でございますけれども、それらの点につきましてご説明したいと思います。

民間企業の吹きつけアスベストに関しましては、石川県では9月にアンケート調査を行っております。対象となる建築物は昭和31年から平成元年までに施工された建物で、延べ面積が1,000平米以上の建築物のうち室内または屋外に露出してアスベストの吹きつけが

なされている、そういった建築物であります。

調査内容といたしましては、アスベストの吹きつけがなされているかいないかという点。それとアスベストの飛散のおそれがあるかないかという点。それと飛散防止対策の状況についてであります。そのほかの調査対象外の建物については、把握していないというような返事でございます。

町といたしましても、こういった対象外の建物、一般の家庭等につきましてもの実態の把握は行っていないのが現状でございます。

2点目の指導的役割の点でございますけれども、これにつきましては現時点ではそういったアスベストというような意識を喚起するような方策しか町としてはできない、こういうふうに考えております。

今後の指導につきましても、県の推移、指導の推移、そういったものを見守りながら対応していきたい。そういうふう担当課としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） 石川県の対策、その推移を見守りながら町としても対策を立てたいというご返答だったかと思っておりますけれども、公共施設のアスベストの除去には一生懸命やって民間はどうでもいいような、そういうふうな。もうちょっと健康被害、これは住民の安全、健康、そういうところを守るのは行政の義務でありますから、やはりもう少し突っ込んだ形で、例えば事業所に対してアンケートを出すとか、調査依頼がありますかといった伺いを立てるとか、そういったところまで一步踏み込むべきではないかと思うのですけれども、その点についてどう思われますでしょうか。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 島田議員の再質問にお答えいたします。

もう一步踏み込んでの指導というお話でございましたけれども、アスベスト対策の方につきましては各企業、努力義務ということでございますので、そういった観点もございまして、こちらの方ではそういった調査等は行っていないのが現状でございます。

さきの県議会の方でも、県の方では県の責務といたしまして改めて条例の中に盛り込んだところでございますので、そういった経緯等もございまして、その点を踏まえましてまた検討していきたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 島田正利君

1番（島田正利君） 私は、もし事業所なり各家庭なりからそういうふうな調査依頼がありまして、もしそういうアスベストがあつて確認をされれば、例えばそういうふうな除去作業にかかる資金の貸付制度とか、そういったときにかかる利子の補助とか、そういうところまで町として住民のためにやるべきではないかというふうに思います。

これは答弁は要りません。私の要望という形で終わらせていただきたいと思っております。

以上、私の3点の質問を終わらせていただきますが、最後に一つ。

これは私の意見なのですが、合併から10カ月ほどたちまして、町長が掲げられました3町の融和、公平、公正。やはりこの3町の中でまだまだ浸透がされていないような、そういうふうな現状に私は思われます。それで、今は予算編成の中で大変お忙しい時期だとは思っておりますけれども、合併前によく行われました住民との懇談会、町長と語る会、どんな形でも結構ですから、また住民の意見の生の声を拾い集めていただいて、来年度の予算編成の中にも反映されればと思っております。

これは答弁は要りません。私のお願いとして最後に申し添えておきたいと思っております。

議長（作間七郎君） ここで10分休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時56分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

8番 吉本幹男君

〔8番（吉本幹男君）登壇〕

8番（吉本幹男君） 私はこのたび通告順により最後の質問者となりましたが、次の2点の質問であります。前任者の重複するところは割愛させていただきたく、よろしくお願いたします。

その先に、きょうの質問に見合った天候は私に味方してくれたのか、大変な大雪模様です。きょうは除雪車、融雪装置等が十二分に働いているのかいないのかをひとつご返答いただきたいと思ひます。

これから本文に入りたいと思ひます。

第1点目は、中能登町での除雪対策と体系について。

その1つ目には、積雪何センチで除雪車が稼働するのか。前日の中能登町だによりよりますと10センチにて除雪と掲載されていたが、町のどの地点にてその場所を測定しているのか。なぜ再度お尋ねするのかというのは、先日、石動山に登ったら平地の3倍以上の積雪でありました。住民はもとより、救急時、災害時、どのような対応をとられるのかお尋ねします。

2つ目は、除雪優先順位について。各集落ごとに事前に伝達、報告されているのか。この点では、区民の皆さんが我先へと区長さんへ問い合わせが殺到し、返答と言ひわけに苦慮している現状です。できる限り集落内の順番をお知らせいただきたいと思ひます。

3つ目には、除雪作業中での監督、立ち会い者等の配置ができないか。これについては、作業後のできばえが余りにも乱雑なため苦情が殺到しているのが現実です。あるM社

では、除雪作業車を大型化したため、例年除雪作業を実施していた町道が狭隘のため作業ができないとの申し出があった。このような事態に町の除雪対策本部はどう対応するのか。

以上、私の3つの点についてのご返答をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

除雪体系でございますけれども、さきの山森議員のご質問で基本的なことはお答えさせていただきました。具体的には10センチで除雪を行う計画であります。しかし、気象状況によりまして若干の変更が生じることがございますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

それで測点ということでお話があったわけでございまして、測点につきましては旧町の役場の方に測点があります。県の方の測点もインターネット上に出ますので、それらをかみ合わせて除雪の方の資料としております。

石動山の話が出たわけでございますけれども、それらにつきましても私、3月に担当課となりまして以後、除雪も行っておりますので、その点は十分に把握しているということでございますが、旧の鹿島町の除雪体系ということ踏まえまして、またそれも検討していきたいというふうに考えております。

2番目の除雪の順位でございますけれども、除雪の順位につきましては町道の除雪順位につきましては通学路とか生活道路があるわけでございます。それを1次路線といたしまして、その他を2次路線として計画させていただいております。1次路線が終わりましたら2次路線の方へというような対応で計画しております。

各集落への除雪の周知徹底でございますけれども、これらにつきましては、さきの区長

会の方で説明もして、了解をさせていただいております。

なお、集落内の除雪の順位、道路の順位は、どこからどこが一番早いんだと。こういったことについては、各地区ごとに除雪をお願いしてある業者さんの方にお任せしてございますので、その機械の配置等によって若干狂いますので、ここで明確に区の方へここが一番だと、こういうようなことにはお話しできないかと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

それと除雪中の監督、立ち会い者の配置でございますけれども、この点につきましても現在、借り上げ台数が43台を予定しております。それによりましては、うちの土木建設課のスタッフが若干8名ということで、物理的にも大変難しいということで、除雪車の後についていく、そういったことについては現時点では困難であるというふうに考えております。

ただ、除雪終わった後の始末が悪いという点につきましては、いま一度業者の方へ徹底させるように指示をいたしまして、そういう方法でお願いしたいというふうに考えております。

よろしくお話しいたします。

答弁漏れございましたので、お答えさせていただきます。

業者の機械が変わったので入れないというようなお話でございましたけれども、そういった箇所は除雪路線以外のところにも入れない箇所がございますので、そういったところは区長会の席上において町が貸与します小型の除雪車で地区でもってお願いしたい、そういうお願いをしてございますので、その点お含みおきよろしくお話しいたします。

議長（作間七郎君） 吉本幹男君

8番（吉本幹男君） 今ほど狭隘道路については町と各集落の区長さんとの話し合いということでございましたが、それらについて

も町が責任持ってやっていただくものと私は思っているのですが、ただ区長さんとしても、自分で手をあまねて町の除雪機械が即間に合わないということもたびたび聞いております。そのようなことのないように配慮していただくことをここでお願いしたいと思います。

次にいきます。

第2点目は、石動山、荒山峠、碁石ヶ峰、3系にまたがる土砂災害に対する町の対応策はあるのか。

数カ月前に、土石流、地すべり、がけ崩れと呼ばれる土砂災害、災害予想地図が県土木事務所よりマップにして各家庭に配布されました。このことについて二、三点お尋ねいたします。

1点目には、土砂災害発生時の観測地点と通報システムはどのようになっているのか。

2点目には、異常時に気づいて役場等に連絡する旨の文面でありましたが、町当局ではどのような対応をするのか。第3点目には、各集落ごとにおける対応策を説明する必要があるのではないか。以上3点について町当局の考え方をお尋ねいたします。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 土砂災害の件につきましてお答えいたします。

土砂災害の対策につきましては、中能登土木総合事務所に問い合わせをいたしましたところ、現在は観測点通報システムなどの整備がなされていない。しかし、近年の全国の発生状況やことしの羽咋市の地すべりなどを教訓に、少しではあるが前進をしている。そういうようなお話でありました。

2番目の役場に連絡となっているがということでございますけれども、議員ご指摘の中能登土木が各世帯に配布いたしましたチラシの中にはそのようになっているわけでございます。このチラシの中には、昨今の全国的な土砂災害の現状を踏まえまして、石川県が昨

年より啓発活動の一環として全戸配布を行っているものでございます。あくまでも危機意識を主眼に置いておりますので、場所の指定というものは指定をしているものではありません。そういう点、ご理解をしていただきたいと思ひます。

チラシの中に、ご存じのように土石流、地すべり、がけ崩れの前兆というものが載っていたわけでございますけれども、すべてが違っていたかと思ひます。しかし、ふだんの状況からしてその現地の方でおかしいなと気づかれた点がございましたら、中能登町役場の方で現地の方へ出向きまして、また必要に応じて中能登土木へ連絡し、また消防との連絡をとり合いながら自主避難あるいは避難勧告、避難命令、そういったところでの対応になっていくかというふうに考えております。

それと3点目の集落への説明会でございますけれども、中能登町に土石流、地すべり、がけ崩れ、そういったような区域の指定がございます。そのほかに、同じように森林関係の方でも指定があるわけでございます。崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区といったような指定もしているわけでございます。

災害は、雨の量とかそういったもので推測はできないわけでございます。連続的に雨が降っている、あるいは一日多く雨が降っている、そういったことでも特定ができないということで、問題がそこに潜んでいるのではないかと。そういうふうに考えております。

したがいまして、マニュアルの策定というものが非常に困難でありますので、現在のところは地区の方での説明会というものは考えていないわけでございますが、地区の方から要望等がありましたら、また県の方と合同で開く計画もしたいかと、そういうふうに考えております。

それと最後になりましたけれども、県とお話をさせていただいた中におきまして、石川県の方では、災害対策といたしまして要望の

あったところから調査を行いまして堰堤や流路工の整備を計画している、そういうことでございましたので、特に地元の皆さん方のご理解とご協力をお願いしたい、そういうお話でございましたので、今後ともよろしく願ひたいと思ひます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 吉本幹男君

8番（吉本幹男君） 今ほどのご返答の中には、まだ県では測定地点が指定されていないということでございました。先ほどに返るのですが、先ほどやはり石動山へ先日上がったときに、各箇所は何力所か蛇かご等を入れて土砂止めを防ぐ工事がなされておりました。災害はいつ来るかわかりませんが、今言われたように降雨時期に来ると言われましたが、この時期についての点検とか、また見回りとか、そのようなことは町としてはする必要がないのか。これらは町有林であろう、県有林であろう、町道であろう、村道であろう、林道ですか、それらの道路別によっては管轄が違ふと思うのですが、そのような危険箇所があっても見て見ぬふりをしているのか。その辺を少しわかる範囲内で明らかにしていただきたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの件の中で舌足らずな点があったかと思ひますけれども、見回りにつきましては現スタッフにおいては定期的に見回りは行っておりません。そうした中で、地域の方々は地域のことをよく一番ご存じだというふうに考えておりますので、何かおかしいなと気づかれた点がありましたらご連絡していただきたいということで、対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願ひたいいたします。

議長（作間七郎君） 吉本幹男君

8番（吉本幹男君） 今言われたように、

行っていないということで地域住民にお任せということでございましたが、それもそうかなと。納得のいかない点もありますけれども、それはやむを得ないと思います。

最初に冒頭にお伺いしましたきょうの除雪作業の方についてのお答えをひとつしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

議長（作間七郎君） 澤井土木建設課長

土木建設課長（澤井昭範君） 本日の除雪作業の件でございますけれども、先ほどお話ししましたように基本的には10センチということで、気象状況等によって若干見直すというようなことも述べさせていただいたわけでございます。

本日降っております、一昨日から降っているわけでございますけれども、この時期の雪につきましても、皆さんご存じのとおり地面の地表の温度も高いということで、降ってはすぐ消えるというようなことも、そういったことであるわけでございます。そういった中で様子を見て現在に至っているということでございますので。若干、外を見ましたら降っております。それで、あすの朝、皆さんの通勤通学の前には一斉除雪をいたしまして対応したい、そういうふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（作間七郎君） 吉本幹男君

8番（吉本幹男君） 今ほどのご返答の中では地表面が温かいと。やはり温度と地表面との両方をはかる温度計があるのかなと私は思ったのですが。

いずれにしても、きょうは出ていないということは事実でございます。また、あすの通学までに間に合わすということでございました。この辺で何とか了解しようと思います。

きょうはどうもご返答ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、19日午後2時より本議場にて開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時14分 散会

## 平成17年12月19日（月曜日）

### 出席議員（39名）

1番	島田正利	議員	23番	奥本吉和	議員
2番	諏訪良一	議員	24番	八尾孝雄	議員
3番	谷口英夫	議員	25番	岡野武夫	議員
4番	堀江健爾	議員	26番	若狭明彦	議員
5番	宮下為幸	議員	27番	岩井礼二	議員
6番	平岡志朗	議員	28番	西村秀博	議員
7番	定塚勅男	議員	29番	坂井幸雄	議員
8番	吉本幹男	議員	30番	若狭武	議員
9番	亀野富二夫	議員	31番	石端勇夫	議員
10番	出雲英夫	議員	32番	小坂博康	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員
22番	宮本空伸	議員			

### 欠席議員（2名）

19番	伊賀昭治	議員	20番	水野外二	議員
-----	------	----	-----	------	----



説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士 雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
参事兼監理課長	久 保 與 夫	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第5号）

平成17年12月19日 午後2時開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告 認定第1号～認定第29号

日程第2 常任委員会委員長報告 議案第34号～議案第43号、請願第7号～請願第10号

日程第3 討論・採決

（追加日程）

日程第4 議案第44号  
（提案理由・質疑・討論・採決）

日程第5 発議第12号～発議第15号  
（説明・即決）

日程第6 発議第16号  
（説明・質疑・討論・採決）

日程第7 閉会中の継続調査の件

閉議・閉会

午後2時30分 開議

開 議

議長（作間七郎君） 皆さんご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は39人です。  
これより、本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長報告

議長（作間七郎君） 日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、さきの9月定例会で付託をし、継続審査となっておりました付託議案認定第1号から第29号までの付託議案29件の決算審査結果について、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 五十嵐三朗君  
〔決算審査特別委員長（五十嵐三朗君）  
登壇〕

決算審査特別委員長（五十嵐三朗君） それでは、決算審査特別委員会の審査結果について報告を行います。

9月定例議会におきまして当委員会が付託を受けました平成16年度各会計決算認定議案29件につきましては、11月7日から21日までの9日間の長きにわたり委員会を開催し、慎重に審査を実施いたしました。

本年の3月には、鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併をし、新町中能登町が誕生したところであります。

本決算審査では、合併前の旧3町の決算及び新町中能登町の決算、合わせて4町の決算を審査することになりましたが、9日間にわたる委員会では、委員全員出席のもと、膨大な資料により審査を行ったわけであります。

また、3町の合併では、旧町長を初め三役すべてが退職をされ、新たな杉本町長のもとで町政が執行されており、全国的に見ても例がないというふうに言われているわけであります。

このため、旧3町の決算については、責任者であるトップが不在の審査となったわけであります。

それでは、審査の経緯について簡単にご報告申し上げます。

まず、旧鳥屋町での決算審査については、一般会計、特別会計、計8件の決算認定の審査を鳥屋庁舎で実施いたしました。11月7日には午前9時から一般会計の説明と質疑を行い、翌8日には特別会計の説明、質疑が行われ、終了後には8カ所の現地視察を行いました。

なお、11月9日と10日の両日には、旧鹿島町の決算審査を鹿島庁舎で実施をし、一般会計、特別会計を含めた7件の決算認定審査を行い、終了後には7カ所の現地視察を行ったわけであります。

次に、11月14日と15日には、同じく旧鹿西町の決算審査を鹿西庁舎で開催をし、6件の決算認定審査を実施をし、9カ所の現地視察も行いました。

最後に、11月16日と17日には、合併後の中能登町での1カ月決算として、7件の決算認定及び鹿西地域運動公園組合の1件の決算認定審査を鹿島庁舎で行い、7カ所の町施設等を視察をしたわけであります。

最終日の11月21日には決算認定29件について討論と採決を行い、9日間の長きにわたった決算審査もようやく終結をしたわけであります。

いずれも合併事業により旧3町の決算及び中能登町の1カ月決算を含め、計4町の会計決算で、これまでに見られない膨大な資料となり、9日間の日程が組まれ、終始時間ぎりぎりまで慎重な審議が交わされたわけであります。

また、執行部におかれては、新町の異動などで何かと非常に多忙な期間にもかかわらず、数多くの質疑及び質問内容を的確にとらえられ、簡潔にご答弁をされ、議事進行にご

協力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

ご承知のように、決算認定の最も重要な意義は、行政効果の客観的な判断と今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編成や行政執行に生かされるように努力をすべきであるものと考えます。

なお、合併した中能登町におきましては、積極的な子育て支援や教育、福祉、介護の充実など、近隣の合併市町では見られない充実した住みよいまちづくりが推進をされております。

今後こうした住民本位の施策を決して後退させることなく、さらなる前進を望むとともに、町民サービスの公平性やより効率的な施設の運用と統廃合を進めるなど、厳しい社会情勢も視野に入れ、収支のバランスのとれた健全な財政計画を樹立させ、地域住民が安心して暮らせるまちづくりに努力されたいと考えるわけであります。

審査の過程で数多くの委員各位からの発言のあった指摘、意見、要望事項等については、執行部はその真意を真摯に受けとめ、厳しい財政状況のもとではありますが、それぞれ改善、検討、努力、整理をされ、本決算審査での結果を踏まえ、平成18年度の新規予算編成に当たられますよう強く望むものであります。

最後に、合併の理念でもありますサービスは高く、負担は低くをモットーに、これを継続させながら、さらなる中能登町の発展を心より願うものであります。

それでは、審査の結果について簡潔にご報告をさせていただきます。

審査の結果、

認定第1号 鳥屋町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 鳥屋町水道事業会計歳入歳出決算認定までの付託議案8件につきましては、全会一致で可決、認定をされました。

なお、認定第9号 鹿島町一般会計歳入歳出決算認定から認定第15号 鹿島町水道事業会計歳入歳出決算認定までの付託議案7件につきましても、全会一致で可決、認定をいたしました。

続いて、認定第16号 鹿西町一般会計歳入歳出決算認定から認定第21号 鹿西町水道事業会計歳入歳出決算認定までの付託議案6件につきましても、全会一致で可決、認定をいたしました。

さらに、認定第22号 中能登町一般会計歳入歳出決算認定から認定第28号 中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの付託議案7件につきましても、全会一致で可決、認定をいたしました。

最後になりますが、認定第29号 鹿西地域運動公園組合歳入歳出決算認定の付託議案1件につきましても、全会一致で可決、認定をいたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりでございます。

また、今回の決算認定における細部の経過につきましては、事務局に備えつけの会議録をごらんいただくことをお願い申し上げ、以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

常任委員会委員長報告

議長（作間七郎君） 日程第2 常任委員会委員長報告

## 総務常任委員会委員長報告

本議会より付託をいたしておりました議案第35号、第37号、第38号、第39号及び請願第7号、第9号、第10号の議案4件、請願3件、及びさきの定例会より付託の継続審査の陳情第1号についての総務常任委員会の委員長報告を求めます。

総務常任委員長 若狭 武君

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） それでは、総務常任委員会での審査の結果につきましてご報告をいたします。

本定例会から総務常任委員会に付託を受けました議案5件、請願3件につきまして、12月9日午後2時より鳥屋庁舎の社会福祉センターの2階、第2研修室におきまして委員会を開催し、全委員の出席並びに作間議長及び町長、執行部の同席のもと、慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告をいたします。

初めに町執行部より、教育施設関係のアスベスト分析調査について、12月8日に委託先から調査結果の提出があったため、早急な対応措置を講ずる必要から当委員会に分析結果の説明を受けました。後日におきまして、また議会全員協議会でも説明がなされるとのことでした。

続いて、議案の審議に入りました。

議案第35号から議案第38号の条例、規約の一部改正並びに議案第39号の一般会計補正予算について質疑を行い、執行部から説明を受け、回答をいただきました。

また、杉本町長より、今回中能登町で計画を予定検討しておりますケーブルテレビの概要について、既に導入をしております近隣市町の経緯やその活用状況等について説明があり、今後、大きな町事業として展開する上で慎重に検討したいとのことでした。

最後に、請願3件につきましては、慎重に

審議し、その取り扱いについて協議をいたしました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔にご報告をいたします。

まず、議案第39号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

次に、議案第37号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約について

議案第38号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について及び

議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

以上、議案4件につきましては、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続きまして請願ですが、

請願第7号 高金利引き下げに関する請願

請願第9号 「非核・平和中能登町宣言」採択の請願及び

請願第10号 政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての請願

以上、請願3件につきましても、全会一致で採択をいたしました。

なお、9月議会定例会より付託を受けておりました陳情第1号 治安維持法国家賠償法制定（仮称）に関する陳情につきましては、今回も審議未了としての取り扱いとなりました。

今回報告いたしました審議結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上、簡単ですが総務常任委員会の報告を終わります。

議案第35号に何か間違いがあったそうで、議案第35号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

失礼いたしました。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行いま

す。

質疑の方はございませんか。

28番 西村秀博君

〔28番（西村秀博君）登壇〕

28番（西村秀博君） 委員長報告の中で、請願第9号について質疑をお願いしたいと思います。

委員長報告の中で、3件については請願を採択という説明でございましたけれども、9号の中の請願事項の第2の中で、中能登町主催による原爆展開催というふうな項目がありますけれども、これについて委員の皆さんで異論がなかったのか、中能登町主催でいいのか、そういうふうな議論があったのかないのか、委員長の方から説明願います。

議長（作間七郎君） 若狭 武委員長

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） 今ほどの西村議員の質疑ですが、請願第9号につきましては、特別な質疑はありませんでした。

議長（作間七郎君） 40番 合田喜信君

〔40番（合田喜信君）登壇〕

40番（合田喜信君） 今総務委員長の報告に対し、西村議員からこの第9号の請願のことについて質疑があったかどうかの質問があったわけですが、このことに対し、委員長から格段の質疑がなかったという報告でございましたが、特にこの議案書の60ページの請願事項2ですね、ここに今西村議員も言われたとおり、中能登町に対して、いわゆる町執行部に対していろいろと行ってくれというようなことが書かれているんですよ。

すなわち、安全塔の設置、具体的にはまた中能登町主催による原爆展開催などいろいろと書いてあるんですが、そうしますと、町は具体的にこのことに対して何か行動を起こすように説明を求められたかどうか。

また、これがそのまま採択されていきますと、議会として執行部へ具体的な行動を求めることになりますので、執行部が何も行わな

かったら執行部は議会の意思を尊重しないのかということになっていくわけですが、このことに対して、町執行部に対して意見を求めたかどうか、委員長の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 若狭 武委員長

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） 今ほどの合田委員の質疑ですが、この件につきましても委員会としては特別な質疑がなかったわけですが。質疑があれば検討されると思いますけれども、特別な質疑はございませんでした。

この「非核・平和中能登町宣言」の採択については、皆さん方の方にファクスでお知らせいたしましたとおりののですが、この中能登町主催の原爆展の件につきましては、まだこれ提案していないので、提案されたらまた質疑があるかと思しますので、よろしく願います。

〔「 委員会の  
」の声あり〕

総務常任委員長（若狭 武君） 「非核・平和中能登町宣言」につきましても提案があったわけですが、特別質疑はありませんでした。

議長（作間七郎君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

民生常任委員会委員長報告

本議会から付託しておりました議案第39号、第40号、第41号の議案3件について、民生常任委員会の委員長報告を求めます。

民生常任委員長 杉本平治君

〔民生常任委員長（杉本平治君）登壇〕

民生常任委員長（杉本平治君） それでは、民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

12月8日午前9時より、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、委員8人の出席のもと、民生常任委員会を開催し、当委員会に付託を受けました議案3件につきまして、町長並びに執行部も同席し、慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告をいたします。

初めに、議案第39号の平成17年度中能登町一般会計補正予算から質疑を行い、議案第40号の介護保険並びに議案第41号の国民健康保険の各特別会計補正予算について順次質疑を行い、審議をいたしました。

なお、審議の中で、国民健康保険特別会計では、医療機関などへの昨年の1年間無受診の方々190世帯へ報償費といたしまして5,000円の商品券をお配りする補正予算については、厳しい財政の中ではありますが、保険料を一切使わなかったということでは本会計の大きな節約にも値することから、もっと優遇奨励をしてもよいのではないかとのご意見も多くありましたので、今後、執行部でいろいろ検討していただくようお願いをいたします。

また、その他の件といたしまして、前回の委員会でお話のありました町内の浴場施設天平の里、憩、ゆうゆうの3施設における運営や維持管理の現状につきまして、町当局からの資料の提出をお願いし、説明を受けました。

それぞれの施設では、利用者数や料金及び利用時間などの違い、建設当時のいろいろな町の方針もあったと思われませんが、合併した中能登町として、施設の利用時間や料金、また運営方法などについても利用者の意見を十分尊重し、民間のおふる屋にも考慮しながら、今後、各施設の特徴を生かした施設利用の検討をお願いしたいとの多くの委員からの申し出がありました。

これに対して執行部から、現状の運営内容

をよく把握した上で、今後検討したいとのご返答をいただいております。

それでは、審査の結果につきまして簡潔にご報告いたします。

議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第40号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算及び

議案第41号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

以上、議案3件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上でございますが、民生常任委員会の報告を終わる次第であります。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

産業建設常任委員会委員長報告

本議会から付託をしておりました議案第34号、第39号、第42号、第43号及び請願第8号の議案4件、請願1件について、産業建設常任委員会の委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長 宮本空伸君

〔産業建設常任委員長（宮本空伸君）登壇〕

産業建設常任委員長（宮本空伸君） 産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

本定例会から産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、請願1件につきましては、去る12月9日午前9時より、鹿島庁舎2階の大ホールにおきまして、委員11名全員の出席により委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果につきまして簡潔にご報告いたし

ます。

議案第34号 中能登町企業誘致条例の制定について

議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第42号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算及び

議案第43号 平成17年度中能登町水道事業会計補正予算

以上、議案4件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

請願第8号 道路整備促進に関する意見書を求める請願につきましては、全会一致で採択いたしました。

以上、報告いたしました結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

以上、簡単ではございますが、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

教育常任委員会委員長報告

本議会から付託をしておりました議案第36号、第39号の議案2件について、教育常任委員会の委員長報告を求めます。

教育常任委員長 若狭明彦君

〔教育常任委員長（若狭明彦君）登壇〕

教育常任委員長（若狭明彦君） 教育常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

去る12月8日午後2時から、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、作間議長並びに町長、町執行部の同席のもと、委員9名の出席によりまして教育常任委員会を開催いたしました。

本定例会から教育常任委員会に付託を受けました議案2件につきまして執行部からの説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

初めに、議案第36号の中能登町立小学校児童の通学費補助に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年9月の定例会で可決されました条例の中で、第2条での補助対象として、「町長は、中能登町立小学校の児童で次に掲げる者に対し、その通学費の一部を補助する」となっているが、鳥屋小学校の廿九日バス停及び新庄バス停から定期バスを利用している児童を対象に、そのバス代金の補助を10月1日から実施することになっていましたが、これを本年4月1日から1学期、2学期、3学期のバス代金のすべてを補助するため、前条例の「の一部」を削除し、新たに規則を定め、運用したいとの執行部からの説明でした。

また、議案第39号での一般会計補正予算では、教育関連施設でのアスベスト環境調査及びアスベスト対策工事費についての質問があり、執行部からは、さきの臨時議会で補正対応しましたアスベスト分析調査の結果が当日の8日昼に委託専門業者から提出されたので、その結果と内容が説明され、今後、早急な対応措置を講じたいとの報告を受けました。

さらに、小学校児童の殺害が全国的問題となっている折から、町内の通学児童の安全対策徹底を図られたいとの委員からの申し出もあり、執行部からは、既に各学校に再度安全チェックをするように指導しているとともに、先生も子供たちと一緒に通学路を歩いて危険な箇所がないか再確認し、保護者やPTAの方々と一丸となって通学の安全を確保したいとの返答がありました。

それでは、付託されました議案の審査結果につきまして簡潔にご報告いたします。

議案第36号 中能登町立小学校児童の通学



費補助に関する条例の一部を改正する条例について及び

議案第39号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

以上の議案2件につきましては、全会一致にて原案どおり可決いたしました。

以上、簡単ではございますが、教育常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 討論・採決

議長（作間七郎君） 日程第3 討論・採決

これより、さきの9月定例会で付託をし、継続審査となっておりました付託議案認定第1号から認定第29号までの旧3町会計決算、中能登町会計及び鹿西地域運動公園組合各会計決算認定議案についての討論を行います。

まず、反対討論から許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 次に、賛成討論を許します。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託議案認定第1号から認定第8号までの旧鳥屋町決算認定議案についての採決を行います。

付託議案認定第1号から第8号についての委員長報告は、全会一致により原案のとおり可決、認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、付託議案認定第1号から認定第8号は、委員長報告のとおり可決、認定されました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案認定第9号から認定第15号までの旧鹿島町決算認定議案についての採決を行います。

付託議案認定第9号から第15号についての委員長報告は、全会一致により原案のとおり可決、認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、付託議案認定第9号から認定第15号は、委員長報告のとおり可決、認定されました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案認定第16号から認定第21号まで、旧鹿西町決算認定議案についての採決を行います。

付託議案認定第16号から第21号についての委員長報告は、全会一致により原案のとおり可決、認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、付託議案認定第16号から認定第21号は、委員長報告のとおり可決、認定されました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案認定第22号から認定第28号まで、中能登町決算認定議案についての採決を行います。

付託議案認定第22号から第28号についての委員長報告は、全会一致により原案のとおり

可決、認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、付託議案認定第22号から認定第28号は、委員長報告のとおり可決、認定されました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案認定第29号 鹿西地域運動公園組合決算認定議案についての採決を行います。

付託議案認定第29号についての委員長報告は、全会一致により原案のとおり可決、認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、付託議案認定第29号は、委員長報告のとおり可決、認定されました。

議長（作間七郎君） 続いて、本議会より付託を受けた付託議案第34号、第35号、第36号、第37号及び第38号の条例関係付託議案5件を議題といたします。

付託議案第34号から第38号についての討論を行います。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより、付託議案5件を一括して採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、付託議案第34、35、36、37、38号の付託議案5件を一括して採決いたします。

ただいまお諮りいたしました付託議案5件

についての各委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、付託議案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号の付託議案5件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号の平成17年度中能登町各会計補正予算議案5件を議題といたします。

付託議案第39号から第43号について討論を行います。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、付託議案5件を一括して採決したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、付託議案第39、第40、第41、第42、第43号の付託議案5件を一括して採決いたします。

ただいまお諮りいたしました付託議案5件についての各委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号、第40号、第41号、第42号及び第43号の付託議案5件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、請願第7号 高金利引き下げに関する請願についての討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより、本請願についての採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

本請願についての委員長報告は、全会一致で採択であります。よって、請願第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、請願第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） 次に、請願第8号 道路整備促進に関する意見書を求める請願についての討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより、本請願についての採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

本請願についての委員長報告は、全会一致で採択であります。よって、請願第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、請願第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） 次に、請願第9号

「非核・平和中能登町宣言」採択の請願についての討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより、本請願についての採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

本請願についての委員長報告は、全会一致で採択であります。よって、請願第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。よって、請願第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） 続いて、請願第10号 政府に対する「非核三原則の法制化を求め意見書」採択についての請願について討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより、本請願についての採決をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

本請願についての委員長報告は、全会一致で採択であります。よって、請願第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数でありま

す。よって、請願第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後3時26分 休憩

午後3時28分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

#### 追加日程

議長（作間七郎君） 追加日程

日程第4

お諮りいたします。

ただいま町長より議案第44号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、追加日程 議案第44号を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日、追加提案させていただきました議案についてご説明を申し上げます。

議案第44号は、字及び小字の区域並びに小字の名称の変更についてであります。

県営圃場整備事業（担い手育成型）越路北地区の換地計画確定に伴い、字及び小字の区域並びに小字の名称が変更となるものであります。

以上、簡単ではございますが、私の説明を終わります。

何とぞ慎重なご審議の上、適切なお承認とご裁可を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、委員会付託を省略し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案の質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の方。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結し、採決いたします。

議案第44号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### 追加日程

議長（作間七郎君） 日程第5

お諮りいたします。

さきに採択されました請願第7号、第8号、第9号、第10号についての意見書案について、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号、第13号、第14号、第15号を日程に追加し、議題といたします。

発議第12号 高金利引き下げに関する意見書案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

若狭 武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） それでは、意見書を提出してありますので、意見書の提案説明をさせていただきます。

発議第12号 高金利引き下げに関する意見書案について、大綱のみを朗読をさせていただきますして了解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高金利引き下げに関する意見書案

平成16年の個人破産申立件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402人に及んでいます。潜在的な破産予備軍といわれる人にとっては、100万人とも200万人とも言われています。

また、平成16年度中、7,947人の人々が経済的な理由で自殺しています。この数字は、平成2年の1,272人と比較すると実に約625%の増加となります。

これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の原因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況のなか、利息制限法の最高制限金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。

よって、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記4項目が実現されますよう強く要望します。

1、利息制限法の制限利率を、市場金利に

見合った利率まで引き下げること。

2、出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。

3、貸金業の規制等に関する法律43号のみなし弁済規定を廃止すること。

4、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月19日

石川県鹿島郡中能登町議会

以上、説明を終わります。

議長（作間七郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、即決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（作間七郎君） 15番 古玉栄治君

〔15番（古玉栄治君）登壇〕

15番（古玉栄治君） 今ほど若狭議員の方から高金利引き下げに関する意見書案ということをおっしゃいました。これは案なのかどうか、その辺しっかりお願いいたします。

議長（作間七郎君） 30番 若狭 武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） 今ほどの質疑ですが、「高金利引き下げに関する意見書案」と私申し上げましたが、「案」を削除いたします。

議長（作間七郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時42分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

30番 若狭 武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） 意見書の高金利引き下げに関する意見書、先ほど「案」の方を削

除いたしましたが、私の提案どおり案といたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） それでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案を即決することに決定いたしました。

これより発議第12号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、発議第13号道路整備促進に関する意見書案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

宮本空伸君

〔22番（宮本空伸君）登壇〕

22番（宮本空伸君） 道路整備促進に関する意見書案

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済、社会活動を支える基本的な社会資本である。本県の南北に細長い地理的制約を克服し、広域交流の推進により交流人口の増加を図ることが求められている。

中能登町まちづくり計画の基本理念「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を実現するため、また、交流型需要を喚起するためにも道路整備をより一層推進しなければならない。よって、政府におかれては、18年度予算編成にあたり、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1、国土の均等ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道、県道から市町村道に至る、体系的な道路網の整備並びに快適な道路環境づくりを推進すること。

2、道路特定財源については、受益者負担の原則にのっとり、かつ、地方における道路整備に関するニーズは依然として高いことに鑑み、全額を道路整備の促進に充てること。

3、安全安心な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、高速道路の整備を促進し、また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

4、地方の道路財源を確保するとともに地方財源を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

石川県鹿島郡中能登町議会

以上です。

議長（作間七郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、即決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は即決することに決定いたしました。

これより発議第13号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

議長（作間七郎君） 続いて、発議第14号及び第15号、非核・平和中能登町宣言決議案、非核三原則の法制化を求める意見書案、関連の2案に関して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

若狭 武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） それでは、発議第14号 非核・平和中能登町宣言決議案について

及び発議第15号 非核三原則の法制化を求める意見書案について、提出者といたしまして提案させていただきますが、なお、この提案2件につきましては、それぞれの合併前の町において決議及び意見書の可決がなされておりますので、中能登町としましてもそれを引き継ぎ、新たに平和を願うものであります。

決議案、意見書案を朗読させていただきますので、よろしくご了承いただきたいと思えます。

#### 非核・平和中能登町宣言決議案

ふるさとを愛し、平和で住みよい郷土を築いていくことは、後世へのわれわれに課された大きな使命であります。

しかしながら、依然として地球上には多くの地域で戦争があり、核兵器をめぐる世界情勢が深刻さを増す中、人類の生存を脅かすものとして、憂慮する声が広がっております。

われわれは、世界で唯一の核兵器の恐ろしさを体験した国民であり、核兵器の悲惨さを忘れず、その廃絶を願っております。

ゆたかな自然と文化が香り能登のやさしい人情にはぐくまれた中能登町に住むことを誇りとし、限りない平和と繁栄を願ってこれまで以上に、核兵器廃絶や非核三原則厳守の施策を求めていかなければならないと思えます。

よって、限りない平和を求める中能登町民として、町づくりの基本は、町の平和と繁栄として安全を守って国際親善を深めることにより人類の友好と繁栄を築くべく非核・平和中能登町を宣言する。

以上決議する。

平成17年12月19日

石川県鹿島郡中能登町議会

次に、発議第15号 非核三原則の法制化を求める意見書案について、提出者として提案させていただきます。意見書案を朗読して説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

#### 非核三原則の法制化を求める意見書案

核兵器の廃絶は、唯一の被爆国である日本はもとより、全世界の人類共通の願いである。しかし、残念ながら今日未だその実現の運びになっていない。

地球上から全ての核兵器を廃絶し、核戦争を阻止することは、広島、長崎及び第五福竜丸と三度も原水爆の被害を受けた日本国民の悲願である。よって、政府におかれては、今までの「非核三原則」の国会決議を厳守して、「非核三原則の法制化」を図られるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

〔「暫時休憩」の声あり〕

議長（作間七郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時53分 休憩

午後3時58分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、即決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案を即決することに決定いたしました。

これより発議第14号の採決を行います。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、発議第15号の採決を行います。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数であります。よって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

議案の上程

議長（作間七郎君） 次に、日程第6 議会議案上程を議題といたします。

初めに、発議第16号 中能登町議会議員定数減員条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

亀野富二夫君

〔9番（亀野富二夫君）登壇〕

9番（亀野富二夫君） ただいま上程を賜りました発議第16号 中能登町議会議員定数減員条例について、本文朗読を省略して提案理由の説明をいたします。

現在、中能登町議会議員の定数は42人で在職議員数は41人です。ご承知のとおり、合併特例による議員の在任特例を適用しまして平成18年6月までの任期となっております。

新町中能登町の合併に際し、議会議員定数につきましては、合併協議会の席上などで非常に多くの議論並びに審議を交わしてまいりました。

当町での議会議員定数については、地方自治法に定められております市町村議会の議員の定数による第91条第2項の4による人口1万人以上2万人未満の町村で、22人を超えない範囲内で定めなければならないと定められております。

こうした条例並びに社会情勢を踏まえ、合併協議会でいろいろと検討を重ねてまいりました結果、旧3町の議会として、議員定数は20人で合意に至り、平成16年8月26日に、旧鳥屋町、旧鹿島町、そして旧鹿西町の3町の議会を同時に開催し、鹿島郡鳥屋町、同郡鹿

島町、同郡鹿西町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書によりまして、議員定数を20人に定めた議決が行われました。

これによりまして、近隣の市町の議会議員定数による数多くのご意見なども拝聴しておりますが、旧3町の議会の総意で議決しましたさきの協議書を十分に尊重した上で中能登町の議会議員定数を20人と定め、定数減員条例を提案するものであります。

もう既に平成18年度の新年度予算編成が進められております。この12月定例会において本条例を定め、適正なる予算の編成と執行を行って今後の新たなまちづくりへのスタートとし、町民から信頼される議会活動を目指し、また町民一丸となつての町政の発展と地方自治の振興に最大限努力し、邁進する所存であります。

したがいまして、中能登町議会議員定数減員条例を中能登町議会運営委員会の総意によりまして、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により、本定例会の議案として提出するものであります。

よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（作間七郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、質疑を行います。

質疑の方。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の方は。



〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第16号を採決いたします。

発議第16号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致です。よって、発議第16号の議員定数減員条例は可決されました。

議長（作間七郎君） 続いて、発議第17号中能登町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） ただいま上程賜りました発議第17号中能登町議会議員政治倫理条例について、本文朗読を省略して提案理由の説明をいたします。

私たち議員は、言うまでもなく町民の厳粛なる負託にこたえ、町民全体の奉仕者として、その人格と高度な倫理性が求められております。

しかし今日、国、地方を問わず、議会議員のその地位を利用しての行為や政治犯罪等、信頼を揺るがす事件、疑惑が多発いたしております。

したがって、我々中能登町議会議員は、議員としての品位と名誉を守るため、議員みずからの襟を正し、地方自治の本旨にのっとり、町民から信頼される議員活動をしてその使命の達成に努めなければならないと考え、中能登町議会議員政治倫理条例を中能登町議会政治倫理特別委員会の総意として、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により、議案として提出するものであります。

よろしくお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（作間七郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、質疑を行います。

質疑の方は。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の方は。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第17号を採決いたします。

発議第17号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致です。よって、発議第17号の政治倫理条例は可決されました。

閉会中の継続調査の件

議長（作間七郎君） 日程第7 閉会中の継続調査の件

閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長ほか各常任委員長より、会議規則第75条の規定による所掌事務、所掌事務調査のため閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

閉議・閉会

議長（作間七郎君） 以上で本定例議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

よって、平成17年第7回中能登町議会定例会を閉会いたします。

皆さん本当にご苦労さまでございました。

午後4時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員 大 森 良 策

署名議員 藤 本 一 義